

「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」 についての意見書（案）

平成 21 年 8 月 3 日

淀川水系流域委員会

「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」についての意見書（案）

目 次

1. 進捗点検の経緯と意見のまとめ	1
1-1 はじめに	3
1-2 意見書の基本的な枠組み	4
1-3 「進捗点検」の結果に対する評価法	5
1-4 評価意見の主旨	6
1-5 「計画内容の進捗の点検」をめぐる総評意見	9
1-6 今後の進捗点検に向けて	13
2. 各大項目の総括意見	15
2-1 環境の視点（まとめ）	16
2-2 治水の視点（まとめ）	18
2-3 利水の視点（まとめ）	20
2-4 利用の視点（まとめ）	22
2-5 主体参加の視点（まとめ）	24
2-6 統合的流域管理の視点（まとめ）	26
3. 大項目の観点別意見シート	29
試行報告書・意見書の観点对比表	31
3-1 環境の視点	
3-1-1 ダイナミズムの確保による適度な攪乱の再生	33
3-1-2 河川・湖沼の連続性の確保	36
3-1-3 琵琶湖・淀川水系の固有種および歴史・文化の多様性の尊重	39
3-1-4 生物多様性の保全	41
3-1-5 流域視点による水質対策	45
3-1-6 流域総合土砂管理の評価	47
3-1-7 流域的視野の環境影響評価	50
3-1-8 その他	52
3-2 治水の視点	
3-2-1 被害軽減・避難体制	53
3-2-2 洪水エネルギーの抑制と分散	54
3-2-3 堤防強化	55
3-2-4 河道流下能力	56

3-2-5	上下流バランス	57
3-2-6	土砂移動の制御	58
3-2-7	洪水被害	59
3-2-8	高潮	60
3-2-9	地震・津波	62
3-2-10	維持管理	64
3-3	利水の視点	
3-3-1	水需要管理の推進	67
3-3-2	渇水対策の確立	74
3-4	利用の視点	
3-4-1	「川でなければできない利用、川に活かされた利用」の実現	75
3-4-2	陸域・水陸移行帯・水域の秩序ある利用	76
3-4-3	陸域・水陸移行帯・水域の特性に配慮したか	77
3-4-4	「本来河川敷以外で利用する施設」の縮小	78
3-4-5	「川に活かされた利用」の推進	79
3-4-6	憩い、安らげる河川の整備	81
3-4-7	まちづくり・地域づくりとの連携	82
3-4-8	水源地域の活性化	83
3-4-9	上下流の連携の構築	84
3-5	主体参加の視点	
3-5-1	情報提供（公開）の適切性	85
3-5-3	住民意見聴取の充足度	88
3-5-5	「住民参加推進プログラム」の策定	89
3-5-6	住民参加の社会実験としての「河川レンジャー」の進捗	90
3-6	統合的流域管理	
	統合的流域管理の視点による点検評価のための、例示による具体的提案（要旨）	92
	委員会が提案した進捗点検項目の試行報告書での対応状況	97
	第3次淀川水系流域委員会委員名簿・意見書担当者表	99

※表示している項目は委員会が提案した進捗点検項目のうち河川管理者が対応したもののみを掲載しています（詳細は p97 の表を参照）。

1. 進捗点検の経緯と意見のまとめ

1－1 はじめに

淀川水系流域委員会（以下、「委員会」という）は、

- 1) 淀川水系河川整備計画（案を含む）の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べる
- 2) 淀川水系河川整備計画（案を含む）の変更について意見を述べる
- 3) 関係住民の意見の反映方法について意見を述べる

を目的として設立された。第三次委員会委員（平成 19 年 8 月より平成 21 年 8 月までの任期）は、1) および 2) に係る活動に取り組んだが、本意見書は主として 1) の「計画内容の進捗の点検」をめぐる意見を集約したものである。今次委員会の活動としては、前半の一年は「淀川水系河川整備計画原案」の審議に集中し、平成 20 年 6 月に河川管理者が委員会の意見書提示を待たずに「淀川水系河川整備計画案」を策定・公表した後も、委員による自主的意見取りまとめに注力した。委員会は平成 20 年 10 月に「淀川水系河川整備計画に関する意見書」をとりまとめ公表し、同時に河川管理者および関係府県知事に提出した。

後半の委員会審議は平成 21 年 1 月の第 83 回委員会より、「計画内容の進捗の点検」を主な審議事項として開始した。第 85 回委員会（平成 21 年 4 月 8 日開催）には、“「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗の点検」の進め方について”を審議の上、これを採択し、河川管理者には上記に従って進捗点検の試行を行なうこと、および同年 5 月末日までに点検報告書を委員会に提出することを要請した。

一方、河川管理者は委員会の提言に応じ、第 86 回委員会（平成 21 年 6 月 9 日開催）には“淀川水系河川整備計画の進捗点検に関する試行報告書（作成途上資料）”を提示するとともに、流域委員会が提言した観点・指標群を 4 種に分類し、河川管理者が進捗点検に応じることが可能なものとそうではないものを示した。その後、試行報告書は最新のものに改定され、「淀川水系河川整備計画の進捗点検に関する試行報告書（平成 21 年 6 月 30 日付）」（以下、「試行報告書」という）を、委員会意見を求める進捗点検結果として提示した。こういった過程を経て、委員会は審議を重ね、平成 21 年 8 月 3 日開催の第 88 回委員会において、「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」への意見書を取りまとめて審議終了の運びとなった。本意見書は「計画内容の進捗の点検」としては、平成 18 年度から平成 20 年度にかけて実施された事業の進捗点検として第二次委員会が作成・提出した「平成 17 年度事業の進捗点検についての意見」に次ぐ第二回目の意見書となる。

1－2 意見書の基本的な枠組み

平成18年度から平成20年年度にかけて実施された事業は「河川整備計画」策定以前の「淀川水系河川整備計画基礎案」（平成16年6月発表）に基づいて計画実施されてきた。従って、委員会は、第84回委員会（平成21年3月16日開催）において、「進捗点検の視点・指標と基礎案施策との関連表」の中で、本意見書の作成にかかる検討の基本的枠組みを

- a) 環境の視点・川や湖沼の自然再生
- b) 治水の視点・いかなる洪水に対しても氾濫被害をできるだけ最小化する
- c) 利水の視点・水需要管理の実現
- d) 利用の視点・川に活かされた利用
- e) 主体参加の視点・プロセスを共有する
- f) 統合的流域管理の視点・複眼的で総合的な管理

の6つの大項目に設定した。さらに、それにふさわしい小項目、観点、指標群を、“「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗の点検」の進め方について”の別添資料「進捗点検の観点、指標群ならびに評価の対象とすべき具体的事業・施策・取り組み事例」（平成21年4月22日提出）に準じて設定して進捗点検の検討を開始し、同年5月末日までに点検報告書を提出するよう要請した。

これに対し河川管理者は、6月30日にその時点で完成されたものとして「試行報告書」を提示した。本意見書はこの「試行報告書」に記載された河川管理者による進捗点検結果に対する委員会の意見である。

「試行報告書」の点検項目は、平成21年3月に発表された「淀川水系河川整備計画」（以下「河川整備計画」という）に沿って作成されているが、これは今後の計画内容の進捗の点検が、上記の「河川整備計画」に基づいて実施されることを視野に入れ、今回を試行と位置づけたことに起因する。第86回委員会審議資料-1の“表. 進捗点検の観点・指標群の委員会・国交省対比表”に示されるとおり、「試行報告書」にある点検項目、観点、指標は、委員会が前もって設定した大項目、小項目、観点や指標に必ずしも一致していないが、これは本意見書本文の冒頭に両項目群の関連表を付けることで対処した。

1－3 「進捗の点検」の結果に対する評価法

委員会は六つの分野にかかる小項目の観点ごとに、「意見書シート」を作成し、その様式に含めた「進捗状況の記述に関する意見」、「点検結果の記述に関する意見」、「点検頻度への意見」を評価の結果として記載することにした。評価に当たっては、上記大項目分野ごとの委員グループが分担担当し、それぞれ作業検討会、委員会審議、意見交換会を通して意見書シートの内容と大項目分野ごとの全体的評価を行った。更に作業検討会と委員会審議を通して大項目分野を横断する検討を加え、意見書として全体的な集約をすることにした。大項目分野ごとの「計画内容の進捗の点検」をめぐる意見の要旨は「1－4 評価意見の主旨」に整理した。さらに、大項目毎の詳しい意見のまとめは「2. 大項目毎の総括意見」に、観点別の評価の詳細は「3. 大項目毎の観点別意見シート」に記した。

1－4 評価意見の主旨

【環境の視点】

環境の視点の進捗点検は、「川が川をつくる」ことや「湖が湖をつくる」ことを「妨げずにどれだけ手助けできているか」を基準として川と湖沼の自然再生の現状を評価するべきである。点検に際しては、指標値を改善事業の前後で比較するなど、客観的な評価をいただきたい。

1. 川本来のダイナミズムの再生するために、環境対策が目的ではない事業も対象として、地形変化を促しているかどうかを指標として評価するべきである。琵琶湖の水位操作は、湖内環境と下流河川の双方のダイナミズムに関わるので、両生態系への影響を同時に評価するべきである。
2. 横断構造物などの連続性遮断の軽減対策を評価する際には、生物の移動だけではなく物理・化学的な環境要素の連続性も併せて評価するべきである。
3. 生態系の固有性を保全するために、琵琶湖・淀川水系を代表する希少な動物種を指標にしたことは妥当であるが、その評価はきわめて不十分である。希少種が絶滅の危機にある原因を究明し、効果的な対策を実施するべきである。琵琶湖・淀川水系の歴史文化の固有性や多様性については、保全すべき対象について課題整理する必要がある。
4. 生物多様性の保全のために、ホットスポットとなる生態系・生物群集のリストアップをするべきである。絶滅危惧種や希少種、種多様性、遺伝多様性、外来種対策などを指標として、生物多様性の維持・回復に対して実効性のある事業へ改善していくよう要望する。
5. 流域単位の水質総量規制の必要性を認識されていることは評価できるが、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立を含めて、事業としての進捗を急いでいただきたい。
6. 流域総合土砂管理においては、地形変化量、河川敷地面積、土砂堆積場面積、年間土砂供給量などの指標を活用していただきたい。環境、治水、防災、利水、利用など大小項目と土砂動態との関わりを総合的に評価する仕組みを検討する必要がある。
7. 流域的規模ならびに長期的な影響を軽減するための環境コストについては、評価手法の確立を待つのではなく、水質対策や土砂供給対策のような比較的可能な項目から着手するべきである。
8. ラムサール条約や生物多様性条約の批准国としての義務を果たしているかを念頭において点検するべきである。

【治水の視点】

進捗状況は対象期間中に行なわれた事業の内容を4事務所合計して図示・記述する例が多く、流域全体でどんな事業がどれだけ行なわれたかが分かる。費用は示されていない。全体計画とその進行予定を明示した上で進捗度を示す必要がある。唯一、堤防強化の三つの指標では必要区間長、実績済み区間長、実施予定期間別区間長、実施済み区間長の内の3年間の実績が示されており、評価に値する。これを3年間の実績の自己点検、自己評価へつなげて、進捗点検とすることが望まれる。治水の目的である氾濫被害の減少に直結する堤防強化の一部指標は点検対象に選択されず、河道流下能力の増大も行なわれず、また、洪水被害の期待値の減少も示されなかったため、流域住民の受益が3年間でどれだけ増加したのか(例えば、被害期待値が減少したのか、洪水に対する安全度が増加したのか)分かり難い点検結果となっており、事業の進捗により受益が増大したことを示すことが望まれる。地球温暖化の影響による海面上昇が顕在化しつつあるが、この影響を考慮した進捗点検が必要である。ダム堆砂については、貯水池の機能障害の発生の有無の明示と具体的な排砂計画の検討を進めるべきである。

【利水の視点】

1. 渇水対策会議の常設化と機能拡大（利水者会議の設置）

- ・ 利水者会議を淀川水系における水需要管理実現のための中心的組織として立上げる。
- ・ 河川管理者が、関係省庁、利水者、自治体と連携強化を図るという困難な壁は予想されるが、今後を展望するとき、これを何としても軌道に乗せていただきたい。

2. 公正かつ透明性の高い水利権の更新

- ・ 水利権と水需要実績・予測の乖離が大きくなった場合、速やかに適正な処理を。適正処理なくして、水利権の転用等施設の効率的運用、水利用の合理化は実現しない。

3. 異常渇水対策の確立に関して

- ・ 異常渇水対策容量について、丹生ダムで確保か琵琶湖で確保かの調査検討の前に、その必要性の有無については是非再検討をされたい。不必要の可能性は高い。
- ・ 必要性ありとの結果がでた場合、琵琶湖で確保についての調査検討にも注力を。

【利用の視点】

川らしい利用の促進において、それらが生物生息環境に及ぼす影響への点検が抜けている。水難事故防止では、点検内容が事故が発生した場合の救急対応に偏っているが、予防対策が重要である。また、直轄区間だけでなく、中小河川での水難事故防止への対応も重要である。小項目(2-3)陸域・水陸移行帯・水域の特性に配慮したかは、(2-2)と重複するという理由で点検されなかったが、観点が異なるため、点検が必要である。

小項目(2-4)「本来河川敷以外で利用する施設」の縮小では、河川保全利用委員会の回数が点検されているが、会議回数でなく、案件の内容と処理の内訳が重要である。また、河川敷の中で、国営河川公園の利用に関する点検が報告されていないが、面積的にも広く、あわせて評価する必要がある。

「川に活かされた利用」の推進では、河川愛護活動や環境学習などが活発に進められていると評価できる。しかし、ボートなどのアクセスの改善は進んでおらず、今後の改善が望まれる。

水源地域の活性化や上下流の連携の点検では、水源地域がダム近傍に限られているが、ダムのない水源地も含めて評価することが必要である。

【主体参加の視点】

1. 主体参加の目標は、住民と河川行政がより良い川の実現をめざして連携・協働する体制の構築をめざすことである。
2. 住民参加推進プログラムの策定に当たり、一連の河川行政のプロセスにおいて、広く住民参加、住民、住民団体等との連携を推進するために必要な検討事項
 - 1) 川は地域共有の公共財産であるという共通認識の醸成
 - 2) あらゆる情報の共有化
 - 3) 住民と行政の役割と責任の分担
 - 4) 多様な考えや立場の調整手法
 - 5) 計画や事業の透明性の確保
3. 河川レンジャーに対する信頼と期待が高まり、真の「橋渡し役」となるためには、個々の河川レンジャーと河川管理者がそれぞれの立場を弁え、緊張感と節度を持って各々のミッションに当たることが肝要。
4. 情報公開は「住民参加」の前提条件。あらゆる情報を、適切な時期に、自発的に公開することが今後の河川行政の信頼形成に不可欠である。
5. 意見聴取手法の開発について、いわゆるサイレントマジョリティからの意見抽出方法の開発を継続して検討すべき。

【統合的流域管理の視点】

1. 統合的流域管理の観点の必要性についての共通認識

今回の進捗点検に関する試行報告書では統合的流域管理に関する全項目が進捗点検の対象にされなかった。その理由については、「手法を検討した上で実施する必要があるため現時点では点検の対象にできない」というものであり、「手法が確立していないことが問題」とされている。つまり「まだ技術的には課題があるものの、河川整備計画における統合的流域管理の観点が必要である」という点については河川管理者とも共通の認識が得られたものと判断される。
2. 事業間相互の関連性の検討という総合評価につなぐ仕掛けとして、4.2.4 川本来のダイナミズムの再生（試行報告書作成途上資料 p. 34-39）を対象として事業間の関連事業間の関連性に関する認識図式の一例を示した。
3. 統合的流域管理という総合的評価につなぐ仕掛けの考え方について以下の 3 つの事例を用いて説明した。

事例 I： 流域管理に向けた継続的な施策展開（p. 47）
事例 II： 環境に配慮した効率的な水利用の促進（p. 81-83）
事例 III： 良好な景観の保全・創出（p. 21）

これにより施策間の関連性や戦略的優先性、時間的順序性、流域的視点からの位置づけ、PDCAサイクルプロセスによる順応的な検証などの視点が不可欠であり、それに基づいた補完的記述が重要であることを例示した。

1－5 「計画内容の進捗の点検」をめぐる総評意見

「河川整備計画」では、その対象期間をおおむね30年間とし、「計画内容については、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮し、随時、進行状況を点検して、必要に応じて見直しを行うものとする。」とし、また「進捗状況の点検にあたっては、淀川水系流域委員会の意見を聴く」としている。すなわち、委員会は河川管理者が行う「計画内容の進捗の点検」を評価し、河川管理者はその評価に基づいて必要な処置・改善をしていく展開につなげることは委員会の最も重要な取り組みの一つと位置づけられている。この点に関しては委員会と河川管理者の間で認識が一致しており、今回の取り組みは、限られた時間の中で行われたもので必ずしも十分なものではなかったが、両者が協力して取り組んだ有意義なものであった。この取り組みを振り返り、以下に、1－5－1 進捗点検の基本的枠組みと方針に関する意見、1－5－2 試行としての反省点と改善点に関する意見、に整理して提示する。

1－5－1 進捗点検の基本的枠組みと方針に関する意見

(1) 進捗点検の対象事業

1－2. で述べた通り、今回対象として「進捗点検」するのは平成18年度から平成20年度にかけて実施された「淀川水系河川整備計画基礎案」に基づく計画内容(事業)の進捗点検で、平成21年3月に策定された「淀川水系河川整備計画」の点検ではない。しかし、河川管理者は「淀川水系河川整備計画」の枠組みをそのまま反映する形で「試行報告書」を作成した。短期間でこれらの項目を網羅的にとりまとめられた努力には敬意を表するものであるが、この「河川整備計画」の枠組みに基づく「試行報告書」進捗点検を評価することには少なからず困難が伴った。それは主として「河川整備計画」の事業がテーマ別に並べられ、事業間にまたがる課題の進捗状況が点検されにくい点に起因する。また、委員会自体も進捗点検の観点や指標の選択について委員間の様々な意見をすり合わせるべく試行錯誤を繰り返したため、河川管理者が委員会が提案する観点、指標を「試行報告書」に十分マッチングさせる時間的余裕を持つことができなかったことも原因の一端である。更に「淀川水系河川整備計画」の策定過程で、委員会の考え方と河川管理者の考え方は必ずしも軌を一にするものではなかったことも大きな要因であった。この点に関しては、次期委員会と河川管理者の間で十分な議論を行い、将来的にこの差異に起因する齟齬を引きずることがないように努めることが重要である。

(2) 指標の取り違えと記述の不備

「試行報告書」には、指標として「対策の取り組み内容」「検討内容」「改善状況」「取り組みの効果」を多数掲げている。しかし「取り組み内容」や「検討内容」は事業内容の説明にほかならず、指標とは言えない。また、指標とは、いわば「改善状況」や「取り組みの効果」を進捗点検の観点から評価するための物差しを意味するのだから、「改善状況」や「取り組みの効果」は評価の結果であって、指標とは言えない。

一方、「施策の概要」の記述と「進捗点検」の記述に極めて大きなギャップがあって両者が密接に関連したものか疑われるケースも多く、点検項目間の記述の濃淡も併せて評価の難

しさにつながった。更に、試行報告書の点検結果には、「・・・に取り組んでいる」や「・・・対策を継続する」などの表現で言わば「仕事はしており今後も続ける」と書かれているものの、掲げた観点についてどれだけ成果が得られたかの評価が示されていないケースが非常に多い。これは、指標が目的に合う形で選択されていないことに一因があると思われるが、今後の点検においては、委員会が掲げた観点についての進捗程度を適切な指標をもって評価することが求められる。

（３）試行報告書の消極的、受動的な記述

河川管理者による進捗点検には多くの消極的、受動的な記述があり、意欲が感じとれないという意見も少なからず存在した。消極的、受動的な記述の背景として河川管理者は、「今回は試行であり、意見書が提出された段階で必要な記述を補完することとしたい」という見解を示したが、平成９年の河川法改正の趣旨を反映した新しい取り組みを積極的に推進する上で、事業の「進捗点検」への積極性、能動性は重要である。「河川整備計画」に含まれる事業は、いわゆる河川整備事業というハード事業に留まらない河川流域管理の方向を向いている。従って委員会はもとより幅広い社会的関与の下で進められなければならない、中長期的にはそれにふさわしい組織・体制の在り方や人材の確保・育成も必要である。「淀川水系河川整備計画」には、「本計画の実施にあたっては、関係機関などとの協議や調整を図っていく」としているが、河川法改正が暗に求める河川流域を一体とした健全な水循環や生態系の保全には、従来型の「関係機関との協議や調整」のみでは解決できない課題が多く、それらを現行河川行政の慣行の枠の中で対処しようとすれば必然的に消極的、受動的な記述にならざるを得ない。この点に関しては、単に試行だから、関係機関と協議や調整をするから、ということに留まらない根本的な課題が存在すると思われるので、河川管理者は、積極的、能動的に取り組むことを可能とする新たな仕組み作りについても、積極的な検討を進めて頂きたい。

（４）個別事業のPDCA サイクル

「試行報告書」の「２．進捗状況」と「３．点検結果」の記述は、実施した事業の進捗・点検を踏まえ、その中から課題や問題を見出して改善点を明らかにし、次のステップの実施計画にそれを反映するというPDCAサイクルが目指す形にはなっていない。

（５）事業間や上下流間の相互関連性の評価

今回委員会が提案した枠組みは、総じて「計画」を横断する課題に対する評価を意識したものとなっている。その理由は、淀川水系流域委員会の様に水系ごとに設立される委員会が行う評価は「河川整備計画」全般を横断する課題に重点を置くべきで、「計画」の章節で触れられている個別事業についての評価は、例えば河川事務所ごとに設置される専門委員会形式で行う方がより適切だと考えるからである。また、環境の課題には、琵琶湖の水位、宇治川、淀川の流況、淀川大堰の操作など上下流の相互関係に左右される問題が多い。このため、個々の事業の評価だけでは根本的かつ効果的な対策が困難である。これらを実現するためには、環境のみならず治水、利水、利用、主体参加からの観点を総合的に評価していく姿勢が求められる。

（６）主体参加の視点をめぐる不十分な進捗評価

委員会が大項目として設定した「主体参加の視点・プロセスを共有する」については、委員会が提示した観点と指標をめぐる事業の進捗点検を見る限り、河川管理者がこの課題に真剣に取り組んだのか疑念を持たせるものであった。まず、「試行報告書」の「２．進捗状況」の記述の中で、明らかに存在する情報やデータが提示されていないケースがかなり存在した。この件に関し、河川管理者は（３）で示した対応をしたが、できる限り早期に記述を補完し、完成報告書を現行委員会委員のみならず、広く社会に提示することが重要である。

しかし、より本質的な問題は、この主体参加の視点をめぐる進捗評価が、河川管理者の取り組みの姿勢や河川整備計画自体に問題が存在するのではないかと疑わせるものだったことである。河川整備においては地方公共団体及び地域住民等の意見が反映され、地域の個性が十分に活かされることが大切であるとの認識のもと、平成９年に河川法が改正され、河川整備計画の策定に当たっての地域住民の意見の反映手続きが法制化された。平成１２年１２月河川審議会答申「河川における市民団体等との連携方策のあり方について」は「市民団体等と円滑に連携を進めていく前提として、双方が１）川は地域共有の公共財産であるという考え方、２）情報の共有化、３）役割と責任の分担、４）多様な考えの調整、５）透明性の確保、６）地元自治体との緊密な連絡調整の重要性、などを認識すべきである」とし、さらに「１）市民団体等の自主性、２）市民活動の多様性の尊重、３）広範な人々の川との関わりの醸成、４）住民団体の意見の把握に留意し、効率的に連携が図られるようにすべきである」とし、また、「行政は１）対応部署の常設、２）職員の啓発と人材育成、３）積極的な情報の提供、４）交流の場の設置と提供、既材等の貸与、５）助成制度の充実など財政基盤の確保、６）関係省庁や地元自治体との連携の充実のような対応策を講じるべきである」としている。こういった取り組みの背景には河川管理者自身の熱意と市民との強い連携の姿勢が無ければならないが、今回の進捗点検における記述は、河川管理者の取り組みが果たしてそうだったのか疑わせるものであった。

１－５－２ 試行としての反省点と改善点に関する意見

（１）観点や指標に対する共通理解

河川管理者の進捗状況の記述や点検結果の記述は、今後、今回の試行的取り組みの成果を生かして共通理解を深め、河川管理者と委員会が適度な緊張感の下で相互が連携して取り組む進捗点検プロセスを確立されたい。

（２）点検頻度の評価

今回の試行では進捗点検の頻度については委員会で設定することなく、河川管理者に取りあえずその判断を任せた。それは、委員会の設定した観点、それを評価する物指しである指標、および指標を数値化するための基礎としての個別事業、点検に要する作業量と時間についても詳細な情報を委員会は有していなかったためである。それに対して、河川管理者は「試行報告書」で上げられた１１８の全点検項目をＡ：基本的に毎年点検、Ｂ：一定の変化、一定の効果が見られた時に点検の２種に分類し、Ａ１１３項目、Ｂ５項目に分けて示した。今回の試行では、点検法の提示から点検結果までの時間的制約が大きく、定期的に作成される資

料に基づくものが多かったため、Aに分類されるものが多かった。今回の試行報告では点検結果の評価の乏しいものが多く、Aに分類されるものでも、本来の目的を達するためには多くの時間と労力をかけねばならないものが多数存在すると推察され、例えばA分類でも数年間で1度程度の点検頻度で可能なものも存在する。一方、河川事業には効果を発揮するまでには長期間を要するようなものも多く、現在のB分類では、多大な事業遂行の努力と時間にも拘らず、長期間点検されないものが生じる可能性があり、3年、5年といった年限をきった方法も必要である。さらに、今回、委員会の提案した点検項目の中で、点検手法の確定に時間がかかる等の制約があるため、あるいは、手法が確立していない等の理由により採択されなかった点検項目も多いので、これらについても年限をきった点検頻度を導入し、手法の確立を図ることも必要である。今後、委員会と管理者の協働により点検頻度を確定していくことが望まれる。

（３）分野をまたぐ事業のPDCAサイクルの確立に向けて

大項目分野を横断して事業を評価することは、河川整備計画の内容の進捗点検で最も重要な課題であるが、同時にそのための統一した方法論が存在するわけではないため、委員会の意見としても概括的にしか記述することができていない。とくに複数の大項目分野をまたぐ事業のPDCAサイクルの在り方に関しては意見シートの「統合的流域管理の視点・複眼的で総合的な管理」の中である程度触れたが、個別例に深く立ち入ることはできなかった。今後、河川管理者と委員会とが協力して事例を重ね、課題分野ごとに方法論を提示していく必要がある。

（４）統合的流域管理の進捗評価

統合的流域管理に関する今後の点検では、PDCAサイクルの進捗状況を項目に掲げて、河川管理者、委員会、関係する当事者が協働で学習しながら、評価できる仕組みを試行的に実施することは重要である。各種事業目的に対応した組織体制によって部署ごとに事業の進捗を点検する仕組みでは統合的な観点から評価することが容易ではないことは当然ではあるが、事業の進捗点検の作業を通じて、当事者が少しでも事業間の連関性や将来的な展望を意識して事業の改善に結びつけられるような仕掛けを備考欄として作っておくことが大切である。そのために、現状の点検結果の書き込み欄に、備考欄として1) 当該事業の評価、2) 他の事業との連関性評価、3) 過去の経緯と今後の展望、4) 流域管理の視点からみた位置づけ、の4つの欄を追加的に設けることを提案する。なお1)、2)は主として前述の1-5-2(3)に関わる仕掛けについてである。また3)は時間的展開とそのプロセスに関わるものであり、PDCAサイクルプロセスに即した評価につながる仕掛けについてである。4)は流域という地理的空間の広がりからみた個別事業の相互配置関係に関わる整合性を総合的に評価するものである。なお、統合的流域管理の視点の項目に即した点検・評価については、最初から全事業を取り上げて網羅的に行うことは現実的でない。代表的な事例のみを取り上げて、事業間相互の関係を示す連関図を作成し、環境、治水、利水、利用を横断する観点から総合的に点検する試行を開始されたい。

1－6 今後の進捗点検に向けて

第3次委員会は、平成21年8月8日をもってその任期を完了する。委員会は、次期委員会に関連して、平成21年6月15日に近畿地方整備局長宛てに

- ① 第一次、第二次、第三次の委員選出プロセスと同様、第三者による委員候補推薦委員会による委員の推薦を行なうなど、公平で中立的な選考方法を踏襲すること。
- ② 第一次、第二次、第三次の委員選出プロセスと同様、公募委員の選出枠を設けること。
- ③ 第三次委員会と第四次委員会の間に委員会活動の空白期間が生じないように、速やかに委員の選考を開始すること。

に関するからなる要望書を提出した。河川管理者は、この要望書に対する回答として、この機に幅広く社会の意見を聴取し、その上で次期委員会の委員構成と委嘱事項を決定するとした。本来、委員会は空白期間をおかず継続されることが望ましいが、幅広く社会の意見を聴取し、委員会の在り方に反映することは重要である。その際、河川管理者が設置し、自身もメンバーの一員として参加した「淀川水系流域委員会レビュー委員会」の見解（平成19年4月6日付）は必ず尊重していただきたい。レビュー委員会の見解は、「透明性」、「情報公開」、「これまでの活動の評価」、「進め方」について以下のように記述している。すなわち「透明性」については「・・・委員会活動に関する透明性の確保はかなり徹底して行われてきたということができ、今後も引き続き取り組むべきである」、「情報公開」については「・・・住民に必要な情報が容易に得られるようにするなど、より一層工夫する必要がある」、また「これまでの活動の評価」については「・・・流域委員会が河川整備計画原案作成以前の早期の段階から関与し、非常に熱心な議論、審議を重ねてきたことについては、取り組んできた内容や成果に鑑みて適切に評価されるべきであり、流域委員会の運営に関する庶務を河川管理者の委託を受けた民間企業が行ったことに関しても、流域委員会の充実した活動を補助するという点に鑑みて評価されるべきである。また、学識経験者と住民の参加を連動させる方式は、多様な意見を総合的に判断する上で重要な役割を果たした。ただし、意見聴取の方法などに工夫の余地がある」とした。更に「進め方」については「河川管理者がそれぞれの段階で積極的に見解を示し、流域委員会と河川管理者とのキャッチボールを密に行うことで、河川整備計画の作成に向けて効率的、効果的に議論を進めることが重要である。この点に関し、第2次委員会以降、河川管理者がやや消極的になったことは反省すべき点である」とある。

「淀川水系河川整備計画」には「現時点で必要と考えられるものを記述しており、社会状況の変化や新たな知見などによる検討結果などを踏まえ、整備内容を追加していくものとする」とする記述があるが、委員会が進捗点検を行う過程で、当然ながら「整備内容を削減する」ことを含む整備内容の見直し・変更が出てくることを想定から外すことはできない。新たな知見の獲得や、新たな仕組みの構築とそれに基づく試行錯誤を続けることにより、河川整備計画から統合的な流域管理計画へと進化し、広く流域社会に浸透していくことによって、より効率的・効果的な取り組みへ展開していくことが望まれる。

繰り返しになるが、次期委員会の主な任務は「河川整備計画」の計画内容（事業）の進捗の点検で、今回河川管理者が提示した「試行報告書」と本意見書はその重要な礎となる。と

くに今回行われた「進捗の点検」に対する本意見書は、計画内容の進捗点検プロセスを改善していく上のみならず、河川整備計画の変更など計画を巡る新たな展開に際しても、また流域社会のニーズに合わせて透明性高いプロセスを経て計画を実施していく上でも非常に重要である。とは言え、河川管理者は今後、整備事業項目を中心に組み立てられた「試行報告書」の枠組みを踏襲するのではなく、今回委員会が提案した、事業の関連性に着目した観点や指標の側から組み立てていく枠組みも活用して、より良い評価の枠組みを作り上げていくことが望まれる。

なお、平成 21 年 3 月 31 日に、近畿地方整備局長から「淀川水系河川整備計画」が発表され、委員会は審議事項「計画内容の進捗の点検」との関連で、第 85 回委員会において河川管理者から計画内容の説明を受けた。審議の過程で、河川管理者提供資料にある「①大戸川ダムの本体工事は当面実施しない（凍結する）。②将来、ダム本体工事に着手する場合は、改めて知事等の意見を聴き、河川整備計画を変更する。」をめぐり委員会から、①については、計画本文の記載と矛盾するのではないかと疑問が、②については、計画の変更に当たって委員会が果たす役割に関する見解の要求が、河川管理者に対して出された。河川管理者は、①については「この河川整備計画では大戸川ダム本体工事は実施できない。河川管理者が、計画変更の手続きを踏まずに実施することはない。」とし、②については明確な見解の提示を行わなかった。委員会は①については、河川管理者の真意については今次以降の「計画内容の進捗の点検」をめぐり委員会審議に委ねざるを得ないとし、②については、委嘱事項 1) の「淀川水系河川整備計画（案を含む）の変更について意見を述べる」こと、および本意見書で触れた P C D A サイクルと関連する重要な事項であると認識し、今次委員会以降の委員会への申し送り事項とすべきであるという委員長見解が示された。ここにその旨記載する。

以上、「計画内容の進捗の点検」を評価する上での課題をすべて網羅したわけではないが、次期以降の委員会では、委員会と河川管理者が協力して試行錯誤を重ね、適切なスケールの P D C A サイクルを反映して進化していく整備計画の推進ツールとしての進捗点検を確立するために上述した点を大いに活かしていただきたい。何より大切なことは、委員会と河川管理者が相互の信頼関係に基づき、より高度な進捗点検を目指すことである。今後とも互いのレベルを高める努力を重ねていただくよう強く要望する。さらに、それぞれの施策・事業担当者一人ひとりに意見シートの関係する部分を是非熟読していただき、今後の事業実施にあたって活かしていただくことを、委員会は強く期待している。そのため、意見シートを作成した者としてわれわれは、たとえ流域委員会委員としての職責が終わった後であっても、その趣旨・内容を説明し一緒になって議論する用意がある。

2. 各大項目の総括意見

2-1 環境の視点（まとめ）

環境の進捗点検の視点は、川と湖沼の自然再生をどれだけ進めることができたかにある。委員会は、「川が川をつくる」ことや「湖が湖をつくる」ことを「妨げずにどれだけ手助けできているか」を環境の評価をする際の基準として位置づけた。「ダイナミズムの確保による適度な攪乱の再生」「河川・湖沼の連続性の確保」「琵琶湖・淀川水系の固有性および歴史・文化の多様性の尊重」「生物多様性の保全」「流域視点による水質対策」「流域総合土砂管理の評価」「流域的視野の環境影響評価」の7項目と25観点はこの基準に沿って提案されたものである。また、評価の指標についてもこの基準に照らして具体的な物差しとなりうるものを複数ずつ提案した。

これらのうち、「進捗点検に関する試行」において実際に点検対象とされたものは14観点であり、4観点が時間不足、5観点が技術の未確立、2観点が重複しているなどの理由によって退けられた。これらの中には、遺伝的多様性の維持確保や環境コスト評価のように実際に手法が未熟のものもあり、すべてを反映できなかったことはやむを得ない。ただし、退けられたものの中には、事例を選べば可能なものや誤解に基づくものなども含まれており、これらの再検討が望まれる。

一方、点検対象として取り上げられた観点については、「対策の取り組み内容」「検討内容」「改善状況」「取り組みの効果」などが指標とされた場合が多く、試行報告書の点検結果には、「・・・に取り組んでいる」や「・・・対策を継続する」などと書かれて場合が多かった。このため、ほとんどの観点について、実施的な評価がされていないのが実状である。以下、小項目ごとに各観点への意見をとりまとめた。

2-1-1 小項目「ダイナミズムの確保による適度な攪乱の再生」【観点1-1-1～3】

「川本来のダイナミズムの再生」の観点として「地形変化を促す」が挙げられ、指標として「既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容・魚類確認数」が挙げられた。しかし、「弾力的運用等の検討内容」が指標ではないことは明白であり、「魚類確認数」も地形変化が環境に寄与したかどうかの指標であって地形変化を促しているかどうか指標ではない。土砂供給試験やフラッシュ放流が地形変化を促す効果があったかどうかを評価する必要がある。いっぽう、貯水ダムの下流環境対策以外にも、高水敷の切り下げ、水制、根固め工などが地形変化を促進する場合や、低水護岸や根固め工が地形変化を抑制する場合がある。このように環境のための地形変化が目的になっていない事業をも点検対象に加えることが必要である。また、琵琶湖の水位操作に関しては、季節的変動リズムの喪失と急激な水位低下の2点からの事業評価が必要であるとともに、瀬田川、宇治川、淀川の流況変動を通じた下流生態系への影響も同時に評価する必要がある。

2-1-2 小項目「河川・湖沼の連続性の確保」【観点1-2-1～6】

堰や落差工の連続性に関しては、魚道の設置や改善を対象とした事業が多いが、魚類の移動などの生物的な要素に加え、物理・化学的な環境要素の連続性の確保も併せて評価されるべきである。評価に際しては、魚類の遡上数等の指標を改善事業の前後で比較して示すなど、客観的に事業評価できるかたちにしていただきたい。また、連続性を改善する要素として、魚道のような設備だけではなく、堰やダムの水位や流量操作も重要である。しかも、その影響の仕方は魚類の遡上降下に直接働くだけでなく、水質や餌条件などを介して間接的にも関わっている。したがって、これらに関連事業やモニタリング資料を総合的に評価する必要がある。とくに琵琶湖と内湖、琵琶湖と流入河川、琵琶湖と宇治川・淀川、大阪湾と淀川の連続性は、琵琶湖淀川水系の固有性や多様性に強く関わっており、固有種や種多様性の保全再生と結びつけて評価することが望まれる。

2-1-3 小項目「琵琶湖・淀川水系の固有性および歴史・文化の多様性の尊重」【観点1-3-1～2】

生態系の固有性を示す当面の指標として、イタセンパラ、ナカセコカワニナ、オオサンショウウオ、アユモドキなど琵琶湖・淀川水系を代表する希少な動物種に着目したことは妥当といえる。しかし、対象とした事業の評価についてはきわめて不十分である。これらの事業目的を達成するためには、イタセンパラやアユモドキが絶滅の危機にある原因を究明し、効果的な対策を実施する必要がある。進

捗点検の作業を、現時点がその道程のどの位置にあり今後何をする必要があるかを知るために役立てる必要がある。一方、琵琶湖・淀川水系の歴史文化の固有性や多様性については、保全すべき対象について課題整理すべきである。委員会が「進捗点検の進め方について」の別添資料に呈示した地域固有ないし固有名詞のついた歴史的景観・地形の把握や河川の伝統的利用の現状とその変化などを指標として活用していただきたい。

2-1-4 小項目「生物多様性の保全」【観点1-4-1～5】

生物多様性の維持・回復への貢献についての指標として、関係機関が連携した取り組み内容・回数が挙げられ、具体例として南湖再生ワーキンググループの取り組みが点検されている。関係機関の連携は重要であるが、会議の回数は指標とは言えない。「進捗点検の進め方について」の別添資料に呈示されているように、保全すべき生態系・生物群集のリストアップや現状評価を通して、絶滅危惧種や希少種、種多様性、遺伝多様性、外来種対策などの指標を選定し、生物多様性の維持・回復に対して実効性のある事業へ改善していくよう要望する。指標としては、代表的な種について、事業の前後を含む2回以上の密度や現存量について定量的なデータがあれば、生物多様性が保全、修復されたかを評価できる。

2-1-5 小項目「流域視点による水質対策」【観点1-5-1～3】

流域単位の水質総量規制の必要性を認識されていることは評価できるが、事業としての進捗状況としては、いささか遅々としている。琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立については、まだ具体的な規制や削減計画の立案にいたっておらず、進捗点検の結果に、今後具体化に向けた取り組みをどのように進めるかを記述すべきである。また、下水排水や汚濁流入支川の流水を本川の流水と分離して流す流水保全水路のように大きな環境影響が予想される事業については整備途上であつても点検対象に加えるべきである。

2-1-6 小項目「流域総合土砂管理の評価」【観点1-6-1～3】

淀川水系総合土砂管理検討委員会において土砂動態マップの検討を進めていることが記されているので、その進捗程度を示せば、本項目の進捗度合いを評価することができると期待される。委員会が提案した地形変化量、河川敷地面積、土砂堆積場面積、年間土砂供給量などの指標は、時間はかかるにしても今後の点検における指標として活用していただきたい。また、土砂動態は、環境、治水、防災、利水、利用などの多数の大小項目に関わっているので、それらを総合的に評価する仕組みを検討していくことが必要である。

2-1-7 小項目「流域的視野の環境影響評価」【観点1-7-1～3】

各流域の環境の課題と目標を整理できているかという指標については、たとえ十分に整理されていない段階においても、取り組みの現状を示しておくことが必要である。また、流域的規模ならびに長期的な影響を軽減するための環境コストについても、評価手法の確立を待つのではなく、水質対策や土砂供給対策のような比較的可能な項目からまずは着手することが必要であろう。

2-1-8 小項目「環境の整備と保全に関する計画の批准された国際条約の準拠状況」【観点1-8-1】

ラムサール条約や生物多様性条約の該当項目を検討することは、指定湿地や生物多様性のホットスポットを有する琵琶湖淀川水系の河川管理者の責務である。ラムサール条約の湿地リスク評価は、人為影響の指標として、a 水循環の変化、b 水質汚染、c 物理的变化、d 生物産物の利用、e 外来生物の移入を挙げ、これらを用いて総合的に「生態系への人為影響の評価」を行なうことを求めている。また、生物多様性条約は、固有種、絶滅危惧種、在来種などを指標としてホットスポットを特定することを求めている。これら人為影響評価と守るべきものの評価とに基づいて、河川整備の計画段階から戦略的環境影響評価を行い、生態系へのリスク削減を計ることによって、ラムサール条約や生物多様性条約の批准国としての義務を果たしたことになる。

最後に環境の項目で挙げた各観点は、上水水源としての利用、内水面漁業などとも深く関係するものであり、それらの観点からの評価も併せた総合的なものにすべきであるが、本期の委員会では、十分な審議ができず割愛した。今後の課題としたい。

2-2 治水の視点（まとめ）

治水の視点の目標は「いかなる洪水に対しても氾濫被害を出来る限り最小化する」である。委員会は治水に関する進捗点検を9個の小項目、11個の観点から点検することを提案した。河川管理者からは治水に関しては小項目7を除く、8小項目、9観点について進捗点検結果が示された。また、河川管理者が行なった点検項目のうち、他のグループでは扱われない点検項目“維持管理”に係る3観点についても当グループで担当した。さらに、用いられた指標が治水の観点と重複する“川と人との繋がり”の構築1観点、“洪水・災害時の川と人との繋がり”の構築3観点においては、重複する治水の観点意見シートにその観点からの意見を付記した。

9の小項目と1点検項目に対する点検意見は以下の通りである。

2-2-1 小項目 被害軽減・避難体制【観点2-1-1】

進捗状況は平成18年-20年度に淀川水系全流域で行なわれた事業の内容を合計して図示・記述する例が目立った。従って、この間、流域全体でどんな事業が行なわれたかは容易に分かるが、全体計画における事業の達成予定時期が記述されていないので、進捗度（計画目標のその時点での達成率）が判定できない。全体計画と事業の達成予定時期を明示する必要がある。全体計画を実施するのに必要な費用の総額、期間中に投じた費用を明示することも必要である。点検結果は今後の実施予定が記述されているのみである。進捗点検の目的である進捗度とその自己評価の記述（進捗度が予定通りか、あるいは遅れているのか等とそれが妥当であるか、改善を要するかの判断）が必要である。さらに、点検結果に基づいて、被害軽減・避難体制の観点から、これまでの事業が適切であるか、あるいは改善を要するのかの自己評価が必要である。

2-2-2 小項目 洪水エネルギーの抑制と分散【観点2-2-1】

猪名川流域の総合治水対策における実施状況が示された。協議・調整を通じて求められる、総合的な治水の実現性を高めるための新しい施策についても、積極的に検討することが望まれる。

2-2-3 小項目 堤防強化【観点2-3-1】

HWL以下浸透、浸食対策実施内容・延長、堤防天端以下浸食対策実施内容・延長、堤防天端舗装実施内容・延長について必要延長、実施済延長、期間内実施延長が示されていることは評価できる。これらについては実績の自己評価が望まれる。さらに、今後の実施予定を明示する必要がある。堤防裏法補強、および堤防裏法尻洗掘防止対策実施済み延長が技術的開発が必要なためとして指標に選択されなかったが、実績の有無を示すことは可能と思われるので示すことが望まれる。側帯、高規格堤防の整備については、実施済み延長だけであり、実施計画と実績の表示が必要である。

2-2-4 小項目 河道流下能力【観点2-4-1】

河川管理者から「計画高水位を少しでも超えると危険である」という説明が繰り返されてきたが、平成18年度以降洪水位の低下対策がまったく実施されず、計画高水位超過延長の減少はなかった。緊急的に行わねばならないと説明されてきた対策がこの3年間、まったく

実施されなかったものであり、その理由を点検結果にわかりやすく記述することが必要である。

2-2-5 小項目 上下流バランス【観点 2-5-1】

平成 18 年度～20 年度に上下流バランスに変化を与えるような事業はなかった。上下流バランスを保つのに必要な事業、上下流バランスを損なう可能性のある事業、およびそれら事業の実施順序、年次計画を明示することが必要である。

2-2-6 小項目 土砂移動の制御【観点 2-6-1】

作業に時間を要すると考えられるが、流域としての総合土砂管理計画をまず策定すべきであり、全体の変動、問題点を示した上で対応策を示す必要がある。対応策を結果的に何で評価するか、目標を示さないと評価できない。今回は何をやったか示すに留まっている。土砂動態の実態についても指標を検討すべきである。

2-2-7 小項目 洪水被害【観点 2-7-1】

本観点は河川管理者の進捗点検からは除外されたが、その理由として、想定洪水被害額の算出が現時点では出来ないためと説明されている（8. 高潮、9. 地震津波でも指標である各々の想定被害額の算出が出来ないという同様な理由により除外されている）。被害額の算出には時間が必要であることからこれを了解するが、いずれも事業による受益の進捗度を表す指標として重要であり、点検頻度を定めて進捗点検することを期待する。

2-2-8 小項目 高潮【観点 2-8-1、-2】

地球温暖化時代の高潮対策のあり方に関するわが国政府の考え方を前面に出した対策が必要である。すなわち、地球温暖化による海面上昇やモデル台風の大型化による計画高潮の改訂を考慮した事業計画の検討が必要である。

2-2-9 小項目 地震・津波【観点 2-9-1、2-9-2】

各種の地震対策や津波対策の相互の関係やつながりがよくわからないので、対策の効果は疑問である。船舶などの浮遊物が河川構造物に衝突して、損傷を与える危険性についても検討が必要である。

2-2-10 小項目 維持管理【観点 2-10-1、-2、-3】

概ね適切である。新たな点検法の開発、点検費用も含めた長期的な維持管理の見通しも必要である。

ダム堆砂量については、単なる堆砂率だけでなく、ダム機能の維持の観点からは有効貯水容量内の堆砂量を示すことが重要であり、必要である。また、天ヶ瀬ダム、木津川水系の古いダム群については、具体的な排砂計画の検討が求められる。

必要伐採面積、必要土砂掘削量、不法ゴミ投棄量を示し、問題の顕在化と課題解決の進捗度、経費上の課題等を示す必要がある。

2-3 利水の視点（まとめ）

利水の視点は、「水需要管理の実現」である。水需要増加の予測に合わせて水資源開発を続ける開発主義から転じて、水需要の抑制や効率的水利用の促進によりこれ以上水資源開発を進めず、さらに河川の豊かな流れ・ダイナミズムの再生、琵琶湖の水位低下の緩和の実現を目指すことこそ水需要管理の真髄である。「水需要管理の実現」、それは利水と環境の調和、持続可能な利水の実現である。

今般の事業進捗点検にあたって、「水需要管理の実現」のための二本の柱、すなわち小項目として、「水需要管理の推進」と「渇水対策の確立」を挙げた。以下、河川管理者が進捗点検を行った結果に対する委員会意見を、小項目に関する観点に沿ってまとめて報告する。

2-3-1 「水需要管理の推進」

【観点 3-1-1】渇水対策会議の機能拡大、常設化の進捗

利水者会議は、淀川水系において水需要管理実現のために中心的役割を担う組織である。しかし期待の反面、極めて困難な点が二つある。一つはわが国の行政が最も苦手とする関係省庁、利水者（水道事業者）、自治体との連携強化、すなわち縦割行政の克服なしには利水者会議の立上げすら実現しないという現実があることである。もう一つは、水道事業者は本来経営上の宿命ともいえるが、平常時の水需要抑制には反対の立場であることである。

こうした困難を克服して利水者会議を組織し活動開始にこぎつけるには、莫大なエネルギーとそのための政策・戦略が必要である。河川管理者自身が原点に立ち返って、水需要管理がいま何故求められているかを再認識し、進捗点検で見え隠れする後ろ向きの姿勢を排して目的達成に邁進していただきたい。

【観点 3-1-2】水需要抑制の進捗

住民・事業者に対する節水キャンペーンの方法の検討だけでなく、キャンペーンの内容についての検討も必要である。近年、上工水の需要は一貫して減少しているが、その要因を調査・分析して、キャンペーンの内容検討に活かすことを考えるべきである。

【観点 3-1-3】水需要の精査の進捗

これについては、河川管理者は「水需要抑制の進捗」と重複しているとして、非対応とした。しかし、水利権更新時の水需要の精査確認こそ水需要管理の出発点である。このような機会に水需要の精査の進捗点検につき委員会の求めに応じるとともに、生きた事例として、淀川下流部上工水の水利権の1/3強を持つ大阪市の水利権更新につき、10年近く暫定更新を繰り返している状況を説明し、水利行政に対する不透明感を払拭すべきである。

【観点 3-1-4】水利権の見直し、転用の進捗

試行報告書では、「水利権の見直し、転用は無かった」という記述のみであるが、現実には水利権の見直し、転用が困難な実態に鑑み、あらかじめ水利権の見直し、転用の一般ルールの大枠を新設し、水利権見直し、転用が容易にできる環境整備を図っておくべきである。

【観点 3-1-5】既存水源開発施設の再編と運用の見直し進捗

試行報告書では、ダム下流の基準点の確保流量を暫定的ではあるが見直し、ダムからの補給量を抑制してダムの貯水を温存することに成功した事例報告がされている。このことは評

価できる。しかしここにとどまらず、河川管理者としては、他のダムや堰についても、類似の手法により、貯水温存が可能な事案がないか調査検討を進めるべきである。

【観点 3-1-6】慣行水利権の許可水利権化

許可水利権化は、過去 10 年間では 7 件あったが、直近 3 年間ではなしとの報告で終わっている。慣行水利権の許可水利権化には何より慣行水利権者の理解と協力を得ることが肝要である。平素から慣行水利権者との良好な関係構築に一層の努力をしていただきたい。

【観点 3-1-7】安定した水利用が出来ていない地域の対策状況、及びその指標「新規水源の確保内容」

整備計画策定前の段階で、伊賀市、京都府の水源を、それぞれ川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発に託さねばならなかったその要因を明らかにしておくべきである。なお、京都府の天ヶ瀬ダム再開発による水源開発（暫定水利権の安定水利権化）は、ダム運用の見直しのみにより実現できることである。それにもかかわらず、京都府はなぜ 38 億円もの事業費負担をしなければならないのか。河川管理者は、納得のいく説明をすべきである。

2-3-2 「渇水対策の確立」

【観点 3-2-1】渇水対策容量の必要性と確保手法の検討

異常渇水対策容量確保の必要性について、河川管理者は、第 68 回委員会（H19.12.11）審議資料 1-2「丹生ダム建設事業について」の中で、取水制限、節水（10%）と合わせて維持流量の削減が行われたとした場合、丹生ダムに 4050 万 m³ の異常渇水容量を確保していれば、琵琶湖の水位が利用低水位-1.50m 以下に下がることなく、最低水位を-1.49m に止めることができると試算結果を示して説明してきた。そして、それが異常渇水対策容量確保の必要性ありとする根拠になっている。

河川管理者は、この試算の条件の一つである淀川下流部における上工水の取水量として、平成 13 年の実績を使用している。近年水需要はコンスタントに減少しているし、その大きいリバウンドは考えられないので、平成 13 年実績に替えて直近の実績を使用して再試算いただきたい。そうすれば、異常渇水対策容量を丹生ダムで確保するか、それとも琵琶湖で確保するかを検討する前の段階で、異常渇水対策容量確保そのものの必要性が変わる可能性が高いと考えられる。

河川管理者は、上述の試算を行った上で、新たな問題があれば明らかにしていただくよう強く要望する。加えて、異常渇水対策容量については、丹生ダムで確保する方法と、琵琶湖で確保する方法があることから、両案を総合的に評価して確定するため調査・検討中としているが、どのような調査をしているのか、特に琵琶湖に確保する方法については明確にされていない。調査・検討のプロセス、内容について明らかにしていただきたい。

利水分野の進捗点検に対する意見書作成を終えて、大きな反省点は、川上ダムに関する利水容量及び代替容量の確保の必要性のほぼ決め手になった「利水安全度」を、観点の一つに加えなかったことである。利水問題の重要ファクターである故、今後の進捗点検では、「利水安全度の推移点検」を是非「水需要管理の推進」の観点に加えていただくようお願いする。

2-4 利用の視点（まとめ）

利用の視点の目標は、「川に活かされた利用」である。委員会は大項目「利用」に関する進捗点検を以下に示す5個の小項目に分けて点検することを提案したが、河川管理者は、整備計画の目次に対応して、内容的に重複するものを省いたり、独自の点検項目を追加するなどして、進捗点検を報告された。その中には、「水難事故防止」のように、委員会ではリストアップしていなかった重要な観点も含まれている。

また、利用に関するものであっても、「住民・住民団体（NPO 等）との連携状況」、「子供達の関わりを促進する取り組みの実施状況」、「上下流交流を促進するための活動状況」のように、「人と川のつながり」の中で点検されているものもある。

以下に、委員会の設定した小項目または管理者の設定した点検項目ごとに、意見を要約して示す。

2-4-1 小項目 川でなければできない利用、川に活かされた利用の実現【観点 4-1-1】

2-4-5 と重複するという理由で、点検されなかった。

2-4-2 小項目 陸域・水域移行帯・水域の秩序ある利用【観点 4-2-1】

川らしい利用の促進の観点から、舟運の取り組み内容・水制工整備数を指標として点検がなされたが、それらが生物生息環境に及ぼす影響への点検が抜けている。また、秩序ある河川利用に向けての取り組み内容・誘導、規制数の点検では、今後も自主ルールのみでいくのか、条例規制等を進めるのかが不明である。水難事故防止に向けた内容・実施数に対する点検では、点検内容が事故が発生した場合の救急対応に偏っているが、予防対策が重要である。また、直轄区間だけでなく、中小河川での水難事故防止への対応も重要である。

2-4-3 小項目 陸域・水陸移行帯・水域の特性に配慮したか【観点 4-3-1】

2-4-2 と重複するという理由で点検されなかったが、観点が異なるため、点検が必要である。

2-4-4 小項目 「本来河川敷以外で利用する施設」の縮小【観点 4-4-1】

河川保全利用委員会の回数が点検されているが、会議回数でなく、案件の内容と処理の内訳が重要である。違法行為の是正内容・不法耕作面積の点検では、堤外民地の利用など、合法的なものについても点検が必要である。また、河川敷の中で、国営河川公園の利用に関する点検が報告されていないが、面積的にも広く、あわせて評価する必要がある。

2-4-5 小項目 「川に活かされた利用」の推進【観点 4-5-1、-2】

環境学習などの実施内容・回数が点検されているが、活発に進められていると評価できる。しかし、ボートなどのアクセスの改善は進んでおらず、今後の改善が望まれる。

2-4-6 点検項目 憩い、安らげる河川の整備【観点 4-6-1】

バリアフリー化の内容・実施箇所数が点検されているが、目標とした数が不明のため、進捗率が評価できない。水辺の整備内容・箇所数は、実施事例が2つ示されているが、目標とした数が不明である。小径（散策路）の整備は、距離だけでなく、隣接地との調整や自然への配慮など、内容が問題であり、隣接地の借用、相互利用や、散策路の構造への技術的工夫が望まれる。迷惑行為の是正としてのバイクの乗り入れ規制が、自転車の通行も妨げていないか、点検が必要である。ホームレス対応には一定の成果が認められるが、さらにより対応がないか、検討が望まれる。

2-4-7 点検項目 まちづくり・地域づくりとの連携【観点 4-7-1】

三川合流部の拠点の整備内容として、イベントは開催されているが、施設整備が不十分であるように思われる。歴史文化と調和した河川整備内容として、塔の島地区の事業計画を作成したとあるが、内容がよくわからない。水辺を活かしたまちづくりの取り組み内容として、高規格堤防の整備が挙げられているが、それによって居住空間がどう変化したか、地域全体の安全度向上に貢献したかの評価が必要である。

2-4-8 点検項目 水源地域の活性化【観点 4-8-1】

水源地域ビジョン策定とその後の活動内容・回数が点検されているが、水源地域がダム近傍に限られている。ダム周辺の施設整備はかなり進められているが、ダムのないところも重要である。湖面活用促進の取り組み内容・活用数の点検では、事例が高山ダムと不法係留船対策に限られている。観光・レクリエーションだけでなく、エコシステムサービスの提供など、別の指標が必要でないか。

2-4-9 点検項目 上下流の連携の構築【観点 4-9-1】

上流域の対象がダム水源地に限られているが、ダムのない水源地も含めて評価することが必要である。

2-4-10 点検項目 日常からの川と人のつながりの構築【観点 4-10-1, -2】

河川愛護活動や環境教育の実施においては、積極的な取り組みがなされている。

2-4-11 利用の進捗点検に加えるべき観点ないし指標：持続的な漁業の再生【シート無】

内水面漁業は、今回の進捗点検項目に挙げられなかったものの、河川利用の重要な小項目の一つである。日本の河川における伝統的な自然利用文化を担う意味でも、また河川環境の保全再生を進める原動力としても、河川整備計画の進捗点検に「持続的な漁業の再生」という観点が設けられるべきである。ただし、この観点は、観点 5-1「川に活かされた利用」の推進に取り組んだかに包含されとも言えるので、ここに「持続的な漁業の再生」への寄与度を示す指標を加える形でもよいかもしれない。

淀川水系では、水質悪化、植生繁茂、外来種蔓延、河床の低下・粗粒化や湖底の泥質化、オーバーユーズなど持続的な漁業を妨げる問題が多い上に、治水、利水、河川利用（環境学習、体験学習を含む）との間で複雑なコンフリクトを抱えている。したがって、今後好ましい河川利用の仕組みを構築していくために、河川管理者は内水面漁業に関わる各種団体の補完、協働、競合関係を整理し、利用の視点から目指すべき河川環境の目標像や利用の方向性について調整を進める必要がある。

2-5 主体参加の視点（まとめ）

2-5-1 主体参加の視点

委員会の主体参加の視点は、河川行政に対する国民の不信を払拭するために、1)住民、住民団体等と河川行政双方の、「川は地域共有の公共財産」という共通認識の形成、2)河川行政に関するあらゆる情報の共有化、3)住民、住民団体等と河川行政の役割と責任の分担、4)住民、住民団体等の多様な考えの尊重と調整、5)計画策定や事業の透明性の確保、6)地元自治体との緊密な連絡調整などを実現することによって国民の信頼を取り戻し、住民と河川行政がより良い川の実現をめざして連携・協働する体制の構築をめざすことにある。

委員会は、第1次～2次の委員会、住民参加部会（第3次委員会は部会を設置しなかった）等の審議過程において、委員間、及び委員と河川管理者との間で議論（いわゆるキャッチボール）した住民参加、情報公開、意見聴取等に関する論点や、その成果である「提言」や「意見」を十分に斟酌し、策定された淀川水系整備計画が今後実施に移されて行く過程で、河川管理者が住民主体の認識に立って、より良い形で住民参加、協働を実現・実践できるよう、参考にしてもらいたいとの願いを込めて主体参加の「観点と指標」を作成した。

しかし、委員会が提示した「観点と指標」について、整備局は独自に「対応のランク付け」や「重複・削除の判断」を提示し、主体参加については、そのほとんどに＜非対応＞との判断を示した。それは、第1次委員会以来のプロセスにおいて前任者が実施した諸施策について継続性に欠け、多くのプラスの評価に値する事業や取り組みが脱落した。

2-5-2 試行報告書の問題点と今後のあり方について

整備局が試行報告書において報告した＜観点と指標＞の順に、それぞれの問題点と今後のあり方について述べる。

小項目 情報提供（公開）の適切性【観点5-1-1～-3】

計画構想段階からの住民意見聴取、計画策定に向けた事前のさまざまな調査、諮問委員会や協議会の設置、事業完成後のモニタリングなど一連の河川行政のプロセスにおいて、広く住民参加、住民、住民団体等との連携を推進するためには、1)川は地域共有の公共財産であるという共通認識の醸成、2)あらゆる情報の共有化、3)住民と行政の役割と責任の分担、4)多様な考えや立場の調整手法、5)計画や事業の透明性の確保などについて、多岐にわたる河川事業の共通のミッションとしての理念と原則、そして様々な分野ごとに現場が最低限実践すべき住民参加プログラム（ロードマップを含む）を構築することが必要である。

整備局が自己点検対象から除外した「住民参加のボトルネックの見極めと対策」「住民窓口の常設など住民対応体制の整備」「対話の場やしぐみ（空間・ソフト・ハード・コーディネートなど）の充実」「情報提供による情報共有」「諸委員会・協議会等への住民参加」なども十分に検討する必要がある。

小項目 河川レンジャーの適切性【観点5-6-1～-2】

河川レンジャーについて、整備局が「地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者の橋渡し役となるよう活動を支援する」としたことは適切である。今後さらに河川レンジャー制度を拡充し、住民、住民団体等の河川レンジャーに

対する信頼と期待を維持、増大し真の「橋渡し役」となるためには、個々の河川レンジャーと河川管理者がそれぞれの立場を弁え、緊張感と節度を持って各々のミッションに当たることが肝要である。そのような意味で委員会は、中立性確保」という観点を設けた。

小項目 情報提供（公開）の適切性【観点 5－1－1～3】

情報公開は「住民参加」の前提条件として欠かせないものである。そして、あらゆる情報を、適切な時期に、自発的に公開することが今後の河川行政の信頼形成に不可欠であることは論を俟たない。整備局は、試行報告書において「行政文書の開示請求」にかかる開示・資料不在件数のみを報告したのは「情報公開」の意義の捉え方として狭義に過ぎる。

また、情報発信方法の指標として、HP、携帯サイトの内容、利用件数と HP、携帯サイトにおける新着情報に内容・アップ数を挙げたが、整備局の情報発信はこれらのみならず、文書や報道機関などにより様々に行われているはずであり、不十分であった。

小項目 住民意見聴取【観点 5－3－1】

河川法第 16 条の 2 は「（河川整備計画の案を作成しようとする場合において）公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」と規定した。整備局は、委員会の提案をもとに、ダムなどいくつかのテーマを設定して水系全体の住民を対象とし、巨額の経費と労力と時間を費やして大規模な対話討論会を 30 数回開催した。整備局は、これまでこの対話討論会を自己点検したことがなかった。今後の住民参加、意見聴取・反映のあり方を考え、河川行政への信頼形成のためにも今回こそ対象にすべきであった。また、意見聴取手法の開発については、「もの言わぬ大衆」いわゆるサイレントマジョリティからの意見抽出方法の開発については住民参加部会の主要論点のひとつであった。今後是非取り組んでいただきたい。

2－5－3 まとめ

委員会は、河川管理者の自己点検に係る指標の選定及び点検の報告が、形式的、表面的なものに止まったため、当初意図していた根本的かつ実質的な評価を行うに至らなかった。

2－6 統合的流域管理の視点（まとめ）

淀川水系河川整備計画では、その基本的考え方において「計画の内容については、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（処置・改善）のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行なうものとする」と明記している。委員会では、この考え方を河川整備に体现できているかどうかを点検するために、進捗点検の大項目に統合的流域管理の視点を設け、「治水・利水・環境の事業間で相互関係性が検討され示されているか」と「PDCAサイクルの実現」の小項目の計6つの観点「相互補完する関係が各事業内容に考慮されているか」「協働する関係が各事業内容に考慮されているか」「競合する関係が各事業内容に考慮されているか」「事業全体にロードマップが適切に示されているか」「PDCAサイクルの小車輪から中車輪への接続戦略の有無、適否」「長期にわたる大規模な公共事業計画の見直しや中止のための法整備、しくみづくり」から点検することを提案した。

ところが、今回の進捗点検に関する試行報告書では統合的流域管理に関する全項目が進捗点検の対象にされなかった。その理由については、「手法を検討した上で実施する必要があるため現時点では点検の対象にできない」というものであり、「手法が確立していないことが問題」とされている。つまり「まだ技術的には課題があるものの、河川整備計画における統合的流域管理の観点が必要である」という点については河川管理者とも共通の認識が得られたものと判断される。統合的流域管理に関する進捗点検の手法が未検討と判断された背景には、淀川水系流域委員会自身が評価の具体的な方法を淀川水系流域委員会の本来の審議事項として、統合的流域管理の現状と課題を系統的に整理し、総合的に評価する枠組みや方法をもっと集約的に検討する必要があった。しかし、第3次委員会では最後の論点整理の段階で漸く包括的に議論がされたに過ぎず、十分な時間が取れなかった。これらは、委員会側の反省点として明記されるべきである。

一方、進捗点検に関する試行報告書に記されている内容には、統合的流域管理の進捗点検項目となりえるものもあり、一定の取り組みが河川管理者によっても既になされていると推察されるケースもあった。従って、技術的な課題はあるものの、今回の試行においても代表事例を用いて統合的流域管理の視点から評価を試みる余地はあったのではないかな。このような齟齬が生じた背景として、淀川水系流域委員会の提案した統合的流域管理の視軸そのものが良く理解されていなかった可能性が考えられるので、委員会と河川管理者の間にキャッチボールを継続することが必要であろう。そこで、以下では委員会の提案した小項目について、それぞれの必要性・意義・進め方について提案する。

2－6－1 治水・利水・環境の事業間で相互関係性が検討され示されているか

ー進捗点検における全体的視点の必要性ー

個別事業が計画全体に対して整合しているかどうかを点検するには、個々の事業目的に対する評価にとどまらず、事業の構成、優先順位、実施順序といった全体的な視点からの評価を行なう必要がある。進捗点検に関する試行報告書に挙げられた点検項目については、当該欄に示されている観点だけではなく、環境・治水・利水・利用・参加のそれぞれの観点から

も妥当性を検討することが望まれる。ただし、このような総合的な観点の評価法はまだ試行段階であるのが実状である。

したがって、統合的流域管理の視点の項目に即した点検・評価については、最初から全事業を取り上げて網羅的に行うことは現実的でない。今後の進捗点検においては、まずは代表的な事例を取り上げて、環境、治水、利水、利用を横断する観点から事業間の関係を考察し、それらを相互に補完・協働・競合する連関図に示すことによって総合的に点検する試行を開始されたい。

2-6-2 PDCA サイクルの実現

PDCA サイクルに基づいて統合的流域管理を行なうためには、これまでの発想を転換することも求められる。個々の事業を単に関連づければよいのではなく、それらを有機的に連携させることによって、技術、目標、しくみを改善することが意識されていなければならない。しかしながらこうした認識は、未だ共通の理解に至っていないとは言えず、また方法論的にも研究者・専門家の中でも確定されたものとはなっていないことも事実である。このため、今後の進捗点検では、PDCA サイクルの進捗状況を点検項目に掲げて、河川管理者、委員会、関係する当事者が協働で学習しながら、評価できる仕組みを試行的に実施することも検討されたい。

2-6-3 進捗点検を統合的にする試み

事例を取り上げて試行的に行なう取り組みとともに、個々の事業評価の段階においても他の事業との関連性を評価し、次年度以降の事業に活かす取り組みを出来る部分から少しずつ開始することも現状改善の有効な手段である。そのためには、本意見書の総評で提案されているように、現状の点検結果の書き込み欄に、備考欄として1) 当該事業の評価、2) 他の事業との関連性評価、3) 過去の経緯と今後の展望、4) 流域管理の視点からみた位置づけを設けることによって、一定の効果が期待できるであろう。これによって、事業当事者が少しでも事業間の関連性や将来的な展望を意識して事業の改善に結びつけられることが重要である。なお、これらのうち1), 2) は主として事業間相互の関連性を検討していただくための仕掛けである。また3) は時間的展開とそのプロセスに関わるものであり、前述した PDCA サイクルプロセスに即した評価につなぐ仕掛けといえる。さらに、4) は流域という地理的空間のひろがりからみた個別事業の相互配置関係に関わる整合性を総合的に評価するものである。進捗点検の対象となる個別事業には、事業の性格や規模、対象範囲などからみて、これらすべての評価欄を書き込む材料があるとは限らないであろう。また作業量が膨大になることを避けるために、場合によってはメリハリをつけるために、事業によっては「該当無し」となることもやむを得ないかもしれない。しかし、進捗点検の度にこのような位置づけを問われることによって事業間の関連性に思い至ることに大きな意味があるだろう。

3. 大項目の観点別意見シート

※観点別意見シートの「選択された指標」欄に記載されている指標の最後に表示されている（ ）内ページ数は、試行報告書に対応している。

試行報告書・意見書の観点对比表

淀川水系河川整備計画			進捗点検に関する試行報告書			進捗点検結果への意見書	
整備計画の目次			点検項目	河川管理者の観点	報告書ページ	委員会の観点	意見書ページ
4.1. 人と川とのつながり	4.1.2. 日常からの川と人とのつながりの構築	(1) 人と川をつなぐ	日常からの川と人とのつながりの構築	「住民参加推進プログラム」の策定状況	10	4-5-1「川に活かされた利用」推進の取り組み状況 5-5-1住民参加推進プログラムの策定への取り組み 5-6-1公募、選任は適正度	79 89 90
				住民・住民団体(NPO等)との連携状況	10		
				河川レンジャーの進捗状況	10	5-6-3住民・行政との相互学習の場としての活用度	91
				子供達の関わりを促進する取組の実施状況	11	4-5-1「川に活かされた利用」推進の取り組み状況	79
				情報公開の状況	12	5-1-1あらゆる情報の公開	85
				情報発信方法の検証	12	5-1-2情報公開の方法の適切性	86
				情報公開発信に関する職員の意識向上	13		
				意見聴取手法の開発に向けた取組	13	5-3-1意見聴取の手法の開発への取り組み 5-1-3情報公開について職員の意識の点検	88 87
				小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備状況	14	4-6-1憩い、安らげる河川の整備状況	81
				憩い、安らげる河川を目指した河川事業の実施状況	14	4-6-1憩い、安らげる河川の整備状況	81
	(2) 川とまち・地域をつなぐ			三川合流部の整備状況	15	4-7-1まちづくりや地域連携の取り組み状況	82
				良好な水辺まちづくりに資する河川事業の実施状況	15	2-3-1堤防強化対策	55
	4.1.3. 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築		洪水・災害時の人と川とのつながりの構築	破壊氾濫に備えての被害の軽減対策、避難体制の整備状況	18	2-1-1破壊氾濫に備えての被害軽減対策、避難体制の整備	53
4.2. 河川環境	4.1.4. 上下流の連携の構築		上下流の連携の構築	関係機関との連携状況	19	2-1-1破壊氾濫に備えての被害軽減対策、避難体制の整備	53
				水源地域ビジョンの推進状況	21	4-8-1水源地域ビジョンの推進状況	83
	4.2.2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承	(1) 良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承	上下流交流を促進するための活動状況	21	4-9-1上下流交流を促進するための活動状況	84
				琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況	24	1-3-1琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値の保全状況	39
				生態系・生物群集多様性の維持・回復に向けた取組状況	25	1-4-1生態系・生物群集多様性の維持・回復への貢献状況	41
				外来種対策の実施状況	25	1-4-5外来種対策が効果的な実施状況	44
				琵琶湖・淀川水系の歴史・文化多様性の価値の保全状況	27	1-3-2琵琶湖・淀川水系の歴史・文化の多様性の価値の保全状況	40
				ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施状況	27	—	—
				河川景観を損ねている不法工作物の計画的な正やゴミの不法投棄の防止対策の実施状況	27	—	—
	4.2.3. 河川の連続性の確保	(1) 水辺や河原の保全・再生	河川の連続性の確保	河岸-陸域の連続性の確保状況	31	1-2-4河岸-陸域の連続性の確保状況	37
				内湾-汽水域-河川の連続性の確保状況	31	1-2-1内湾-汽水域-河川の連続性の確保状況	36
				横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況	32	1-2-2横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策	36
	4.2.4. 川本来のダイナミズムの再生	(1) 水位変動リズムの回復	川本来のダイナミズムの再生	琵琶湖-内湖・流入河川間の連続性の確保状況	33	1-2-5琵琶湖-内湖・流入河川間の連続性の確保状況	38
				流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況	36	1-1-2流況・位況(流量・水位の変動様式)の健全性	36
				地形変化を促すための検討状況	37	1-1-1地形変化を促す方向への進捗状況	33
	4.2.5. 流域の視点に立った水循環・物質循環環境系の構築	(1) 流域対策と連携	流域の視点に立った水循環・物質循環の構築	流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況	36	1-1-2流況・位況(流量・水位の変動様式)の健全性	36
				水質総量規制の制度や対策の計画立案状況	43	1-5-2水質総量規制の制度や対策の計画立案状況	46
				流域視点による水質対策の実現状況	46	1-5-3流域視点による水質対策の実現状況	46
				水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況	44	1-5-1水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況	45
	4.2.6. 流域管理に向けた継続的な施策展開	(2) 土砂移動の連続性の確保	流域管理に向けた継続的な施策展開	流域の土砂生産・移動・堆積の実態評価	46	1-6-1流域の土砂生産・移動・堆積の実態の評価状況	47
				モニタリングの実施状況	50	—	—
				生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況	51	—	—
				関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施状況	52	—	—
				河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ状況	52	—	—
				河川環境の保全と再生のための人材育成の実施状況	52	—	—
				流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の実施状況	53	—	—

試行報告書・意見書の観点对比表

淀川水系河川整備計画			進捗点検に関する試行報告書			進捗点検結果への意見書		
整備計画の目次			点検項目	河川管理者の観点	報告書 ページ	委員会の観点	意見書 ページ	
4.3. 治水・防災	4.3.2. 淀川水系における治水・防災対策	(1)危機管理体制の構築	危機管理体制の構築	破堤氾濫に備えての被害の軽減対策、避難体制の整備状況	58	2-1-1破堤氾濫に備えての被害軽減対策、避難体制の整備	53	
				河川に集中させてきた洪水エネルギーの抑制/分散対策の実施状況	61	2-2-1洪水エネルギーの抑制・分散対策	54	
		(2)堤防強化の実施	堤防強化の実施	堤防の強化対策の実施状況	64	2-3-1堤防強化対策	55	
		(3)川の中で洪水を安全に流下させるための対策	川の中で洪水を安全に流下させるための対策	上下流バランスの状況	68	2-5-1上下流バランスの確保性	57	
				河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水水位の低減状況	68	2-4-1河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水水位の低減進捗状況	56	
		(4)高規格堤防（スーパー堤防）の整備	高規格堤防（スーパー堤防）の整備	ハードによる超過洪水対策の実施状況	70	2-3-1堤防強化対策	55	
	(5)土砂対策	土砂対策	土砂移動の制御の実施状況	72	2-6-1土砂移動の制御の進捗状況	58		
	(6)既設ダム等の運用	既設ダム等の運用	河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水水位の低減状況	74	2-4-1河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水水位の低減の進捗状況	56		
	4.3.3. 高潮対策		高潮対策	高潮被害軽減策の実施状況	76	2-8-1高潮対策	60	
	4.3.4. 地震・津波対策	(1)地震対策	地震・津波対策	地震対策事業の実施状況	79	2-9-1地震・津波対策	62	
		(2)津波対策		津波対策事業の実施状況	79	2-9-1地震・津波対策	62	
4.4. 利水	4.4.2. 環境に配慮した効率的な水利用の促進	(1)水需要の精査と水利権の見直し	環境に配慮した効率的な水利用の促進	水利権の見直し、転用の実施状況	83	3-1-4水利権の見直し、転用の進捗	70	
				慣行水利権の許可水利権化の実施状況	83	3-1-6慣行水利権の許可水利権化の進捗	72	
		(2)水需要の抑制		水需要抑制の実施状況	83	3-1-1漏水対策会議の機能の拡大、常設化の進捗	67	
						3-1-2水需要抑制の進捗	68	
		(3)既存水資源開発施設の環境に配慮した効率的運用		既存水資源開発施設の再編と運用の見直し実施状況	84	3-1-5既設水資源開発施設の再編と運用の見直し進捗	71	
		(4)水利権が見直された場合の既存水源の活用						
	(5)安定した水利用ができていない地域の対策		安定した水利用ができていない地域の対策状況	85	3-1-7安定した水利用ができていない地域の対策状況	73		
	4.4.3. 漏水への備えの強化		漏水への備えの強化	漏水対策容量の必要性和確保手法の検討状況	87	3-2-1漏水容量の必要性和確保手法の検討	74	
	4.5. 利用	4.5.2. 川らしい利用の促進	(1)舟運	川らしい利用の促進	水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組状況（水面利用）	90	4-5-2川の安全利用施策の実施状況	80
			(2)水面利用の促進				4-2-1陸域・水陸移行帯・水域の秩序ある利用に向けて誘導または規制への取り組み状況	76
(3)水面利用の適正化								
(4)安全利用のための対策				川の安全利用施策の実施状況	90			
(5)環境学習の推進				陸域・水陸移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組状況（川らしい河川敷利用）	91	4-4-1「本来河川敷以外で利用する施設」の縮小への取り組み状況	78	
(6)川らしい河川敷の利用				「川に活かされた利用」の実施状況	92	4-5-1「川に活かされた利用」の推進の取り組み状況	79	
(7)違法行為の是正								
4.5.3. 憩い、安らげる河川の整備		(1)憩い、安らげる河川の整備	憩い、安らげる河川の整備	憩い、安らげる河川の整備状況	95	4-6-1憩い、安らげる河川の整備状況	81	
		(2)水辺の整備						
		(4)小径（散策路）、「歴史文化の薫る散策道（仮称）」の整備						
(5)迷惑行為の是正								
(6)ホームレスへの対応								
4.5.4. まちづくり・地域づくりとの連携		まちづくり・地域づくりとの連携	まちづくりや地域連携の取り組み状況	98	4-7-1まちづくりや地域連携の取り組み状況	82		
4.5.5. 水源地域の活性化		水源地域の活性化	水源地域ビジョンの推進状況	100	4-8-1水源地域ビジョンの推進状況	83		
4.6. 維持管理	4.6.2. 河川管理施設			堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施状況	103	2-10-1河川管理施設の維持管理	64	
	4.6.3. 許可工作物（橋梁・水門等）		維持管理	許可工作物の点検整備及び対策についての施設管理者への指導状況	106	2-10-2許可工作物の点検整備及び対策	65	
	4.6.4. 河川区域等の管理			河川区域等の管理状況	108	2-10-3河川管理区域等	66	

大項目	小項目	観点	選択された指標
1	1	1-1-1	
環境の視点	ダイナミズムの確保による適度な攪乱の再生	地形変化を促す方向への進捗状況	提案した指標についてはなし（理由：データの整理に時間が必要、琵琶湖については湖岸地形データが滋賀県の所有であるため） なお、河川管理者の掲げた「川本来のダイナミズムの再生」点検項目の観点として「地形変化を促す」が挙げられ、指標として「既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容・魚類確認数」が挙げられているので、この観点の対応がA評価となっている。（P37-38）
進捗状況の記述に関する意見	全般		指標群と事業・施策・取り組み事例とが混ざっており、混乱している。まずは、これらの整理をし直す必要がある。また、今後指標群のデータを逐次整備していく必要がある。
	①指標の選択は適切か		横断測量データによる地形変化量の把握や土砂移動量の推定などは次年度以降の進捗点検から対象に加えるべきである。
	②点検対象事業の選択は適切か		貯水ダム下流の土砂供給試験やフラッシュ放流などの事業例はこの項目に該当するものである。したがって、試行報告書のP36-37に記された事業内容について、本観点から評価することは十分に可能と考えらる。いっぽう、貯水ダム下流環境対策以外にも、高水敷の切り下げ、水制、根固め工などが地形変化を促した事例や、逆に低水護岸や根固め工によって地形変化が抑制された事例があると考えられる。必ずしもダイナミズムの再生を目的としていない事業に関しても、この項目や観点の事業として該当する場合には評価対象に取り上げる必要がある。
点検結果の記述に関する意見	全般		この観点からの評価に相当する記述が欠けている。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		指標として挙げられた「既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容・魚類確認数」のうち「弾力的運用等の検討内容」は指標とは言えない。また、「魚類確認数」は地形変化が好適な環境に寄与できているかどうかを知るための指標としては有効であるが、地形変化を促しているかどうかの指標とは言えない。このため、この観点の評価としては不完全となっている。現在実施されている土砂供給試験やフラッシュ放流が地形変化を促す効果があったかどうかが重要である。
	④事業改善の視野の有無		貯水ダム下流の土砂供給試験やフラッシュ放流などの事業例について、対策効果の検証を行なっていくと書かれているだけでは進捗点検を行なった意味が薄い。それぞれに、どのような課題があり、今後効果をあげていくためにどんな試みが必要と考えられるかを記述する必要がある。
		⑤選択された事業の他の観点への包含	貯水ダム下流の土砂供給試験やフラッシュ放流事業については、生物相、水質、景観などの他の環境関連項目はもとより、ダム堆砂対策との関係から利水、治水の観点との関係も検討される必要がある。これは総合的流域管理の観点としても重要な事例と考えられる。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	手法開発の段階であるためAで妥当 ただし、内容によってはとくに洪水などのイベントの後に評価することも必要。
点検法への改善意見			進捗点検の点検項目が整備計画の目次に対応するものになっているため、流域委員会の提示した点検項目との対応関係がわかりにくい。委員会案は、本来事業間や地域間で横断的に河川整備の成果を評価できることを目論んで点検項目を設定したのであって、これを整備計画の目次に揃えると事業単位の進捗点検になりがちになってしまう。河川管理の目的や目標に対して関連事業を総合的に評価する必要がある。

大項目	小項目	観点	選択された指標
1	1	1-1-2	
環境の視点	ダイナミズムの確保による適度な攪乱の再生	流況・位況（流量・水位の変動様式）の健全性	(1) 淀川大堰による水位操作の改善内容（P36） (2) 瀬田川洗堰による水位操作の改善内容（P36-37） (3) 琵琶湖における水位低下緩和方策の検討内容（P37） (4) 流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保内容・正常流量確保日数（P37） (5) 既設ダムにおける弾力の運用等の検討内容・魚類確認数（P37-38）
進捗状況の記述に関する意見	全般		指標群と事業・施策・取り組み事例とが混ざっており、混乱している。まずは、これらの整理をし直す必要がある。今回呈示された指標項目を事業・施策・取り組み事例に置き換えると、対象事例としては委員会が提案したものが挙げられているものの、肝心の指標が明示されていないため、事業の影響や効果を評価できていない点に大きな問題がある。 瀬田川洗堰の水位操作については、季節的変動リズムの喪失と急激な水位低下の2点が指摘されており、その2点について点検が必要。さらに近年、水位の安定化に伴う攪乱頻度の低下も指摘されており、今後はより総合的な視点での評価が望まれる。
	①指標の選択は適切か		指標項目の用語として「・・・の改善内容」とあるが、これらは何の改善であるかが明確でない。対象事業ではなく流況・位況のどんな特性を指標とすることを明らかにする必要がある。 たとえば、(2)の瀬田川洗堰による水位操作の改善内容では、コイ科魚類の産卵だけに限定しても、水位変動の作用メカニズムが複雑にからみあっているため、①産卵数そのものが増加したかどうか、②急激な水位低下で産着卵が干上がったかどうか、③仔稚魚の生残率が向上したか、の3つの視点からの評価が必要である。しかし、例示されているのは②の視点のみで、しかも客観的な指標が示されていない。
	②点検対象事業の選択は適切か		対象事例としては委員会が提案した淀川大堰や瀬田川洗堰操作が挙げられているが、貯水ダムの運用についても大きく取り上げるべきである。 また、季節的変動リズムの喪失と急激な水位低下の2点からの事業評価が必要である。コイ科魚類の産卵に限定しても、①全産卵期をつうじて総産卵数が増加したかどうか、③仔稚魚の生残率が向上したか、についてもある程度モニタリングデータがあるので、それらのデータを用いた点検評価を行う必要がある。
点検結果の記述に関する意見	全般		何を実施したかが記されて終わっている部分が多い。それらの影響や効果についての記述が必要である。これまで相当量のモニタリングデータが蓄積されており、客観的な評価データの提示は可能だと考えられるので、委員会の提案した指標に照らして評価するべきである。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		点検結果の評価に相当する部分がどんな事実にもとづいて判断されたかが不明である。このため、点検結果が主観的で、客観性に欠けている。改善や回復についての記述は、具体的な情報を示した形で解説していただきたい。
	④事業改善の視野の有無		今後、操作方法の改善を検討するとの記述が見られるが、進捗点検の結果に基づいて、何をどのように改善するかがわかるように記述する必要がある。例えば、(2)の瀬田川洗堰による水位操作の改善内容では、水位操作の試行を行わなかったときに、総産卵数がどう変化したと推測されるかについても、可能であれば、モデル等を用いて評価していただきたい。また近年、水位の安定化に伴う攪乱頻度の低下も近年指摘されていることから、今後はより総合的な視点での点検評価が必要である。
		⑤選択された事業の他の観点への包含	他の観点への言及がされていない。これは、項目を河川整備計画の目次に沿って設定していることと、事業がこの目次に対応する形で列挙されているためと考えられる。 また、琵琶湖の水位操作に関しては、川本来のダイナミズムだけでなく、琵琶湖淀川水系の固有性、生物群集の多様性とも深くかかわっているため、それらの観点からも点検評価が必要である。さらに、琵琶湖の水位操作は、宇治川、淀川本川やワンド群の流況パターンと密接に結びついている。したがって、琵琶湖内の生態系だけではなく、下流域の環境改善のための対応をも含めて総合的に点検評価する必要がある。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	妥当
点検法への改善意見			進捗点検の項目、観点、指標の意味とそれぞれの目的を理解し、指標群と事業・施策・取り組み事例との混乱を解消することが不可欠である。この観点に関しては、これまで相当量のモニタリングデータが蓄積されており、各種人為操作が位況や流況をどのように変化させているかを示す指標によって、客観的な点検結果を提示することは十分に可能と考えられる。

大項目	小項目	観点	選択された指標
1 環境の視点	1 ダイナミズムの確保による適度な攪乱の再生	1-1-3 目標とする規模の攪乱発生状況	非対応 理由：攪乱の規模を定量的、定性的に把握できていないため
進捗状況の記述に関する意見	全般		攪乱の規模を定量的、定性的に把握できていないことはこの観点から点検できない理由にはならない。河川環境の整備を進める上で、位況、流況、土砂動態の結果として生じる攪乱規模の目標を設定することが必要であるという点で合意をすることが大切である。
	①指標の選択は適切か		その上で、位況、流況、土砂動態の結果として生じる攪乱規模を知るためには、裸地砂州面積、冠水頻度、冠水面積、河床堆積有機物量、湖底や河口の底質などを指標として検討する必要がある。それらを指標として利用する手法が確立していないという意味では、BやC対応となることも理解できるもののそうした現状そのものを進捗状況として記すべきであろう。 また、攪乱規模の目標については、確固とした数値目標であるべきではなく、現実的な範囲で幅を持たせた形で表明するほうがよいだろう。たとえば、流況については治水の上限以下でできるだけ生起確率が低い規模の増水を許容するなどの目標がありうる。また、土砂供給量については、順応的な管理手法によってモニタリング結果から目標量にフィードバックする形で事業を進めることが望まれる。
	②点検対象事業の選択は適切か		
点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	非対応	毎年必要
点検法への改善意見			裸地砂州の面積や冠水面積などの指標は改めて調査をしなくても既存の航空写真からでも分析可能である。今回は時間的制約のために分析項目に加えることが出来なかったとしても、今後は定期的に衛星写真ないし航空写真を活用して本観点からの点検を実施すべきである。

大項目	小項目	観点	選択された指標
1	2	1-2-1	・既設の堰・落差工の改良内容（淀川大堰） （P31-32）
環境の視点	河川・湖沼の連続性の確保	内湾-汽水域-河川の連続性の確保状況	
進捗状況の記述に関する意見	全般		淀川大堰に設置されている魚道の改良を通じ、魚類や底棲生物の移動に配慮する努力は認められる（試行報告書pp. 31-32）。また、今回の点検結果に示された、アユ遡上数や回遊魚の確認種数などは、まさに指標として優れたものと評価できるので、これらを魚道の改善事業の前後できちんと比較する作業を行っていただきたい。
	①指標の選択は適切か		いっぽう、環境の連続性（例えば、汽水域での連続的な塩分濃度勾配等）についての現況調査や改善策は示されておらず、今後の課題であろう。
	②点検対象事業の選択は適切か		アユの遡上状況データがH15-17年分しか示されていないために19, 20年に実施した魚道の改善事業の評価ができていない。
点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		現状分析ができていないために、事業改善の記述にまで至っていない。
		⑤選択された事業の他の観点への包含	魚道の改善効果それ自体は点検評価する必要があるが、連続性の改善という目的に照らせば、大堰のゲート操作等の運用についても同時に点検評価されるべきである。たとえば、大堰のゲート操作の違いによって、アユ等の回遊魚の移動実績が大きく異なることが期待される。これらは既存データの分析によっても評価が可能と考えられる。 また、大堰のゲート操作については、新淀川河口域の汽水域環境の連続性に大きな影響を与えている。既にアユ等の回遊魚の遡上期・降下期などに、大堰のゲート操作等の運用方法の見直しが提案されているが（試行報告書p. 35）、その運用によって、夏季の貧酸素発生時期や浮遊藻類の大量の発生時期の水質改善も期待できるものと考えられる。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	妥当
点検法への改善意見			環境の連続性については、既存の資料の解析から、淀川河口域の環境分布を把握しておくことは可能と考えられる。 さらに、流域委員会が提案した「塩分濃度勾配」、「河床底質勾配（河床材料の流下方向に沿った分布）」等について定期的な調査を実施することが望まれる。

大項目	小項目	観点	選択された指標
1	2	1-2-2	・既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数 （P32）
環境の視点	河川・湖沼の連続性の確保	横断構造物（貯水ダム・砂防ダム・井堰など）による遮断対策	
進捗状況の記述に関する意見	全般		今回の試行報告書では、観点2-1で取り上げられた淀川大堰以外には、野洲川の落差工と猪名川の大井井堰の魚道が記載されている。
	①指標の選択は適切か		事業として実施された件数だけではなく、必要箇所数に対する進捗といった視点でまとめる必要がある。
	②点検対象事業の選択は適切か		個別事業に対する点検とは別に、局や事務所管内の横断構造物の現況やその改善目標を把握する事業を企画立案するべきである（すでに計画中であれば、進捗点検にその旨記すことが望まれる）。
点検結果の記述に関する意見	全般		堰や落差工の事業数だけでなく、それらの改良によって、どの程度魚類等の遡上が向上したかが本来の事業の趣旨であるから、堰や落差工の改良の効果を客観的に評価するために、改良前と改良後のモニタリングデータを用いて点検評価する必要。その際、経時的な変化が重要となるので、改良後も複数回のモニタリングを行って事業評価する必要がある。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		
		⑤選択された事業の他の観点への包含	
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	妥当
点検法への改善意見			

大項目 1	小項目 2	観点 1-2-3	選択された指標
環境の視点	河川・湖沼の連続性の確保	本川-支川間の連続性の確保状況	非対応 理由：連続性の確保の評価についての検討が必要なため
試行報告書該当頁	なし		
進捗状況の記述に関する意見	全般		局や事務所管内の本川と支川の連続性の現況やその改善目標を把握する事業を企画立案するべきである（すでに計画中であれば、進捗点検にその旨記すことが望まれる）。
	①指標の選択は適切か		
	②点検対象事業の選択は適切か		
点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		
		⑤選択された事業の他の観点への包含	
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	非対応	Bでよい
点検法への改善意見			少なくとも淀川や琵琶湖の流入支川との連続性に関する現状資料は既存のものからも分析可能なはずなので、現状評価の呈示からは始めるべきであろう。

大項目 1	小項目 2	観点 1-2-4	選択された指標
環境の視点	河川・湖沼の連続性の確保	河岸-陸域の連続性の確保状況	・ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数（P31） ・干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積（P31）
進捗状況の記述に関する意見	全般		ワンドやたまりの保全事業においては、確かにワンド・たまりの現存数そのものも進捗点検指標になりうるもので、これらは今後も継続的に点検項目に位置けるとよいだろう。干潟・ヨシ原についても面積を指標とすること自体は不可欠な過程であるが、いずれについても質的な評価指標が欠けている。
	①指標の選択は適切か		たまりについても個数の現状の呈示をするべきである。また、ワンド、たまり、干潟、ヨシ原の個数や面積だけではなく、質的な現状の評価を加える必要がある。具体的な指標として流域委員会の呈示したものを参考にしていきたい。
	②点検対象事業の選択は適切か		現状では、対象事業が淀川本川に限られているので、木津川、宇治川、猪名川、桂川にも範囲を広げていただきたい。
点検結果の記述に関する意見	全般		ワンド、たまり、干潟、ヨシ原の個数や面積について必要性和十分性を追究し、目標を設定していく必要がある。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		現状では、事業の効果に関する評価が不足しており、事業改善の見通しが示されていない。事業の必要性、十分性、改善手法の提案などを結果の記述項目に加えて行く必要がある。
		⑤選択された事業の他の観点への包含	
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	妥当
点検法への改善意見			河岸-陸域の連続性を高める浅瀬、入り組んだ水際線、ワンド、たまりなどの地形特性は、観点1-1, 1-2などダイナミズムの確保の結果として生じるものである。さらに、本観点は、琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性を代表するイタセンバラやアユモドキなどの希少野生生物の生息条件としてきわめて重要な要素となる。したがって、河川・湖沼の連続性の確保を目的とした個別事業の点検としてのみならず、観点1-1, 1-2の対象事業の評価指標として、さらには上記のような希少野生生物の保全手段としても位置づけ、総合的に評価することが望まれる。

大項目	小項目	観点	選択された指標
1	2	1-2-5	・水域と陸域との連続性の確保と修復内容・箇所数(P33)
環境の視点	河川・湖沼の連続性の確保	琵琶湖-内湖・流入河川間の連続性の確保状況	
進捗状況の記述に関する意見	全般		試験施工の結果、どのように連続性が確保され、その結果として魚類群集等が回復したかどうか、客観的指標に基づく具体的な点検が行われていない。
	①指標の選択は適切か		
	②点検対象事業の選択は適切か		流入河川との連続性については瀬切れの問題などがあるので、事業評価対象に加えるべき。
点検結果の記述に関する意見	全般		事業の途中段階であっても、きちんとモニタリングが行われていれば、ある程度の点検評価は可能であるので、客観的な指標を提示すべきである。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	妥当
点検法への改善意見			これまで相当量のモニタリングデータが蓄積されており、客観的な点検結果の提示は可能と考えられる。

大項目	小項目	観点	選択された指標
1	2	1-2-6	非対応 理由：滋賀県の所管であるため
環境の視点	河川・湖沼の連続性の確保	湖岸-湖棚-湖棚崖-湖底斜面の連続性の確保状況	
試行報告書該当頁	なし		
進捗状況の記述に関する意見	全般		琵琶湖の湖岸地形については、水辺形状が注目されがちであるが、水中の横断地形も湖沼生態系の特性を決める重要な要素である。その地形は湖岸の土砂侵食や沿岸流による土砂供給と波浪による湖底斜面への運搬との拮抗により形成されるので、湖岸侵食を防止する護岸工事や沿岸流を遮断する堤防などの人によって連続性が遮断されている状況が考えられる。こうした問題意識を共通認識として、現状の把握と連続性の回復のための対策を検討する必要がある。
	①指標の選択は適切か		
	②点検対象事業の選択は適切か		
点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	非対応	Bでよい
点検法への改善意見			滋賀県の所管であっても琵琶湖内の沿岸環境の現状について整備が適正に進んでいるかどうかを点検する必要がある。そのために滋賀県に必要な情報の提供や評価を求めるべき。また、水資源機構等とも連携して湖岸地形の維持管理についても各種事業の評価項目に加えていく必要がある。

大項目 1	小項目 3	観点 1-3-1	選択された指標
環境の視点	琵琶湖・淀川水系の固有性および歴史・文化の多様性の尊重	琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値の保全状況	・イタセンバラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数（P24） ・ナカセコカワニナの生息・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策検討内容（P24） ・オオサンショウウオの生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策の検討内容（P24） ・アユモドキの生息環境として望ましい河川環境の再生方策検討内容・確認箇所数（P25）
進捗状況の記述に関する意見	全般		指標の一つとしてイタセンバラ仔稚魚の経年変化が示されているが、経年変化と事業との関係が不明瞭である
	①指標の選択は適切か		イタセンバラ仔稚魚の経年変化からは、事業を行った結果、仔稚魚が激減したようにも読み取れるため、指標としての提示には工夫が必要。 ナカセコカワニナについては、各調査地点で分布が確認されているので、保全されていると評価している。しかし、各地点での生息密度の増減には全く触れられておらず、保全された結果として分布域を広げているのか、あるいは保全が不十分のために徐々に分布域を狭めているのか、そのどちらであるのかが評価できていない。今後は、同一地点で経時的に生息密度をモニタリングすることで、結果を比較し、保全の状況を客観的に把握、評価する必要がある。 オオサンショウウオについては、人工巣穴と移動路のみが点検結果に示されているだけで、本種の生息域における生息や保全の状況について、全く記載されていない。単に、人工巣穴と移動路を整備するだけでは本種の生息環境を保全するには全く不十分で、種の生息域全体についての分布現況と各地域での生息密度の変化を保全の指標とすべきである。
	②点検対象事業の選択は適切か		イタセンバラ、ナカセコカワニナ、オオサンショウウオ、アユモドキは、現在、淀川水系など限られた地域にしか生息しておらず、本水系を代表する希少な動物種であると考えられることから、これらの生息環境の改善や再生を目標とした事業の選定は適切である。
点検結果の記述に関する意見	全般		イタセンバラの減少は明白だが、減少要因に対する解析が明示されていないため、事業が効果的、効率的に実施されているかが不明確である。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か、		イタセンバラ仔稚魚の経年変化と事業との関連が不明確
	④事業改善の視野の有無		イタセンバラ減少要因の明確化とそれに基づく対策が必要。上述のように、事業評価ができていないために、事業改善のための情報が抽出できない。複数の仮説としてでもよいので、減少要因を設定しそれらに応じた対応策を検討するべきである（例：オオクチバス、ブルーギルによる捕食や競争が主要因の場合は、これら魚種の徹底的な駆除を行うべきであり、本種が産卵する二枚貝の減少が主要因なら、二枚貝の増加に保全の主眼を置くべき等）。 イタセンバラだけでなく、淀川本来の魚類群集や貝類等の底生動物群集についても評価が必要。たとえば、どのような種が激減し、どのような種はそれほど大きな影響を受けていないかを明確にすることで、在来の魚類群集保全の蜜筋がより明確になる。アユモドキやナカセコカワニナ、オオサンショウウオなど、水系を代表する希少種については、特定の限られた地域のみでの調査を元に保全状況を判断するのではなく、種の生息域全体についての分布現況と各地域での生息密度を調査し、それらの変化を保全状況の指標とすべきである。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		イタセンバラやアユモドキなどの生息条件は、河岸-陸域の連続性を高める浅瀬、入り組んだ水際線、ワンド、たまりなどの地形特性に依存している。したがって、河川・湖沼の連続性の確保を目的とした事業の評価指標としても位置づけられる、
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	イタセンバラ：A ナカセコカワニナ：B オオサンショウウオ：A アユモドキ：B	イタセンバラとオオサンショウウオについてはAで妥当。 ナカセコカワニナの個体群は緊急を要する状況にないのでBで妥当である。 アユモドキについては桂川本川（直轄管理区間を含む）の生息や繁殖の可能性があるので、今後事業の進捗点検を毎年行なうことが望ましい。
点検法への改善意見			事業と結果との関係がより明確になるような指標を今後、検討していくべき（例：これまでの魚類調査結果やイタセンバラ生息地におけるオオクチバス、ブルーギルの食性解析結果や貝類の分布調査結果等、既存の調査結果を用いる等）。オオサンショウウオについては、外来種の存在や外来種との交雑個体と考えられる個体が琵琶湖淀川水系で確認されていることから、外来種や交雑個体との交雑による遺伝子汚染防止の視点も加える必要がある。特に、個体のある地域から他の地域に移動させる場合は、遺伝子を調べるなどして遺伝的攪乱が生じないような工夫が必要である。

大項目	小項目	観点	選択された指標
1	3	1-3-2	・瀬田川の水辺のあり方に関する取り組み内容・整備延長P27)
環境の視点	琵琶湖・淀川水系の固有性および歴史・文化の多様性の尊重	琵琶湖・淀川水系の歴史・文化の多様性の価値の保全状況	
進捗状況の記述に関する意見	全般		瀬田川の水辺のあるべき姿についての歴史的、文化的多様性の視点が欠落している。
	①指標の選択は適切か		水辺散策路の整備自体は本視点を促進するものとは限らない。したがって、その整備延長は必ずしも指標とはならない。流域委員会の提案する下記の指標を参考に適切な指標選択と評価をお願いしたい。
	②点検対象事業の選択は適切か		瀬田川の水辺について、歴史的、文化的多様性の視点からの検討が可能かどうかの検証が必要。
点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	妥当
点検法への改善意見			流域委員会が提案した歴史的、文化的多様性の指標は、1) 地域固有の歴史的景観・地形の現状とその変化、2) 固有名詞のついた歴史的景観・地形の把握とその変化である。これら以外にも、3) 河川の伝統的利用の現状とその変化が考えられる。

大項目 1	小項目 4	観点 1-4-1	選択された指標
環境の視点	生物多様性の保全	生態系・生物群集多様性の維持・回復への貢献状況	・関係機関が連携した取り組み内容・回数 (P25)
進捗状況の記述に関する意見	全般		南湖再生WGについては、関係機関の連携は重要であるが、会議の回数ではなく、事業が具体的に対象となる場の生物多様性について、何を目標とし、どのような生物を指標として事業の点検を行うかについての検討と、それについての関係機関間での合意が不可欠となる。この点について、関係機関の間で、どの程度調整、情報共有ができたかについての記述がない。
	①指標の選択は適切か		関係機関が連携した取り組み内容・回数は、本観点の指標とは言えず、適切な指標の設定が必要である。
	②点検対象事業の選択は適切か		生態系、生物群集多様性保全のための戦略的な視点、観点が欠けている。
点検結果の記述に関する意見	全般		事業の途中段階でも、モニタリングデータ等が蓄積されている場合は、その時点での点検結果を明示すべきであり、それが「困難な場合は、いつ頃に点検結果の提示が可能か、その時期を明示すべきである。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		「南湖湖底改善事業」については、覆砂を行った結果、セタジミがどの程度回復したのか、また回復した場合には、覆砂の効果について、客観的な指標の提示が必要であるが、指標が提示されていない。
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		維持回復が必要とされる生態系・生物群集が設定されると、その手段としてダイナミズムの確保、湖沼河川の連続性回復、それらの持続的利用、当該流域の水質対策、土砂動態保全が必要となってくるので、本観点からの評価結果はこれらにかかわる事業の環境面の指標としても位置づけられる。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	妥当
点検法への改善意見			生態系・生物群集多様性の維持回復について、まずは専門家にヒアリングを行うなどして、保全すべき生態系・生物群集のリストアップや生物多様性ホットスポットの分布図の作成を行ない、検討の対象を明確にする必要がある。その上で、それらの維持回復のために必要な対策や対策の効果を評価するための指標を定める手順が求められる。淀川水系では、生物多様性の高いエリアのモニタリングデータが蓄積されている事業も多いので、これらの点検評価を客観的に実施することは可能であると考えられる。

大項目 1	小項目 4	観点 1-4-2	選択された指標
環境の視点	生物多様性の保全	種多様性を損なわない維持・回復への貢献	非対応 理由：調査分析の必要があるため、観点4-1と重複するため、観点3-1と重複するため、
進捗状況の記述に関する意見	全般		観点4-1は、特定エリアの生態系・生物群集に着目した事業評価であるが、本観点は種多様性の現状評価。維持回復を評価するものである。種及び種内の多様性は、ガラパゴスやハワイなどで世界的な注目を浴びているが、淀川水系はガラパゴス同様に同所で進化の様子が見られる、世界的に珍しい進化の場所であるため、観点4-1と観点3-1とは別に、特別な種内調査がないと数十万年かかって作られた多様性が維持できない。
	①指標の選択は適切か		指標の選択は、種及び種内の多様性があるものである。たとえば、ビワヒガイなどヒガイ科は形態が淀川水系各地で異なっている。
	②点検対象事業の選択は適切か		既存知見に頼れば上記の判断は致し方ない点もあるが、生物多様性条約の予防原則の視点から言えば科学的知見で確立しなくても、この視点を損なうべきではない。
点検結果の記述に関する意見	全般		種及び種内の多様性は、ガラパゴスやハワイなどで世界的な注目を浴びているものの、実際の評価は科学者とともに行わなければ難しい。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		評価をできないとあきらめるのではなく、専門家にヒアリングを行うなどして、琵琶湖・淀川水系の同種名でありながら、形態が違ふと既存文献で指摘されている生物種の写真などによる形態記録や標本の資料を把握しておく必要がある。
	④事業改善の視野の有無		この分野、各地域の異なる形態の個体群レベルで保全計画ができたならば、生物多様性条約の加盟国の中でも世界に存在感を示せるようになる。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		指摘にあったように、観点4-1と重複するため、観点3-1に重なるように見えるが、ビワヒガイ、ホンモロコ、ニゴロブナ、ゼゼラ、コイなど種内多様性が考えられる種は、絶滅危惧種や固有種とは異なっている。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	非対応	毎年必要
点検法への改善意見			「種及び種内に多様性がある」ことなど、生物多様性条約で指摘されていることについて、世界でもっとも希少な生態系を誇る琵琶湖・淀川水系は世界的な責任として早急に対応しなければならない。 文献等により、対象となる地域本来の在来生物層を明らかにし、現在の状況のモニタリングデータと比較することで、在来生物相の変化を、絶滅危惧種や希少種等の増加や、外来種の増加で評価することが可能である。 ただし、これら特定の希少生物種の保全回復については、観点3-1と重複することは確かであるので、今後整理が必要である。本観点は、あくまで種多様性の観点であるが、これは観点4-1や観点3-1の指標として位置づけてもよいかもしれない。

大項目	小項目	観点	選択された指標
1	4	1-4-3	非対応
環境の視点	生物多様性の保全	遺伝的多様性を損なわず維持・回復への貢献状況	理由：遺伝的多様性については実施していないため
進捗状況の記述に関する意見	全般		琵琶湖・淀川水系は、遺伝に定着するかどうかについて、「形態の変化」と「環境適応」などの進化の過程が見える、世界でも貴重な場所である。早急に実施して欲しい。
	①指標の選択は適切か		地域個体群の遺伝情報など、各種レベル程度では既存知見がある種もあるので、そういった情報をこの視点から集めるのが適切である。
	②点検対象事業の選択は適切か		特に開発対象地域については生物リストだけでなく、水系別の遺伝的多様性を把握するのが望ましい。
点検結果の記述に関する意見	全般		最初から、実施していないからとあきらめるのではなく、専門家等にヒアリングを行うなどして既存情報を収集することからはじめると良い。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		遺伝的多様性については、現在、各生物分類に関わる学会等で多く発表がなされている。遺伝子による系統地理学が盛んになってきているため、近いうちに既存研究による指標ができるかもしれない。
	④事業改善の視野の有無		系統地理学の視点と開発との対応ができれば、改善効果も測りやすい。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		固有種・絶滅危惧種など、種の保全とは異なる視点からのアプローチであり、現在、発展途中の生物科学の内容である。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	非対応	Bでよい
点検法への改善意見			1. 最新の科学的知見に関わるため常々最新情報収集を実施すること 2. 最新の系統地理学の知見と流域管理計画対象地域との対応関係の表をつくること、など予防原則の視点に基き行動をとることが必要。 3. 遺伝的多様性についての調査が行われていなくても、例えば、再生事業等で動植物種の移植や放流を行う際に、対象となる地域の個体を移植、放流したかどうかについて、またその場合でも、やむを得ず他の産地から移植、放流する場合でも、いつ、どの地域から移植、放流したかを、後で参照可能な形で記録に残したかどうかを評価することで、点検評価が可能である。

大項目	小項目	観点	選択された指標
1	4	1-4-4	非対応
環境の視点 試行報告書該当頁	生物多様性の保全 なし	生物多様性条約・ラムサール条約の遵守状況	理由：尺度化された適合度を検討する必要があるため
進捗状況の記述に関する意見	全般		生物多様性の評価が難しいが、生物多様性のマイナス要素とプラス要素の2つの側面からアプローチし、既存知見を生かして、何がマイナス効果で、何がプラスになっているか、対比表を書き出すことから行うべき。
	①指標の選択は適切か		指標は、特にマイナスの要素の湿地リスク評価とプラスの要素のホットスポットの特定の両方必要である
	②点検対象事業の選択は適切か		点検対象は、ラムサール条約に記述されているように開発対象地域だけでなく、流域全域で考える必要がある
点検結果の記述に関する意見	全般		河川整備計画では、特に、ラムサール条約第7回締約国会議決議VII. 10の「湿地リスク評価」の枠組みに留意すべきである。登録湿地については、生態系への負の影響を包括的にとらえてデータベース（モントルーレコード）に掲載するとともに早期警戒体制を促す必要がある。そのための指標として、a水循環の変化、b水質汚染、c物理的变化、d生物産物の利用、e外来生物の移入が挙げられている。これらを用いて生態系への影響を総合的に評価するとともに、湿地生態系が劣化するリスクを特定し、管理し、削減を目指すことが必要である。この人為影響評価に基づく湿地リスク評価と、ホットスポットの特定の双方を事業に組み込むことによって、ラムサール条約や生物多様性条約に対応したことになる。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		固有種の保全や外来種の駆除そのものが、生物多様性の保全に直結する。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	非対応	毎年必要
点検法への改善意見			1. 絶滅危惧種、在来種、固有種など、既にリストアップされた生物の分類と分布を把握して指標化や得点化する手法をとりいれホットスポットマップの充実を図る。同時に、リモートセンシングデータやGISで、a水循環の変化、b水質汚染、c物理的变化、d生物産物の利用、e外来生物の移入の5つのマイナス指標のデータを組み合わせて「リスク指標マップ（脅威マップ）」をつくり、ホットスポットマップと脅威マップを組み合わせ、「生息可能性マップ」を構築すれば、ある程度客観的で定量的な生物多様性の評価をすることができる。 2. 代表的な種について、事業の前後を含む2回以上の生物種の密度や現存量の定量的なデータがあれば、生物多様性が保全、修復されたかの指標となりうる。

大項目	小項目	観点	選択された指標
1	4	1-4-5	
環境の視点	生物多様性の保全	外来種対策の効果的な実施状況	・ 外来種の現状把握と対策必要箇所の選定内容 (P25) ・ 駆除対策・予防的措置の実施内容・駆除数量 (P26) ・ 外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数 (P26) ・ 外来種の駆除効果についての科学的検証内容 (P26)
進捗状況の記述に関する意見	全般		外来種の現状把握と対策必要箇所の選定内容については、河川水辺の国勢調査等による情報を挙げているが、これら以外にも現状把握をした事業資料を挙げておく必要がある。 また、対象となる事業は、外来種対策事業に限定するのではなく、ワンドの再生等の自然再生事業も対象とすべきである。これらの再生事業では、しばしば大幅な地形改変が行われて在来の植物相が失われ、それに伴い外来植物等が侵入しやすい条件が整えられることがある。メリケンガヤツリなど、いくつかの外来生物は特にこのような環境を好む種がいることから、事業の開始前だけでなく、開始後も、経時的にモニタリングを行い、特に注意すべき外来種が出現したばあいには、速やかに駆除を行うことが求められる。
	①指標の選択は適切か		外来種の現状把握をした事業自体は進捗点検の指標にはならない。
	②点検対象事業の選択は適切か		オオクチバス・ブルーギルの対策は事業評価の材料があるはず。
点検結果の記述に関する意見	全般		現状把握をすることが事業内容である場合、現状の把握努力と成果が十分かどうかを知ることが点検の目的となる。したがって、淀川管内において外来種の現状把握のできている範囲や頻度などをまとめた図表を作成することから初めてはどうか。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		外来種が増加する原因となっている攪乱体制や水温体制の人為的改変を伴う事業との連携が不可欠。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	妥当
点検法への改善意見			ボタンウキクサの駆除対策では、現地で駆除作業を継続することよりも、発生源の特定を行ない元から絶つ努力をする方が効果的で経済的な結果に結びついた。これは事業順序の改善効果を示した好例であり、今後の外来種対策事業に応用する価値がある。進捗点検は、実施された事業に対してそのような余地がないかどうかチェックをする機会であるべきだろう。

大項目	小項目	観点	選択された指標
1	5	1-5-1	- 琵琶湖の水質保全対策の取り組み内容・効果（P44） - 河川の水質保全対策の取り組み内容・整備延長（P44-45） - ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数P45）
環境の視点	流域視点による水質対策	水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況	
進捗状況の記述に関する意見	全般		河川を「物質循環系」と見る視点や、「流入負荷量の管理」、「水質環境基準の達成を目標とするにとどまらず、（中略）河川水質の新たな目標を設定」など（試行報告書pp. 40-41）、従来の限られた指標についての濃度監視から大きく踏み出す姿勢は高く評価できる。流域単位での総負荷量管理の重要性は、十分に理解されているものと判断する。
	①指標の選択は適切か		
	②点検対象事業の選択は適切か		
点検結果の記述に関する意見	全般		早急に、自治体、住民の協力を得て、汚濁負荷の削減目標（数値目標）を策定する段階に進むべきである。策定に当たっては、 1) 海域への影響（琵琶湖については詳しく言及されているが） 2) 洪水等の増水時の負荷の把握（特に、窒素、リン負荷については、年間負荷の大部分が、洪水時にもたらされるものと考えられる） 3) 流域の点源・面源負荷の把握が、試行報告書に十分に記載されていないため、既存の資料も利用し、現況を住民に報告すべきである。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か、		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	妥当
点検法への改善意見			p40-41 に記載されている、1). 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会、2). 琵琶湖水質保全対策、3). 河川の水津保全対策については、可能な限り、実施予定年度、検討組織の形態について、公開すること。

大項目	小項目	観点	選択された指標
1	5	1-5-2	・琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立の検討内容（P43）
環境の視点	流域視点による水質対策	水質総量規制の制度や対策の計画の立案状況	
進捗状況の記述に関する意見	全般		観点5-1. に述べたように、具体的な規制や削減計画の立案には至っていない（試行報告書pp. 40-41）
	①指標の選択は適切か		
	②点検対象事業の選択は適切か		
点検結果の記述に関する意見	全般		具体的な規制や削減計画の立案には至っていない現状を明記し、具体化へ向けた取り組みをどのように進めるかを記述するべきである。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	妥当
点検法への改善意見			前項（観点5-1）に同じ。「削減対策が喫緊であり、地元の体制が整っている流域については、順次、削減計画を立案する。取り組みが遅れている地域については、住民向けの説明会を通じて、計画の理解を求める努力をする。」などの加筆が必要。

大項目	小項目	観点	選択された指標
1	5	1-5-3	・南湖の再生プロジェクト取組内容（P46） ・新たな水質浄化の取り組み状況、流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究内容（P46）
環境の視点	流域視点による水質対策	流域視点による水質対策の実現状況	
進捗状況の記述に関する意見	全般		自然の浄化機能による水質対策が示されているが（試行報告書p. 41）、1）浄化の定義（例えば、有機物の分解による「無機化」、脱窒等の「除去」、磷の沈殿などの生物が利用できない形態への「転換」）を明確にし、2）本来は発生源対策が重要であるが、緊急的、補助的な手段としての自然の浄化力利用であること等、自然浄化の目的と限界も示すべきである。 下水排水や汚濁流入支川の流水を本川の流水と分離して流す流水保全水路の整備状況については整備途上にあることを理由に点検対象外とされたが、このように大きな影響が予想される事業については、整備途上であっても進捗点検の対象に加えるべきである。
	①指標の選択は適切か		
	②点検対象事業の選択は適切か		
点検結果の記述に関する意見	全般		法に基づく水質監視に止まらず、ダム湖の水質保全対策（曝気、分画フェンス等）については、意欲的に取り組まれていると判断できる（試行報告書pp. 40-41, 45）。しかし、水質改善の効果の証明については、例えば、異なった気象条件の年マイクロキスティス（藍藻類）の発生データを比較するなど、適切な例示とはなっていない。現在の取り組みを紹介するだけでも十分ではないか。評価については、1）判断の前提となる背景情報を示すこと、2）統計的に有意であることを確かめること等の基準を明らかにし、提示すべきである。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	妥当
点検法への改善意見			45p；マイクロキスティス細胞数の年比較図については、比較した年度の気象条件の違いについて加筆する必要がある。また、分画フェンス又は曝気施設の写真、原理模式図の掲載することが望ましい。 41p；③冒頭に「点源・面源の発生源対策とともに、補助的な手段として、」を追加。

大項目	小項目	観点	選択された指標
1	6	1-6-1	・既設ダム（河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容）（P46） ・砂防施設（土砂を下流へ流すことができる砂防えん堤の設置内容・設置数）（P46）
環境の視点	流域総合土砂管理の評価	流域の土砂生産・移動・堆積の実態の評価状況	
進捗状況の記述に関する意見	全般		既設ダムや砂防施設は事業の対象名であり，進捗点検の観点を評価するための指標とは言えない。
	①指標の選択は適切か		
	②点検対象事業の選択は適切か		
点検結果の記述に関する意見	全般		淀川水系総合土砂管理検討委員会において土砂動態マップの検討を進めていることが記されているので，これの進捗程度を示せば，本観点の進捗度合いを評価することができると期待される。
	③用いられた指標の評価は適切か，また，指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		土砂動態は，環境，治水，防災，利水，利用などの多数の大小項目に関わっている。したがって，それらを総合的に評価する仕組みを検討していくことが必要である。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	手法開発の段階であるためAで妥当 ただし，内容によってはとくに洪水などのイベントの後に評価することも必要。
点検法への改善意見			委員会が提案した地形変化量，河川敷地面積，土砂堆積場面積，年間土砂供給量などの指標は数値として示すには時間がかかるにしても，評価するための情報がある場合には，点検の対象からはずすのではなく，今後の検討項目として挙げるべきである。

大項目	小項目	観点	選択された指標
1	6	1-6-2	非対応 理由：評価すべき事項を吟味する必要があるため。
環境の視点	流域総合土砂管理の評価	流域に土砂の受け入れ準備状況	
進捗状況の記述に関する意見	全般		
	①指標の選択は適切か		
	②点検対象事業の選択は適切か		
点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	非対応	手法開発の段階であるためAが妥当 ただし、内容によってはとくに洪水などのイベントの後に評価することも必要。
点検法への改善意見			本観点は総合土砂管理を実施して行く過程で必然的に検討する必要の生じる課題であり、早急に吟味されることを望む。

大項目	小項目	観点	選択された指標
1	6	1-6-3	非対応
環境の視点	流域総合土砂管理の評価	総合土砂管理の評価方法の確立と実施状況	理由：観点6-1と重複するため
進捗状況の記述に関する意見	全般		本観点が観点6-1と重複するとしたことは、流域委員会の提案を誤解したと考えられる。
	①指標の選択は適切か		
	②点検対象事業の選択は適切か		
点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	非対応	手法開発の段階であるためAが妥当 ただし、内容によってはとくに洪水などのイベントの後に評価することも必要。
点検法への改善意見			観点6-1は、流域の土砂生産・移動・堆積の実態に限定した評価の観点である。これは総合土砂管理で実施する主要な事業対象ではあるものの、それらの事業の結果の妥当性を評価するための基準には、環境、治水、防災、利水、利用などの多数の項目が関わっており、それらをいかに総合的に評価するかについては別途検討が必要である。

大項目 1	小項目 7	観点 1-7-1	選択された指標
環境の視点	流域的視野の 環境影響評価	各流域の環境の課題と目標整理状況	非対応 理由：環境の目標を整理・設定する必要があるため。
進捗状況の記述 に関する意見	全般		これまでの各種事業の環境影響評価では、対象地域の環境影響評価に終始し、流域的視点が欠けていたことについてはその現状と今後の必要性を認識していただけたものと受け止める。
	①指標の選択は適切か		
	②点検対象事業の選択は適切か		
点検結果の記述 に関する意見	全般		各流域の環境の課題と目標が整理されているかの指標については、たとえ十分に整理されていない段階においても、取り組みの現状を示しておく必要がある。例えば、ラムサール条約と生物多様性の決議に対応するために、既存知見をラムサール条約の湿地リスク評価などを参考に、a水循環の変化、b水質汚染、c物理的变化、d生物産物の利用、e外来生物の移入 の視点でまとめて「生態系へのマイナス変化の評価」を行う必要があります。また同時に、絶滅危惧種、固有種、在来種の生息などプラス要素をまとめた、ホットスポットの評価が流域的視野の環境影響評価として必要です。また、これらの評価が明確になれば、計画段階での影響予測をしてリスク削減するために、戦略的環境影響評価が可能となります。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示 頻度	非対応	環境影響評価の無い場合にも毎年必要 理由：今後の河川整備計画においては計画アセスの考え方を先取りして行く必要があるため。
点検法への改善 意見			各流域の環境の課題と目標を整理し整備計画に反映して行く方針を確認することと、その作業がどこまで進捗しているかを評価することを組込んでいただきたい。 p40. (1) の末尾に、「今後の、水質の変化が予想される河川への干渉については、本項で示した基本姿勢に基づき、影響予測を適切に実施するとともに、水質保全施策を提案する」を加筆するとよい。

大項目 1	小項目 7	観点 1-7-2	選択された指標
環境の視点	流域的視野の 環境影響評価	環境影響評価の項目に流域的な要素の包含状況	非対応 理由：環境影響評価には水質環境への影響が含まれているため。
進捗状況の記述 に関する意見	全般 ①指標の選択は適切か ②点検対象事業の選択は適切か		
点検結果の記述 に関する意見	全般 ③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。 ④事業改善の視野の有無 ⑤選択された事業の他の観点への包含		環境影響評価に扱われている水質影響は、法に定められた基準の達成のみの判断にとどまっており、観点5-1. で高く評価した水質保全に対する姿勢が反映されていない。
点検頻度への意見	管理者の提示 頻度	非対応	環境影響評価のあるときは毎年必要
点検法への改善 意見			委員会が呈示した観点はあくまで流域的な要素について評価されているかという点であり、流域的な水質対策として検討していることが環境影響評価にも反映されるようにすることが求められる。 p40. (1) の末尾に、「今後の、水質の変化が予想される河川への干渉については、本項で示した基本姿勢に基づき、影響予測を適切に実施するとともに、水質保全施策を提案する」を加筆する。

大項目 1	小項目 7	観点 1-7-3	選択された指標
環境の視点	流域的視野の 環境影響評価	環境影響評価に長期的な環境コストを検討状況	
進捗状況の記述 に関する意見	全般 ①指標の選択は適切か ②点検対象事業の選択は適切か		これまでの各種事業の環境影響評価では、対象地域の環境影響評価に終始し、流域的規模ならびに長期的な影響に対する対策経費を環境コストとして評価する観点が欠けていたことについては、その現状と今後の必要性を認識していただけたものと受け止める。
点検結果の記述 に関する意見	全般 ③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。 ④事業改善の視野の有無 ⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示 頻度	非対応	環境影響評価のあるときは毎年必要
点検法への改善 意見			大上段に振りかぶって長期的な環境コスト評価手法の確立を待つのではなく、水質対策や土砂供給対策のような比較的やりやすい項目からまずは着手することが必要であろう。

大項目	小項目	観点	選択された指標
1	番号なし	番号なし	非対応
環境の視点	その他	環境の整備と保全に関する計画の批准された国際条約の準拠状況	理由：環境影響評価実施中の案件は存在しないため。また、国際条約で挙げられている項目が不明であるため。
進捗状況の記述に関する意見	全般		環境影響評価手続は本観点の指標の一つにすぎず、また、ラムサール条約や生物多様性条約の該当項目を検討することは、点検する側の当然の責務であることを考えれば、これらは非対応の理由にはなりえない。また、国内法の生物多様性基本法を遵守することが
	①指標の選択は適切か		
	②点検対象事業の選択は適切か		
点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か、		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	非対応	毎年
点検法への改善意見			ラムサール条約の湿地リスク評価は、a水循環の変化、b水質汚染、c物理的变化、d生物産物の利用、e外来生物の移入を人為影響の指標としている。ラムサール条約に準拠した河川整備を進めるには、これらを用いて総合的に「生態系への人為影響の評価」を行なうことが必要である。 いっぽう、生物多様性条約では、固有種、絶滅危惧種、在来種などを指標としてホットスポットの特定が必要とされている。これら人為影響評価と守るべきものの評価とに基づいて、河川整備の計画段階から戦略的環境影響評価を行い、生態系へのリスク削減を計ることによって、ラムサール条約や生物多様性条約の批准国としての義務を果たしたことになる。

大項目	小項目	観点	選択された指標
2	1	2-1-1	(1) 水害に強いまちづくり協議会実施状況 (P60) , (P19) (2) ハザードマップ作成状況 (P58) (3) 災害体験者からの聞き取りとその情報発信 (P58) (4) 地下空間への洪水情報伝達 (P59) (5) (まるごとまちごとハザードマップ) 浸水実績, 想定表示看板 (P59) , (P18) (6) 災害時要援護者に対する対応 (P59) (7) 情報伝達体制の基礎基盤整備 (P58) , (P18) (8) 水防団の高齢化に対する支援 (P60) (9) 水防拠点整備 (P60) (10) 公共施設の耐水化 (P60) (11) 洪水氾濫時被害軽減のための土地利用規制・誘導施策 (P61) (12) 災害対応プログラムの作成検討 (P60)
進捗状況の 記述に関する 意見	全般		(共通) 予定(年次計画) に対する達成度を百分率等の数値で示すことも必要である。
	①指標の選択は適切か		指標(11)土地利用規制・誘導施策が選択されていないので、理由を明示すること。また、これに代わって、災害対応プログラム作成が管理者から新たな指標として提示されている。現在、この指標の事業は検討中であり、今回の進捗点検には対応できないので、(11)とともに、今後、採用を検討する指標になる。
	②点検対象事業の選択は適切か		各指標に対応する事業の全体像が記述されていないので、記述されている事例が適切かどうか、判定できない。
点検結果の 記述に関する 意見	全般		現時点での進捗状況が点検結果欄に記述されている事例が目立つが、本来進捗状況欄に記述される内容である。 点検結果に対して、今後の実施予定が文章で記述されているのみである。 進捗点検の目的である、進捗度(実績と計画の比である年度毎の達成率)とその自己評価の記述(進捗度が予定通りか、あるいは遅れているのか等とそれが妥当であるか、改善を要するかの判断)がまず、必要である。さらに、点検結果に基づいて、被害軽減・避難体制事業として、これまでの事業が適切であるか、あるいは改善を要するのかの自己評価が必要である。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		委員会は指標の評価基準を事業者である河川管理者自らが作成し、それに基づき進捗状況の評価することを期待していたが、なされていない。 いくつかの指標の評価の結果から演繹される、観点の評価もなされていない。
	④事業改善の視野の有無		事業改善の視野が全く書かれていないのは、進捗点検をする意義についての理解が十分でないと思われる(或いは、現在の状況を100%肯定しているのか)。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		指標(1)が”洪水・災害時の人と川の繋がり”の構築：関係機関との連携”の観点に含まれている。実施回数のみならず、内容も点検が必要である。遅れている地域は早急な設立が望まれる。 指標(5)(7)が”洪水・災害時の人と川の繋がり”の構築：破堤氾濫に備えての被害の軽減対策、避難体制の整備状況”の観点に含まれているが、全体の計画が不明であり評価できない。
点検頻度への 意見	管理者の提示 頻度	A	特になし
点検法への改善意見			進捗点検の意義、意味について河川管理者および進捗点検作業の担当者と流域委員会委員との間で理解を深めるための議論が必要と思われる。

大項目	小項目	観点	選択された指標
2	2	2-2-1	(1) 流域における保水・貯留機能確保の内容・貯留量(P61) (2) 洪水氾濫時被害軽減のための土地利用規制・誘導施策の内容 (P61) (3) 河川整備計画と都市計画との調整の内容 (P62) , (P19)
治水の視点	洪水エネルギーの抑制と分散	洪水エネルギーの抑制・分散対策	
進捗状況の記述に関する意見	全般		総合的な治水が行われていた猪名川流域のみの記述になるのはやむを得ない。
	①指標の選択は適切か		誘導施策の難易度を評価するためにも、保水・貯留機能の実施状況を五カ年程度毎に区分して示すべきである。
	②点検対象事業の選択は適切か		流域の開発状況やその傾向なども示してほしい。
点検結果の記述に関する意見	全般		関係機関等との調整・要請などに係る事項が多いのでやむを得ない点もあるが、もう少し具体的に記述すべきである。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		流域の都市化や開発動向、規制・誘導施策の難易度などについても評価してほしい。
	④事業改善の視野の有無		協議・調整を通じ求められる、総合的な治水の実現性を高めるための新しい施策についても、積極的に検討されたい。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		指標(3)が”洪水・災害時の人と川の繋がり”の構築：関係機関との連携”の観点に含まれている。将来的には連携により得られた効果を示して欲しい。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	特になし
点検法への改善意見			総合的な治水の理念が、猪名川流域だけでなく、流域全体に広がるために、整備されつつある各地の水害に強い地域づくり協議会での協議・調整や実施状況などについても本観点から評価すべきである。

大項目	小項目	観点	選択された指標
2	3	2-3-1	(1)HWL以下、浸透、浸食対策実施内容・延長 (P64) (2)堤防天端以下、浸食対策実施内容延長 (P64) (3)堤防天端舗装実施内容・延長 (P64) (4)側帯整備実施内容・延長 (P64) (5)高規格堤防整備内容・延長 (P70)、(P15)
治水の視点	堤防強化	堤防強化対策	
進捗状況の記述に関する意見	全般		指標(1)最も緊急を要する①優先整備区間、②人口稠密区間における進捗の程度が記述されていないので、これらの区間の進捗度を百分率等で記述する必要がある。 (共通) 予定(年次計画)に対する達成度を百分率等の数値で示すことも必要である。
	①指標の選択は適切か		堤防裏法補強、および堤防裏法尻洗掘防止対策実施済み延長が指標として選択されていないが、実績の有無を示すことは即可能と思われるので、示すことが必要である。 高規格堤防については別項(pp65-66)に記述されているが、事業別ではなく堤防強化の観点からは、ここでの記述がふさわしい。
	②点検対象事業の選択は適切か		指標(2)について、堤防天端以下浸透対策が抜けているのは、現況の基準では洗掘対策のみ規定されているからか、理由を明示して欲しい。
点検結果の記述に関する意見	全般		現在の進捗状況の記述が目立つが、本来、進捗状況欄に記述される内容である。 点検結果に対して、今後の実施予定が文章で記述されているのみである。 進捗点検の目的である、進捗度(実績と計画の比である年度毎の達成率)とその自己評価の記述(進捗度が予定通りか、あるいは遅れているのか等とそれが妥当であるか、改善を要するかの判断)がまず、必要である。さらに、点検結果に基づいて、堤防強化対策として、これまでの事業が適切であるか、あるいは改善を要するのかの自己評価が必要である。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		指標の評価基準を事業者自らが作成し、評価することを期待していたが、なされていない。堤防側帯の整備、高規格堤防の整備の延長がいずれも現在まで、5km前後でしかない。整備計画期間の施工予定距離を明示する必要がある。 いくつかの指標の評価の結果から演繹される観点の評価もなされていない。
	④事業改善の視野の有無		事業改善の視野が全く書かれていないのは、進捗点検をする意義についての理解が十分でないと思われるので、それに対する改善、議論が必要と思われる(或いは、現在の状況を100%肯定している)。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		水際部の生物生息環境、堤防法面の植生への影響等が予測されるが、環境観点4-1の指標および対象事業に含まれているかどうか不明である。 指標(5)が観点”日常からの川と人とのつながりの構築：良好な水辺づくりに資する河川事業の実施状況”の指標である。高規格堤防の実施延長にほとんど伸びがないことは、3年間この観点の事業が行なわれなかったことである。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	特になし
点検法への改善意見			進捗点検の意義、意味について河川管理者および進捗点検作業の担当者と流域委員会委員との間で理解を深めるための議論が必要と思われる。

大項目	小項目	観点	選択された指標
2	4	2-4-1	(1)実績降雨、計画規模降雨における越水及びHWL超過内容・超過延長 (P68) (2)新規ダムの効果内容・洪水位低下量 (P68) (3)既設ダムの効果内容・洪水位低下量 (P74)
治水の視点	河道流下能力	河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減進捗状況	
進捗状況の記述に関する意見	全般		・河道内の洪水位を少しでも下げなければならないという河川管理者のこれまでの説明にもかかわらず、平成18年度以降、洪水位の低下対策をまったく実施していないことがよくわかった。
	①指標の選択は適切か		指標(1) 委員会は指標として、昭和28年13号台風実績降雨、実績降雨×1.2、実績降雨×1.5、実績降雨×2.0における越水及びHWL超過延長の減少を用いて河道流下能力増大の進捗を表すことを求めている。これまでの委員会審議に出された資料では、×1.5、×2.0についての検証を行っている。また、淀川の浸水想定区域図は×2.0降雨に基づき作成されている。これらのことから、少なくとも×1.5、×2.0を指標対象としない理由がわからない。その理由を明記するべきである。
	②点検対象事業の選択は適切か		指標(3) 既設ダムのH18,19年度の水位低減効果について言及しているが、詳しく記す(区間や堤防天端高さ、計画高水位、ダムによる水位低減効果がなかった場合の水位と実績水位等の違いが視覚的に分かるような表現法) 必要がある。
点検結果の記述に関する意見	全般		平成18年度以降、洪水位の低下対策をまったく実施しておらず、計画高水位超過延長の減少はないということは、河川管理者が緊急的に行わねばならないと説明してきた対策がこの3年間、まったく実施されていないということであり、なぜ実施されてこなかったのか、その理由を点検結果にわかりやすく記述するべきである。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		指標(1) 計画高水位超過延長だけでなく、越水延長についての点検結果も記述するべきである。 指標(2) 新規ダムが完成していないのは当然である。 指標(3) 既設ダムによる水位低下は、堤防高、計画高水位との関係からダムがなければどこまで達した水位が、ダムによってどこまで低下させたかの記述がないとダムによる水位低下の効果は評価できない。
	④事業改善の視野の有無		事業改善の視野がまったく記述されていない。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		観点1-1 地形変化を促す方向へ進んでいるかとの関連から、鶴殿の掘削や国営河川公園基本計画で示された高水敷掘削と流下能力増大の関係を示すべきである。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	B	特に無し
点検法への改善意見			「計画高水位を少しでも超えると危険である」という説明を河川管理者から繰り返し聞かされてきた委員として、一切補足的な説明もなく「計画高水位超過延長の減少はしていない」という記述がなされていることに対して本進捗点検結果をわかりやすく住民に発信しようとする姿勢の欠如を感じる。

大項目	小項目	観点	選択された指標
2	5	2-5-1	実績降雨、計画規模降雨における上下流水位の変化内容 (P68)
治水の視点	上下流バランス	上下流バランスの確保性	
進捗状況の記述に関する意見	全般		平成18年度以降、上下流の水位に顕著な変化をもたらす対策は実施されていない。 計画における上下流バランスを保つのに必要な事業、損なう可能性のある事業を明示し、この3年間にそれを実施できなかった（あるいは、意図的にしなかった）理由について記述して欲しい。
	①指標の選択は適切か		委員会は指標として、昭和28年13号台風実績降雨、実績降雨×1.2、実績降雨×1.5、実績降雨×2.0における越水及びHWL超過延長の減少を用いて河道流下能力増大の進捗を表すことを求めていた。しかしながら、この指標は適切でないことを表明してきた委員もいる。計画規模を超える降雨に対する上下流水位の変化の検討も必要である。
	②点検対象事業の選択は適切か		上下流バランスを損なう可能性のある事業について選択するとよい。平成18年度以後3年の間では、該当する事業がないようである。
点検結果の記述に関する意見	全般		該当する事業がなかったため、コメントできない。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		該当する事業がなかったため、コメントできない。
	④事業改善の視野の有無		5年ごと程度の検討を行って進捗状況を把握するということよい。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		該当する事業がなかったため、コメントできない。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	B	特に無し
点検法への改善意見			上下流バランスを保つのに必要な事業、上下流バランスを損なう可能性のある事業、およびそれら事業の実施順序、年次計画を明示することが望ましい。

大項目	小項目	観点	選択された指標
2	6	2-6-1	(1)土砂移動抑制策の実施数内容・箇所数 (P 7 2) (2)排砂及び砂防堰堤のスリット化の実施内容・箇所数 (P 7 2)
治水の視点	土砂移動の制御	土砂移動の制御の進捗状況	
進捗状況の記述に関する意見	全般		全体の変動、問題点を示した上で対応策を示す必要がある。対応策を結果的に何で評価するか。目標を示さないと評価できない。
	①指標の選択は適切か		全体の変動、問題点を示した上で対応策を示す必要がある。対応策を結果的に何で評価するか。目標を示さないと評価できない。今回については何をやったか示すに留まっており、現時点ではやむをえないが、土砂動態の実態について指標を検討すべきである。
	②点検対象事業の選択は適切か		今回としてはやむをえない。
点検結果の記述に関する意見	全般		今回としてはやむをえない。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		今回としてはやむをえない。
	④事業改善の視野の有無		何をどこまでやるか、全体像を示して欲しい。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		土砂災害防止、河川環境、治水（疎通能力）の面からの総合的評価が必要である。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	土砂動態の実態についての指標については点検頻度はBでよい。
点検法への改善意見			作業に時間を要すると考えられる。流域としての総合土砂管理計画をまず策定すべきである。

大項目	小項目	観点	選択された指標
2	7	2-7-1	洪水被害額期待値の算出が現時点では出来ないため 選択できないと説明されている。
治水の視点	洪水被害	洪水被害期待 値の減少	
進捗状況の 記述に関す る意見	全般		
	①指標の選択は適切か		
	②点検対象事業の選択は適切か		
点検結果の 記述に関す る意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度		B
点検法への改善意見			治水の目的である洪水被害額の減少という受益の進捗度を直接評価する唯一の観点であり、頻度を定めて、点検することが必要である。

大項目	小項目	観点	選択された指標
2	8	2-8-1	(1) 橋梁の嵩上げ内容・箇所数 (P 7 6) (2) 陸閘操作の改善内容・箇所数 (P 7 6)
治水の視点	高潮	高潮被害軽減策	
進捗状況の記述に関する意見	全般		指標(1)地球温暖化の進行によって、モデル台風が伊勢湾台風からスーパー室戸台風に代わることは必定であり、現在の計画高潮は不十分である。 指標(1)したがって、架け替えに当たって、地球温暖化による海面上昇分と高潮上昇分を考慮する必要がある。
	①指標の選択は適切か		指標(1)新たな計画高潮に対して、該当する橋梁の嵩上げ高が不十分ではないのかどうかについて、明らかにする必要がある。 指標(1)橋梁の架け替え時期が明示されていないため、実現可能性が不明である。
	②点検対象事業の選択は適切か		指標(1)については、国全体の方針が未だ決定していないことによるものと推定される。
点検結果の記述に関する意見	全般		現行の淀川河川整備計画では、雨量に対する取り扱いに限定されており、地球温暖化による海面上昇や高潮の増大には触れていない。したがって、最新の学問的知見を反映させた、淀川河口部付近の水位や海域の潮位の変化を考慮した治水計画が早急に必要となっている。また、陸閘については、操作時間の短縮化は、高潮より南海地震時の津波来襲に対して効果的であり、その記述が抜けている。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		指標の評価は対象を既存の対策に限定すれば適切であるが、今後30年間の高潮対策のあり方としては偏っているので、適切とは言えない。観点の評価では、高潮時の高波の存在を考慮する必要がある。
	④事業改善の視野の有無		近畿地方整備局が主宰する「大阪湾高潮対策協議会」でさらに検討を進めて、その成果による事業改善を目指すべきである。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		これは独立した観点である。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	特に無し
点検法への改善意見			地球温暖化時代の高潮対策のあり方に関するわが国政府の考え方を前面に出した対策が必要である。

大項目	小項目	観点	選択された指標
2	8	2-8-2	想定高潮被害額期待値の算出が現時点では出来ないため選択できないと説明されている。
治水の視点	高潮	想定高潮被害の減少	
進捗状況の記述に関する意見	全般		
	①指標の選択は適切か		
	②点検対象事業の選択は適切か		
点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度		B
点検法への改善意見			目標である高潮被害額の減少という受益の進捗度を直接評価する唯一の観点であり、頻度を定めて、点検することが必要である。

大項目	小項目	観点	選択された指標
2	9	2-9-1	(1)河川管理施設の耐震対策実施内容・箇所数 (P 7 9) (2)緊急河川敷道路の整備内容・延長 (P 7 9) (3)津波ハザードマップ作成支援内容・作成市町村数 (P 7 9) (4)津波情報提供設備の設置内容・設置数 (P 7 9) (5)陸開操作の改善内容・箇所数 (p 7 9)
治水の視点	地震・津波	地震・津波対策	
進捗状況の記述に関する意見	全般		指標(1)堤防の耐震対策実施の地域的な優先順位が、その理由も含めて明示されるべきであり、進捗速度をもっと速める努力が必要である。 指標(1)河川管理施設の中で、耐震対策が必要な施設数がしめされるべきである。 指標(4)津波情報提供設備の活用方法の具体的努力が示されていない。 指標(3)については事業の内容に相応しい名称に変えたほうがよい。
	①指標の選択は適切か		津波に関してはハード対策に偏っており、さらにソフト対策に力を入れる必要がある。緊急河川敷道路は地震時に液状化によって被災する恐れが高く、耐震性はあまりないので、地震時に使用不能になる公算が大きい。地震対策にこじつけて整備している感がある。
	②点検対象事業の選択は適切か		津波来襲時に船舶などの浮遊物が付加され、これが橋梁に衝突して淀川河口付近の橋梁が被災する危険性が高いが、検討されていない。
点検結果の記述に関する意見	全般		地震対策に関しては、堤防の補強を最優先する必要がある。地震時の緊急輸送道路が通行可能かどうかは、現状では現地でしか把握できないので、役に立たない恐れが大きい。津波来襲時のスピーカーや情報掲示板を使って、河川敷に滞在する人々に津波以外のどのような情報提供が可能であるかを検討することは、津波来襲時にもこの施設は役立つことにつながる。また、津波対策と高潮対策には共通する部分があるはずであり、これに対する記述が必要である。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		指標(4)整備に必要な数量、たとえばスピーカーの数や掲示板の数については、河川利用者の意見を聞かなければ、無視されるので、その意義をもっと地域住民に啓発する必要がある。観点の評価は偏っている。
	④事業改善の視野の有無		数値的な整備目標が示されていないので、対策の効果は疑問のままである。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		高潮対策と共通部分をもっと事業推進しなければならない。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	特に無し
点検法への改善意見			各種の地震対策や津波対策の相互の関係やつながりがよくわからないので、対策の効果は疑問である。

大項目	小項目	観点	選択された指標
2	9	2-9-2	想定津波被害額の算出が現時点では出来ないため選択できないと説明されている。
治水の視点	地震・津波	想定津波被害の減少	
進捗状況の記述に関する意見	全般		
	①指標の選択は適切か		
	②点検対象事業の選択は適切か		
点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	
点検法への改善意見			目標である津波被害額の減少という受益の進捗度を直接評価する唯一の観点であり、頻度を定めて、点検することが必要である。

大項目	小項目	観点	選択された指標
2	10	2-10-1	(1)堤防・ダム・護岸の健康診断内容・補修箇所数 (P103) (2)ダム機能の維持内容・堆砂量 (P104)
治水の視点	維持管理	河川管理施設の維持管理	
進捗状況の記述に関する意見	全般		堤防、護岸、樋門・樋管・陸閘について、流域全体での変状確認箇所数、補修実施箇所数の3年間の変化が図化されている。既存ダムについて、変状確認箇所数、補修実施箇所数の3年間の変化が図化され、点検結果として全て対応していることが記述されている。また、各ダムの平成20年度の堆砂率の実績、天ヶ瀬ダムについての竣工以来の堆砂量の実績が図化されている。
	①指標の選択は適切か		ダム堆砂量については、単なる堆砂率だけでなく、ダム機能の維持の観点からは有効貯水容量内の堆砂量を示すことが重要であり、必要である。
	②点検対象事業の選択は適切か		
点検結果の記述に関する意見	全般		河川維持管理計画案についての説明が必要である。正確で簡便な点検法の開発が重要である。確認箇所数と補修実施数の差が大きいが、軽微な変状とされ応急的な対応がされていると理解されるが、速やかに必要な対応を行なうことが望まれる。ダムについては必要な対応がなされており、適切である。堆砂については排砂計画の立案とその実施が望まれる。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		天ヶ瀬ダムの排砂及び川上ダムの利用が図られている木津川水系のダム群の排砂については、費用、方法について具体的に検討を始める時がきているものと思われる。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		環境への影響を考慮する必要がある場合もあると思われる。過去における事例の有無の調査も必要である。ダムによる堆砂及び排砂の下流への影響の観点は重要である。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	特になし。
点検法への改善意見			点検費用も含めた長期的な維持管理の見通し、排砂計画を検討しておくことが必要である。

大項目	小項目	観点	選択された指標
2	10	2-10-2	点検、修繕内容・実施数（p 106）
治水の視点	維持管理	許可工作物の点検整備及び対策	
進捗状況の記述に関する意見	全般		流域全体での、排水機場、橋梁、樋門、樋管、陸 閘門の3年間の点検総数、要補修箇所数、補修実施 数が図化されている。
	①指標の選択は適切か		適切である。
	②点検対象事業の選択は適切か		適切である。
点検結果の記述に関する意見	全般		要補修数と補修実施数の間に差異が存在する理由 として、軽微なものを除いて、機能を維持する必 要な補修は行なわれているとしている。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		適切である。
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		排水機場、樋門、樋管については環境への影響があ る場合があるので、注意が必要である。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	特になし。
点検法への改善意見			

大項目	小項目	観点	選択された指標
2	10	2-10-3	(1)河道内樹木の伐採内容・伐採面積 (P108) (2) 堆積土砂の除去内容・掘削量 (P108) (3) ゴミの不法投棄の状況及び処分内容・処理量 (P109)
治水の視点	維持管理	河川管理区域等	
進捗状況の記述に関する意見	全般		流域全体での樹木伐採面積、土砂掘削量、ゴミ処理量、ゴミの不法投棄に関する啓発活動回数、看板設置数、監視用CCTV設置数の3ヵ年間の変化が図示されているが、必要伐採面積、必要土砂掘削量、不法ゴミ投棄量等が示されていないので、それぞれの課題の解決の緊急性、必要性、事業実施による課題解決の進捗度、充足度等が見えない。
	①指標の選択は適切か		流域全体の総数だけでなく、課題の空間的分布を示すことも必要である。
	②点検対象事業の選択は適切か		
点検結果の記述に関する意見	全般		選択された指標の3年間の変化についてコメントされているだけである。点検では事業の実施により、樹林化、土砂堆積、ゴミ投棄による生じる課題のどれだけが解決されたか、あるいは課題解決への年次計画を示すことが求められている。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		何れの指標も河川環境に影響を及ぼすが、管理者は施策の概要に示す通りこのことをよく認識している。結果として、環境への影響がどうなったかを記述することも必要である。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	特になし。
点検法への改善意見			必要伐採面積、必要土砂掘削量、不法ゴミ投棄量を示し、問題の顕在化と課題解決の進捗度、経費上の課題等を示す必要がある。

大項目	小項目	観点	選択された指標
3	1	3-1-1	試行報告書では【観点】「水需要抑制の実施状況」の[指標]として「渇水対策会議の機能拡大及び常設化（利水者会議）の実現にむけた内容・ヒアリング回数」（P83）をあげ、進捗状況及び点検結果を記述してあるので、その記述に関して意見を述べる。
1. 進捗状況の記述に関する意見	水需要管理の推進	渇水対策会議の機能の拡大、常設化の進捗	
	全般		利水者会議の常設化に向けて関係先に対しヒアリングを実施した事実と、その際に出された主な意見が報告されているだけである。平成16年5月作成の整備計画基礎案において、すでに利水者会議の立上げの方針が明らかにされたにもかかわらず、平成20年に至ってはじめて関係先へのヒアリング実施とは、いかにも遅きに失している。その結果が伊賀市が必要とするわずかな水量（ $0.358\text{m}^3/\text{s} / 95.168\text{m}^3/\text{s} = 0.4\%$ ）すら水源の融通ができなかった一つの要因とも考えられる。ここに挙げられたヒアリング意見が河川管理者の意見を代弁していると受け止められかねない記述になっているが、これを河川管理者がどう受け止めているかを示す必要がある。いま河川管理者に求められているのは、どうすれば流域一体的に渇水及び利水の調整をすることが可能となるか、その仕組みとしてはどのようなものが考えられるかである。
	①指標の選択は適切か		観点1-1の一部をみる指標としては適切である。 ヒアリング先の件数／全利水者数を示す必要がある。
2. 点検結果の記述に関する意見	②点検対象事業の選択は適切か		
	全般		利水者の立場や意見の相違があり設立が難航しているとの状況報告と今後共通認識がえられるよう調整を続けていくという記述に終わっている。これだけでは今後の展開につながらない。点検の機会をもっと前向きにとらえて今後に活かすべきである。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か		評価の記述はない。利水者会議の設立が難航しているのではなく、利水者会議の設立を望んでいないと受け止められかねない記述になっている。水需要抑制の進捗を測る物指しとして、利水者会議の設立以外の指標を考える必要もある。
2. 点検結果の記述に関する意見	④事業改善の視野の有無		今後共通認識が得られるよう調整を続けるという記述で終わっている。しかし、新たに組織されようとしている利水者会議の主たる目的は、従来の渇水時の取水調整といった次元のものではなく、水系全体の水需要管理という高いところにある。そのことを河川管理者自信が強く認識しておかねばならないし、従来よりもはるかに広範な関係者に理解と共感を得るためには、周到な準備が必要である。このような点を考慮して今後の取組を示すべきである。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		水系全体の水需要管理（現行水源開発施設で水需要をまかなう前提での水需要抑制、効率的な水利用、水融通等）は、新たなダム、堰の建設による河川環境へのマイナスの影響を生じさせないこと、琵琶湖水位の低下抑制、河川の流量の維持等に大きく貢献するという認識は記述されていない。この点につき、利水とは別の視点から何らかの記述をすべきである。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	利水者会議実現までのマイルストーンを明確に示し、毎年点検する必要がある。
3. 点検方法への改善意見			点検で明らかになった事実を基に、この機会に今後の展開を念頭に置いた改善策を記述すべきである。そうすることが、事業進捗点検を、「点検のための点検」に終わらせることなく今後につなげることになる。

大項目	小項目	観点	選択された指標
3	1	3-1-2	(1) 住民・事業所等に対する啓発(P84) 委員会はこれに加え(2) 利水者に対する指導 をあげたが、河川管理者は指導でなく調整であるという理由で非対象にしている。従って、前者について意見を述べる。
1. 進捗状況の記述に関する意見	水需要管理の推進	水需要抑制の進捗	
	全般		啓発に関して、H18～H20 年度の実施内容・回数の記述により状況は把握できた。
	①指標の選択は適切か		「住民・事業所等に対する啓発」の他、利水者に対する取組みが渇水時だけでなく通常から必要であるので、「利水者に対する取組み」を追加すべきである。
	②点検対象事業の選択は適切か		適切である。
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		点検結果の記述からキャンペーンの方法だけでなくその内容の検討が必要ということが分かった。内容の検討にあたっては、まず上水、工水の需要が近年一貫して減少傾向をたどっているため、その要因を調査し、その結果をキャンペーンの内容の検討に活かすべきである。調査の結果、水需要減少の要因が、例えば節水型機器の購入、雨水利用設備の設置、水の再利用等であることが判明した場合は、これらの普及キャンペーンにウエイトを移すとともに、エコポイント制導入等飛躍した施策の検討もすべきである。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か		指標の評価として、過去3年間のキャンペーンの評価がされているが、それは適切である。 H18年度17件、H19年度8件と報告されているが、件数、投入経費等が妥当かどうかにつき自らの評価が必要である。
	④事業改善の視野の有無		レビュー調査、アンケート調査を行い、自ら啓発活動の改善を行なおうとしていることを評価する。調査結果の報告とともに、啓発活動の改善案も報告されたい。但し、手法の検討だけでは大きな改善は期待しがたい面がある。この機会に、内容の変更の検討まで改善の範囲を広げれば、進捗点検の効果も広がるはずである。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		観点1-1における記述と同じ。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	特に無し
3. 点検方法への改善意見			河川管理者は、【施策の概要】の中で水需要抑制に関し、「現状の水利用は、これまで長い時間をかけて形成されてきたものであり、必然的にライフスタイルの変化をとまなうことから、水需要の抑制は時間をかけて取り組む」と極めて消極的記述をしている。水需要を半減させるような取組みであるならいざしらず、当面10～15%の水需要抑制であれば、大上段に構えるには及ばない。そのことは、近年の水需要の減少傾向が証明している。河川管理者は、一方で利水安全度低下を危惧していることからしても、可能な施策は積極的かつ早急に展開すべきである。点検もこうした考えのもとに進めるべきである。

大項目	小項目	観点	選択された指標
3	1	3-1-3	観点1-3「水需要の精査の進捗」については、河川管理者は観点1-2「水需要抑制の進捗」と重複するという理由で、非対応とした。
利水の視点	水需要管理の推進	水需要の精査の進捗	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		河川管理者は、試行報告書P. 81「施策の概要」の(1)で、「現状における水需要および水需要予測を利水者から聴取し、利水者の水需要（水利用実績、需要予測（水需要抑制を含む）、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等）について適切な機会を捉えて精査確認をし、その結果に基づいて適切に水利権許可を行うとともに、その結果を公表する」と記述している。河川管理者も十分認識しているように、水需要管理の推進には、水需要の精査こそその出発点である。従って、「水需要の精査」について進捗状況及び点検結果の追記を要請した。かつ、その進捗点検も、生きた教科書になるとの理由で委員会が「評価の対象とすべき具体的事業・施策・取り組み事例」に挙げている「大阪市の水需要精査と情報開示」についての記述を求めた。しかし、河川管理者は応じなかった。大阪市の上水については、平成14年以来2～3年の暫定的更新を繰り返しているが、水利権量と水需要実績の間には100万m ³ /日程度の大きな乖離がある。工業用水に至っては需要が水利権量の1/3近くまで落ち込み、平成5年ごろから暫定的更新でつないでいる。大阪市の水利権更新について正面から取上げて、進捗点検を飛躍的改善につなげる機会にすべきであった。
	①指標の選択は適切か		重複するから非対応(D)とするのは判断であるが、その指標である水需要の精査、水利権更新時の情報開示について何も言及していないのは不適切である。また、これらは水利権更新前/時に行なうのが最も適切であると思われるが、対象期間中の更新案件数、精査結果を明示する必要がある。
	②点検対象事業の選択は適切か		
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	毎年
3. 点検方法への改善意見			

大項目	小項目	観点	選択された指標
3	1	3-1-4	見直しと転用のためのルール作りの内容・件数(P83)
利水の視点	水需要管理の推進	水利権の見直し、転用の進捗	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		試行報告書では、単に「水利権の見直し、転用は無かった」という結果の記述に終わっている。しかし、結果は別として、水利権の見直し、転用を真剣かつ慎重に検討すべき事案はあった。それは、伊賀市の水道用水の水源確保であり、京都府の取水場ごとの水利権の見直し、転用であった。これらについて、なぜ実現しなかったかを徹底分析しておくことは、今後の水需要管理にとって極めて重要である。
	①指標の選択は適切か		指標として「水利権の見直し、転用の検討と結果」を加えるべきである。委員会としても、これについては反省点である。対象期間中の更新案件数、精査結果を明示し、水利権の見直しと転用を図れる案件について情報を調査・整理しておく必要がある。
	②点検対象事業の選択は適切か		伊賀市水道用水の水源確保及び京都府営水道用水の水源確保については、点検対象事業に加えておくべきである。
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		河川管理者は、「今後、水利権の見直し、転用の要請等の機会を通じて・・・水利利用の合理化に努める」と記述している。委員会は、水利権の見直し、転用の要請が現に起こらなくともあらかじめ大枠のルールを定め、見直し、転用が行われやすい環境整備を図っておくことを意図したが、河川管理者は待ちの姿勢でありギャップがあった。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か		事案がないということで評価はされていないが、事前に大枠のルール(案)を検討しておくことが重要であると思われる。
	④事業改善の視野の有無		現実に水利権の見直し、転用の事案がなかったとして、事業改善の視野には及んでいない。しかし、②で述べている二つの事業については点検対象とし、今後のために事業改善について記述しておくべきである。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		記述はない。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	特になし
3. 点検方法への改善意見			整備計画はすでに策定済であるが、整備計画策定プロセスとしての平成18年度～20年度の事業について、重要な事業は点検して今後にかすべきである。

大項目	小項目	観点	選択された指標
3	1	3-1-5	見直しによって効果をあげうる事案の調査検討内容(P84)
利水の視点	水需要管理の推進	既設水源開発施設の再編と運用の見直し進捗	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		日吉ダムにおける平成20年の渇水時の渇水調整会議の場を活用して、新町下地点の確保流量の大幅削減、及び最大30%もの取水制限の実施という実績は、評価に値する。しかし、委員会が求めたことは、河川管理者が少雨化傾向や利水安全度低下を強調していることに対応して、日吉ダムに限らず、また渇水時に限らず平常時から、ダム建設当初設定された下流基準点の確保流量見直し等により、ダムの貯水を温存する運用の調査検討があるものと想定し、その記述を期待していた。しかし、そのような検討は行われていなかった。河川管理者は、警鐘を鳴らしていることに対応し、自ら可能な方策を追求すべきである。一方、河川管理者は、既設水源開発施設といえばダムや堰のような大規模施設を念頭においているが、既存の伝統的小規模水源施設、地区が持っているローカルな水源施設等についても対象としてほしい。遠い水にばかり依存するのでなく近い水を大切にすることが、渇水時や震災の時などに役立つのである。
	①指標の選択は適切か		指標の選択は適切といえるが、記述の内容は指標についてのものになっていない。
	②点検対象事業の選択は適切か		点検対象事業の選択は、「全般」で述べているように適切とはいえない。
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		渇水時に渇水調整会議で利水者間の合意によるダムからの放流量の削減や取水制限ができた事実の記述がある。また、その事実を評価している。しかし、委員会の求めた平常時のダム貯水量の温存とはちがう。委員会が期待しているのは、ダム下流の基準点流量見直しによるダム貯水量の温存であり、委員会が求めているのはその可能性のある事案の調査検討についてである。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か		指標の評価になっていない。しかし、委員会が求めたことと違っている点は上記の通りである。
	④事業改善の視野の有無		今後も渇水時の既存水源開発施設の適切な運用に努めるとの記述があるが、漠然とした一般論であり、具体的改善提案は見られない。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		渇水時のダム放流量の削減が、河川環境や保津川下りにどのような影響を与えたか。また、30%の取水制限が、当該給水地区にどのような影響を与えたかについての記述も欲しい。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	特になし
3. 点検方法への改善意見			⑤で述べたが、対象事業を利水の面からに限定せずに多面的に評価することが肝要である。そのことは自ずと次に生かされる。事業進捗点検が生きてくるのである。

大項目	小項目	観点	選択された指標
3	1	3-1-6	慣行水利権の許可水利権化の内容・件数(P83)
利水の視点	水需要管理の推進	慣行水利権の許可水利権化の進捗	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		許可水利権化は、直近の3年間では無し、過去10年間で7件と報告されているが、対象期間中の各年毎の、慣行水利権の更新案件数を明示し、慣行水利権の見直しを図れる案件について情報を調査・整理しておく必要がある。また、許可水利権化ができた案件につき、その成功要因を明記し、今後の許可水利権化を進める上でのノウハウの一部にすべきである。
	①指標の選択は適切か		適切である。
	②点検対象事業の選択は適切か		適切である。
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		点検結果では「水利権更新時の協議を通じて引き続き許可水利権化の働きかけを行っていく」と簡単な記述に終わっている。しかし、【施策の概要】の中で「・・・慣行水利権者の理解と協力を得ながら許可水利権化を促す」と記述しているように、許可水利権化には何より慣行水利権者の理解と協力を得ることが肝要である。そのために、平素から慣行水利権者との密度の濃い関係構築が不可欠である。このような記述がいずれかの箇所にあることを期待していたが残念なことにそれは無い。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か		評価は記述されていない。
	④事業改善の視野の有無		事業改善を視野に入れた記述はない。しかし、許可水利権化されずに残っている46件は、これまでの案件に比べ困難を伴うはずである。今後は、新たな対応を求められると考えられるので、その具体策に言及すべきである。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		【施設の概要】の記述の中ではあるが、「農業用水水利権見直しにあたっては、地域の水環境の維持・改善機能等に配慮するとともに、事業者に対して農業用排水路施設と河川との落差の解消など連続性の確保を促す」として、他の観点からの記述がある。河川管理者が事業進捗に当たって、現にこうした認識もっているならそれを当該欄に記述すべきである。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	2年毎
3. 点検方法への改善意見			⑤でも述べたが、【施策の概要】の中の記述内容は、事業進捗に関し重要である。これを進捗点検の中にも記述すべきである。

大項目	小項目	観点	選択された指標
3	1	3-1-7	観点「安定した水利用ができていない地域の対策状況」及びそれに対応した指標「新規水源の確保内容」のいずれも委員会は設定していない。しかし試行報告書（P85）に掲載されているので意見を述べる。
利水の視点	水需要管理の推進	安定した水利用ができていない地域の対策状況	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		委員会が河川管理者に求めた進捗点検の対象事業は、基本的には平成18～20年度の事業である。整備計画が20年度末で策定されたとはいえ、対象は平成18～20年度の事業であることに変わりない。従って、観点「安定した水利用ができていない地域の対策状況」を点検する場合、指標としては、整備計画策定以前のものもなければ、例えば「新規水源開発によらない方策追求のための関係先への働きかけ内容」といったものがなく、ただいきなり整備計画策定後の指標として「新規水源の確保内容」が挙げられているのでは何年度の事業進捗点検かということになる。少なくとも、伊賀市の水源を川上ダムに託す、また、京都府の安定した水源確保を天ヶ瀬再開に託すことを決定の前に、河川管理者は新規水源開発以外の選択の可能性にどれほどのことをしてきたかを点検しておくべきである。ダムは最後の手段たるべきとして代替手法の選択にどれほど注力したか。それをしていないのであれば、なぜ注力しなかったか、あるいはできなかったかを進捗点検を通じて明らかにしていただきたい。
	①指標の選択は適切か		「全般」で述べたように、平成18～20年度の事業を点検する立場からすれば、「新規水源の確保内容」以外の指標が必要である。
	②点検対象事業の選択は適切か		整備計画策定後については適切といえるが、今次進捗点検としては、「全般」で述べたように不十分であり全体としては適切とはいえない。
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		この点検結果の記述を見る限り、事業進捗点検と何か問いたい。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か		記述なし。
	④事業改善の視野の有無		記述なし。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		記述なし。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	巨大大業である。いろいろな角度からの進捗点検が必要であることから頻度は毎年にすべきである。
3. 点検方法への改善意見			京都府の天ヶ瀬再開による水源開発（現在暫定水利権はある）は、基本的にはダムの運用見直しのみで対応できることである。水利権確保のため、なぜ38億円もの負担が必要になるのか。河川管理者は、納得のいく説明を公の場ですべきである。

大項目	小項目	観点	選択された指標
3	2	3-2-1	(1) 渇水対策容量を確保することによる想定被害減少の検討内容 (P87)
利水の視点	渇水対策の確立	渇水容量の必要性と確保手法の検討	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		河川管理者は、異常渇水容量の確保を前提にして、その必要性の検証のための想定被害減少効果について検討を実施しているとのことである。しかし、観点2-1で記述している「渇水対策容量の必要性」に関し、異常渇水対策容量を確保することなしに対応できないかについて再度検討をすべきである。近年淀川下流部で取水する利水者においては水需要はコンスタントに減少しているので、直近の取水データを基に、是非とも再検討いただきたい。異常渇水対策容量の確保の必要性がないという結果は十分ありうる。進捗状況の記述に関していえば、丹生ダムで確保する方法と琵琶湖で確保する方法を総合的に評価して確定としているが、丹生ダムで確保する方法については融雪出水貯留の影響等広範な調査検討を行っているとの記述があるが、琵琶湖で確保する方法についての調査検討の記述は全くない。これでは片手落ちである。琵琶湖で確保する方法について、調査検討内容を明らかにするとともに早急に実施すべきである。
	①指標の選択は適切か		異常渇水対策容量の確保が必要という立場に立てば、この指標は、異常渇水対策容量確保の必要性を裏付ける指標になるので適切である。選択された指標については琵琶湖に確保する方法と丹生ダムにより確保する方法とでは、量が同じであれば渇水被害額は同等であろうから、二つの方法による投資額と予想される環境面への負の影響を相殺するための費用(金銭的に評価可能として)の和の検討になる。また、二つの方法で可能な規模(渇水対策容量)の面での違いの評価も必要となる。
	②点検対象事業の選択は適切か		適切である。
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		丹生ダムで確保する方法に関しては、これまでに量、質とも大変な調査を実施してきた。さらに必要な調査とはどのようなものがあるのか明記すべきである。加えて、不安定な状況におかれている地元関係者に対しせめて、何故結論が遅れているかを説明すべきである。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か		[指標]の「渇水対策容量を確保することによる想定被害減少の検討内容」については、調査・検討を行なうという以外全く記述がないので判断できない。観点の評価についても同じく判断できない。
	④事業改善の視野の有無		この記述からは改善の視野は見えない。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		丹生ダムのもう一方の目的は姉川・高時川の治水である。当初治水の対象洪水は1/100確率とされていたが、整備計画では中上流域の対象洪水は戦後最大に変わった(滋賀県の整備目標も戦後最大)。このことを踏まえて改めてダムによる場合とそれ以外の施策による場合の事業費比較が必要であるが、これについては何の言及もない。丹生ダム建設事業をいつまでも不安定な状況におくことは許されない。治水上のダムの必要性についての調査検討も急ぐべきである。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	検討内容を毎年報告する必要がある。
3. 点検方法への改善意見			琵琶湖で確保する方法は、治水リスク増大の回避が可能ならば、丹生ダムに比べ集水域が桁違いに大きいためより確実に必要量の貯水が可能であること、平常時琵琶湖水位を渇水対策容量分だけ高く維持することができるなどメリットが大きい。加えて、ダムに起因する河川環境や生態系上の問題、懸念される琵琶湖への影響がない等大きな優位性がある。このベースの違いを十分理解しておかなければ、判断を誤りかねないということを認識しておくことが重要である。

大項目	小項目	観点	選択された指標
4	1	4-1-1	点検・評価されていない。
利用の視点	川でなければできない利用、川に活かされた利用の実現	河川管理者と利用者が河川生態系と共生するための情報の共有化と意志疎通状況	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		
	①指標の選択は適切か		
	②点検対象事業の選択は適切か		
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度		
3. 点検方法への改善意見			

大項目	小項目	観点	選択された指標
4 利用の視点	2 陸域・水陸移行帯・水域の秩序ある利用	4-2-1 陸域・水陸移行帯・水域の秩序ある利用に向けて誘導または規制への取り組み状況	(1) 舟運の取り組み内容・水制工整備数 (P90) (2) 秩序ある河川利用に向けての取り組み内容・誘導・規制数 (P90)
1. 進捗状況の記述に関する意見			陸域・水陸移行帯・水域を通じてその特性(特に自然環境)を生かした秩序ある利用に向けて誘導または規制に取り組んだかという観点からの点検が必要であるが、ここでは、水面利用の点検に限定されており、陸域や水陸移行帯の利用についての点検がなされていない。
	①指標の選択は適切か		舟運の取り組み内容として、水制工の整備数が挙げられているが、水制工の整備が生物生息環境にどのような影響を及ぼしたかの観点が抜けている。
	②点検対象事業の選択は適切か		水上バイクの利用、不法係留船数及び投棄船の現地調査結果を関係機関へ情報提供し、連携した是正を実施していることは妥当である。
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		水上バイクの適正な利用、不法係留船の解消に向けて取り組みが実施され、不法係留船が減少傾向にあることは評価される。
	④事業改善の視野の有無		水上バイクの利用を全川的に迷惑行為として禁止しながら、摂津市一津屋地先で自主ルールに基づく適正な利用を暫定的に実施していることが妥当かは疑問である。今後、条例規制等が必要になるのではないかな。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	
3. 点検方法への改善意見			

大項目	小項目	観点	選択された指標
4	3	4-3-1	観点 2 - 1 と重複
利用の視点	陸域・水陸移行帯・水域の特性に配慮したか	利用にあたり、河岸・陸域の連続性を確保するための取り組み状況	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		
	①指標の選択は適切か		
	②点検対象事業の選択は適切か		
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度		
3. 点検方法への改善意見			

大項目	小項目	観点	選択された指標
4	4	4-4-1	(1) 河川保全利用委員会の取り組み内容・回数 (P91) (2) 違法行為の是正内容・不法耕作面積 (P91)
利用の視点	「本来河川敷以外で利用する施設」の縮小	「本来河川敷以外で利用する施設」の縮小への取り組み状況	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		
	①指標の選択は適切か		河川保全利用委員会の取り組み内容・回数を指標とすることは適切である。
	②点検対象事業の選択は適切か		違法行為の是正だけでなく、堤外民地の利用など、合法的な利用についても点検が必要。
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		川らしい河川敷利用に向け、河川保全利用委員会の意見を踏まえた取り組みが進んでいるとされているが、委員会の回数が見えていないのみで、案件の内容と処理の内訳が不明である。
	④事業改善の視野の有無		たとえば、占用面積がいくら減少したとか、除草面積や回数がどのように変化したかの評価が必要である。堤外民地の利用等についても、指導が必要ではないか。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	
3. 点検方法への改善意見			

大項目	小項目	観点	選択された指標
4	5	4-5-1	河川愛護活動等の実施状況（住民・住民団体（NPO）等との連携状況）（P10） 環境教育等の実施内容・回数（子ども達の関わりを促進する取り組みの実施状況）（P11） 環境学習などの実施内容・回数（P92）
利用の視点	「川に活かされた利用」の推進	「川に活かされた利用」の推進の取り組み状況	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		
	①指標の選択は適切か		川に活かされた利用の推進として、環境学習やクリーン作戦の実施を取り上げていることは適切である。 しかし、船着場などの整備状況なども指標に加える必要がある。 また、「持続的な漁業の再生にどれだけ寄与できたか」を指標に加えることが必要である。
	②点検対象事業の選択は適切か		
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		環境学習などが活発に進められているという評価は適切である。
	④事業改善の視野の有無		手軽にボートを出せる船着場の整備が遅れている。
点検頻度への意見	⑤選択された事業の他の観点への包含		
	管理者の提示頻度	A	
3. 点検方法への改善意見			

大項目	小項目	観点	選択された指標
4	5	4-5-2	水難事故防止に向けた内容・実施数 (P90)
利用の視点	「川に活かされた利用」の推進	川の安全利用施策の実施状況	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		この観点は流域委員会では設定していなかったが、河川利用の視点上、確かに重要な観点であろう。
	①指標の選択は適切か		水難事故防止等を指標に挙げることは適切である。
	②点検対象事業の選択は適切か		水難事故防止に向けた内容が、事故が発生した場合の救急対応に偏っている。
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		実技講習等を通じて水難事故防止のための活動が着実にこなわれていると評価されているが、活動は主として直轄区間に限定されている。
	④事業改善の視野の有無		今後、中小河川での水難事故防止への対応も必要である。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	
3. 点検方法への改善意見			直轄区間だけでなく、指定区間における安全管理についても点検が必要である。

大項目	小項目	観点	選択された指標
4	6	4-6-1	(1) バリアフリー化の内容・実施箇所数 (P95) (2) 水辺の整備内容・箇所数 (P95) (3) 小径（散策路）の整備内容・回数 (P95) (4) 迷惑行為の是正内容・対策箇所数 (P96) (5) ホームレス対応内容・確認数 (P96)
利用の視点	憩い、安らげる河川の整備	憩い、安らげる河川の整備状況	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		
	①指標の選択は適切か		適切である。
	②点検対象事業の選択は適切か		
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		バリアフリー化の目標数が不明のため、進捗率が評価できない。 水辺の整備内容も、目標とした数が不明である。 小径の整備は、距離だけでなく、隣接地との調整や自然への配慮など、内容も問題。 迷惑行為の是正としてのバイクの乗り入れ規制が自転車の通行を妨げていないか。
	④事業改善の視野の有無		小径を整備する際、隣接地の借用や相互利用ができないか。 水際線を考慮した整備など、散策路の構造にも技術的工夫が必要。 自転車の通行を妨げずにバイクを規制する方法がないか。 ホームレス対応には成果が認められるが、さらにより対応がないか。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	
3. 点検方法への改善意見			

大項目	小項目	観点	選択された指標
4	7	4-7-1	(1) 三川合流部の拠点の整備内容 (P98) (2) 歴史文化と調和した河川整備内容 (P98) (3) 水を活かしたまちづくりの取り組み内容 (P98)
利用の視点	まちづくり・地域づくりとの連携	まちづくりや地域連携の取り組み状況	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		
	①指標の選択は適切か		適切である。
	②点検対象事業の選択は適切か		
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		三川合流部の拠点整備として、イベントの開催が評価されているが、施設整備が不十分でないか。 歴史文化と調和した河川整備内容として、塔の島地区の事業計画を作成したとあるが、内容がよくわからない。
	④事業改善の視野の有無		
点検頻度への意見	⑤選択された事業の他の観点への包含		
	管理者の提示頻度	A	
3. 点検方法への改善意見			水辺を活かしたまちづくりの取り組みとして高規格堤防の整備により、居住空間がどう変化したか、地域全体の安全度に貢献したかの評価が必要。

大項目	小項目	観点	選択された指標
4	8	4-8-1	(1) 水源地域ビジョン策定とその後の活動内容・回数 (P21) (2) ダム周辺の施設整備内容 (P100) (3) 湖面活用促進の取り組み内容・活用数 (P100)
利用の視点	水源地域の活性化	水源地域ビジョンの推進状況	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		「水源地域の活性化」という観点は重要であるが、それが直轄ダム周辺の水源地域ビジョンに特化されているのは不十分である。
	①指標の選択は適切か		直轄ダム周辺の水源地域ビジョンに限らず、ダムのないところも含めて水源地域の活性化について点検が必要。
	②点検対象事業の選択は適切か		
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		直轄ダム周辺の施設整備はかなり進められている。 湖面活用促進の取り組み内容・活用数の点検では、事例が高山ダムの不法係留船対策に限られている。 観光・レクリエーションだけでなく、エコシステムサービスの推進など、別の指標が必要ではないか。
	④事業改善の視野の有無		
点検頻度への意見	⑤選択された事業の他の観点への包含		
	管理者の提示頻度	A	
3. 点検方法への改善意見			

大項目	小項目	観点	選択された指標
4	9	4-9-1	交流（水源地ネットワーク）実施内容・回数（P21）
利用の視点	上下流の連携の構築	上下流交流を促進するための活動状況	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		
	①指標の選択は適切か		適切である。
	②点検対象事業の選択は適切か		淀川水系ダム水源地ネットワークに限定されている。
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		「今後、さらなる連携の強化と、下流域住民に対する情報発信の充実を推進していく。」とあるが、ダム水源地だけでなく、ダムのない水源地も含めて評価するべきである。
	④事業改善の視野の有無		
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	
3. 点検方法への改善意見			

大項目	小項目	観点	選択された指標
5	1	5-1-1	●情報公開の状況／情報公開の内容、件数（P7、P12） ●情報公開の状況／HP携帯サイトにおける新着情報の内容、アップ数（P7、P12）
主体参加の視点	情報提供（公開）の適切性	あらゆる情報の公開	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		開示請求に対し、存在しない資料を除くすべての文書を開示したことは評価に値する。しかし、件数のみの報告のみではなく内容が分かる報告が必要である。
	①指標の選択は適切か		情報開示請求を指標としたことだけでは十分とは言えない。
	②点検対象事業の選択は適切か		自発的に情報提供したものを対象とすべきである。
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		河川管理者は、情報開示請求についてのみ報告したが、情報開示手続によるもののみではなく、自発的に提供したものを含むより広い情報提供全体について、提供したもの、提供しなかったもののデータとその点検結果を報告すべきである。例えば、河川整備計画策定のプロセスにおいて、公開の会議で河川管理者が委員会および傍聴者、マスコミなどに提供した情報、資料、また、委員、一般住民などからの質問に対する回答などである。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		145件の情報開示請求に対して133件の開示を行ったとの報告であるが、件数の多少ではなく、適切に情報提供がなされたかどうかの評価が必要である。本来、情報開示請求がなされなくても適切に情報の提供が行われるべきである。そうでなかった点を点検・評価すべきである。また、12文書は存在しないため開示できなかったと報告したが、文書やデータがそもそも存在しなかったのか、探し方に問題はなかったのか、新たに作成してでも提供すべきであったのか、それらを点検・評価すべきである。また、開示しなかったものの内容が不明である。
	④事業改善の視野の有無		どのように改善しようと考えているのかは示されていない。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	特になし
点検法への改善意見			○情報公開は「住民参加」の前提条件として欠かせないものである。そして、あらゆる情報を、適切な時期に、自発的に公開することが今後の河川行政の信頼形成に不可欠であることは論を俟たない。整備局は、試行報告書において「行政文書の開示請求」にかかる開示・資料不在件数のみを報告したのは「情報公開」の意義の捉え方として狭義に過ぎる。

大項目	小項目	観点	選択された指標
5	1	5-1-2	情報発信方法の検証／HP、携帯サイトの内容、利用件数(P12)
主体参加の視点	情報提供（公開）の適切性	情報公開方法の適切性	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		河川管理者は、情報提供・公開の方法を「HP、携帯サイトの内容、利用件数」に限定して報告しているが、以下に示すように、それだけでは不十分である。
	①指標の選択は適切か		「HP、携帯サイトの内容、利用件数」を指標としたことだけでは十分とは言えない。
	②点検対象事業の選択は適切か		HP、携帯サイトなど住民が自らアクセスしなければならない、いわゆる p u l l 情報のみを取り上げているが、河川管理者が自発的、積極的に情報発信するメールマガジンなどの p u s h 情報も取り上げるべきである。また、紙媒体による情報発信など従来型の情報手段も点検・評価すべきである。
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		現代社会における情報提供・公開の方法として「HP、携帯」の利用は不可欠である。HPは国内・外への広範な情報発信手段として重要である。また携帯電話による情報発信は、即時性に優れ、降雨と流況に関する情報伝達などは住民の危険回避には特に重要である。しかし、これら以外にも河川管理者は洪水ハザードマップの普及、節水キャンペーン、河川レンジャーの周知などさまざまな広報や情報の提供を工夫しているはずである。HPや携帯サイトへのアクセス数、新着情報のアップ数を掲げるのみでは不十分である。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		アクセスして本当に必要な情報が得られたか、役立ったか、利用者の使い勝手、満足度などの評価が必要である。
	④事業改善の視野の有無		河川レンジャーに期待される活動を支援するとあるが、具体性に欠ける。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	特になし
点検法への改善意見			○情報発信方法の指標として、HP、携帯サイトの内容、利用件数とHP、携帯サイトにおける新着情報に内容・アップ数を挙げたが、整備局の情報発信はこれらのみならず、文書や報道機関などにより様々に行われているはずであり、不十分であった。

大項目	小項目	観点	選択された指標
5	1	5-1-3	情報公開發信に関する職員の意識向上／研修等の内容、開催数（P13）
主体参加の視点	情報提供（公開）の適切性	情報公開についての職員の意識の点検	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		指標は「研修等の内容・開催数」とされているが、点検結果として、目的、研修テーマ、内容、回数（頻度）、講師（の属性）などが点検されていない。 また、受講した職員の理解度を確認したり、現場でどのように活かされたか？その成果などの検証が必要である。これらをより具体的に記述することが望ましい。
	①指標の選択は適切か		研修を指標として選択したことは適切であるが、内容・開催数のみでは不十分である。
	②点検対象事業の選択は適切か		
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		研修によって職員の意識が向上したかどうかは記述はない。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か		研修等の開催数の具体的な記述はない。
	④事業改善の視野の有無		河川レンジャーに期待される活動を支援するとあるが、具体性に欠ける。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
3. 点検方法への改善意見	管理者の提示頻度	A	特になし
点検方法への改善意見			

大項目	小項目	観点	選択された指標
5	3	5-3-1	●意見聴取手法の開発に向けた取組／住民、住民団体との交流内容・回数(P13)
主体参加の視点	住民意見聴取の充足度	意見聴取手法の開発への取組み	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		
	①指標の選択は適切か		当初の指標では、住民、住民団体との交流内容・回数を指標としただけでは十分とは言えなかったが、学識者の意見聴取（淀川水系流域委員会）、流域住民の意見聴取、自治体の長の意見聴取、地元住民との対話プロセス（ダムについて）、関係府県との調整などの実績が情報として補充されたことにより河川管理者が具体的に取り組んだ意見聴取手法の開発と実践が一定示された。
	②点検対象事業の選択は適切か		河川管理者の事業や工事に関する説明会の開催回数だけではなく、河川懇談会など住民との日常的かつ多様なコミュニケーションの場にも点検対象を広げる必要がある。
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		事業説明会、工事説明会の内容が、言いつばなし・聞きつばなしの一方通行型ではなく、河川管理者と住民、あるいは住民同士の間で行われる対話型で行われているかどうか、及び住民の満足度、納得度を点検・評価すべきである。 事業や工事のための説明会だけではなく、日常的な交流型の河川懇談会などが実施されているかどうかをも点検・評価すべきである。
	④事業改善の視野の有無		河川レンジャーに期待される活動を支援するとあるが、具体性に欠ける。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	特になし
点検法への改善意見			○河川法第16条の2は「（河川整備計画の案を作成しようとする場合において）公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」規定した。整備局は、委員会の提案をもとに、ダムなどいくつかのテーマを設定して水系全体の住民を対象とし、巨額の経費と労力と時間を費やして大規模な対話討論会を30数回開催した。この取り組みを「整備計画に対する意見は対象外のために非対応」として今回の自己点検の対象にしないということは、著しく説得力に欠けるとともに、国民に対して説明責任を果たさないことになるであろう。そして、聴取した意見について、意見を反映しなかった理由の説明責任を果たすことが、特に河川行政に対する住民の信頼形成に不可欠であることは言うまでもない。 ○意見聴取手法の開発については、「もの言わぬ大衆」いわゆるサイレントマジョリティからの意見抽出方法の開発については住民参加部会の主要論点のひとつであり、明確な結論がえられなかったために委員会と整備局共通の検討課題として継続して検討すべき対象となっていたので、今後も是非取り組んでもらいたい。

大項目	小項目	観点	選択された指標
5	5	5-5-1	●住民参加推進プログラムの策定状況／住民参加プログラムの検討内容 (P6, P10)
主体参加の視点	住民参加推進プログラムの策定	住民参加推進プログラムの策定への取り組み	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		
	①指標の選択は適切か		住民参加推進プログラムの作成に向けた検討をはじめたことは望ましいが、プログラムそのものの存否や数は指標にならない。今後、作成されるプログラムの点検評価をしっかりと行うことが求められる。
	②点検対象事業の選択は適切か		
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		
	④事業改善の視野の有無		河川レンジャーに期待される活動を支援するとあるが、具体性に欠ける。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者提示頻度	A	特になし
点検方法への改善意見			○計画構想段階からの住民意見聴取、計画策定に向けた事前のさまざまな調査、諮問委員会や協議会の設置、事業完成後のモニタリングなど一連の河川行政のプロセスにおいて、広く住民参加、住民、住民団体等との連携を推進するためには、1) 川は地域共有の公共財産であるという共通認識の醸成、2) あらゆる情報の共有化、3) 住民と行政の役割と責任の分担、4) 多様な考えや立場の調整手法、5) 計画や事業の透明性の確保などについて、多岐にわたる河川事業の共通のミッションとしての理念と原則、そして様々な分野ごとに現場が最低限実践すべき住民参加プログラム（ロードマップを含む）を構築することが必要である。

大項目	小項目	観点	選択された指標
5	6	5-6-1	●住民参加推進プログラムの策定状況／住民参加プログラムの検討内容 (P6, P10)
主体参加の視点	住民参加の社会実験としての「河川レンジャー」の進捗	公募、選任の適正度	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		河川レンジャーの進捗状況を評価点検するに当たって河川レンジャーの選任システムを指標とすることは適切である。 河川レンジャーの教育・育成システムの充実が必要である。 河川レンジャーの活動が中立性を確保することが必要である。
	①指標の選択は適切か		適切。 河川レンジャーの教育・育成システムの充実を測る指標が必要である。 河川レンジャーの中立性を測る指標が必要である。
	②点検対象事業の選択は適切か		適切。
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		公募、第三者機関による公平な審査により河川レンジャーが選任されるシステムが定着しつつあるが、より相応しい人材を選任するシステムの検討が必要である。
	④事業改善の視野の有無		河川レンジャーに期待される活動を支援するとあるが、具体性に欠ける。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		
点検頻度への意見	管理者提示頻度	A	特になし
点検方法への改善意見			○委員会は、観点として6-1公募・選任の適正性に加え、6-2河川管理者のレンジャーへの対応の中立性を提示したが、後者は前者と重複するとして非対応とされた。しかし、選任プロセスと選任後の活動プロセスとは自ずと性質が異なり、特に河川レンジャーと河川管理者の双方に「河川レンジャーは河川管理者の代理人でも代弁人でもない」という中立性の認識とその遵守が大切であり、もしこれが崩れると住民の河川レンジャーに対する信頼のみならず制度自体の信頼性が失われかねないため、事業進捗点検の観点として重要なのである。次回点検時は点検項目としてリストアップすべきである。

大項目	小項目	観点	選択された指標
5	6	5-6-3	●河川レンジャーの進捗状況／河川レンジャーの選任システム・在籍人数（P6,P10）
主体参加の視点	住民参加の社会実験としての「河川レンジャー」の進捗	住民・行政との相互学習の場としての活用度	
1. 進捗状況の記述に関する意見	全般		指標として「交流内容・回数」としているが、むしろ交流内容が重要であり、回数のみでは不十分である。
	①指標の選択は適切か		河川レンジャーが、中立性を維持したか、河川の課題に積極的に関わったか、住民意見の聴取やニーズの収集・住民と河川管理者の橋渡し役という期待される役割を果たしたかに着目した指標が必要である。 また、河川管理者が河川レンジャーの活動の中立性を尊重したかに着目した指標も必要である。
	②点検対象事業の選択は適切か		
2. 点検結果の記述に関する意見	全般		河川レンジャーと住民・住民団体との交流内容についての報告が著しく具体性に欠けている。また、交流回数についても各年度の概数がグラフ化され、活動が年を追うごとに活発になっていることを視覚的に捉えることができるものの、数値的な評価以外何も活きた情報を読み取ることができない。水系のどの河川流域の活動でどのような活動が行われたかも把握できない。
	③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。		指標の評価及び観点の評価は不十分。
	④事業改善の視野の有無		河川レンジャーに期待される活動を支援するとあるが、具体性に欠ける。
	⑤選択された事業の他の観点への包含		河川整備計画における河川レンジャーの位置づけは、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むことである。個別事業の検討段階での住民意見の聴取やニーズの収集を行うことも任務として期待されている。将来的には、河川整備を進めていく上で住民と河川管理者の橋渡し役となることをめざすとしていることから、河川環境の保全と再生、治水・防災、利水、利用、主体参加、維持管理など河川整備及び河川管理の広範な分野に今後重要な役割を果たすことが期待される。
点検頻度への意見	管理者の提示頻度	A	特になし
点検方法への改善意見			○指標の選択と点検にあたっては、レンジャー活動をジャンル分けし、それぞれの継続性／一過性（密度や濃淡）、独自の工夫、特定の活動地域にのみ有効な活動／流域全体で活かせる活動、注目すべき活動などを取り上げ、今後の事業展開に寄与できる評価が肝要である。 ○グラフに盛り込む内容や要素についても、例えば、活動をジャンルに分け、活動の片寄り傾向などが把握できるようにするなど、今後の展開に役立つ工夫が必要である。

統合的流域管理の視点による点検評価のための、例示による具体的提案(要旨)

1. 事業間相互の連関性の検討という総合評価につなぐ仕掛け：連関図式の一例

環境、治水、利水、利用を横断する観点から総合的に点検するには、事業間相互の関係を連関図に示すことが有効である。ここでは、4.2.4 川本来のダイナミズムの再生（試行報告書作成途上資料 p. 34-39）を対象として事業間の連関性に関する認識図式の一例を紹介する（下図）。仮にこのような認識図式が河川管理者や専門家集団やその他の当事者でそれなりに合意されたとして以下話しを進める。ただし本図はあくまでイメージをつかんでもらうために例示的に示したもので、何ら科学的に確立したものでも、流域委員会の委員の中で合意されたものでもないことに留意が必要である。

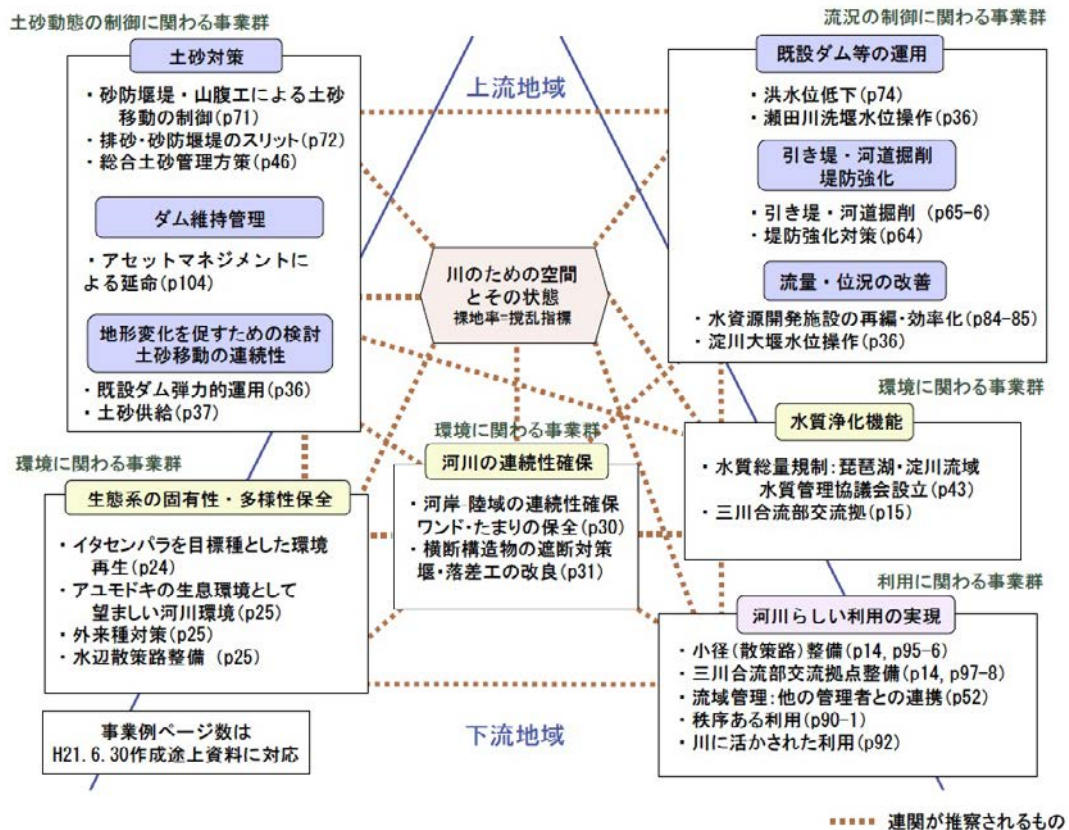


図. 川本来のダイナミズムの再生に関する事業間の連関図式の一例

試行報告書作成途上資料においては、「川本来のダイナミズムの再生」の点検項目は、同名の単独事業に対する進捗状況として記述されている。しかし、川のダイナミズム現象は、砂防、治水、利水、利用などの各種事業の影響下にあり、必ずしも単独事業対象として扱えるものではない。「川本来のダイナミズムの再生」を実現していくためには、実は砂防、治水、利水、利用の方針そのものを、この目的に応じて適応的に変更していく必要がある。たとえば、「治水への影響や水需要の抑制をふまえた利水への影響を考慮した上で淀川大堰や瀬田川洗堰の試行操作を行ない自然の水位変動に近づける」については、逆に「川本来のダイナミズムを前提とした治水や利水のありかたを検討する」ことが合わせて求められるのである。

また、環境や利用に関わる各種事業においても、試行報告書作成途上資料では、個別事業がそれぞれ概ね独立し、完結するものとして点検されており、お互いに連繋する方向性が希薄となっている。たとえば、河川環境の整備計画は、上流地域と下流地域の連繋や事業間の連繋を、互いに影響を及ぼし合う関係として取り上げ、立案や評価をしなければ適わないことは自明であり、進捗点検を通じて事業間の連関を将来の計画に戦略的に反映させていくような工夫や仕掛けが求められる。

2. PDCA サイクルプロセスに即した総合的評価へとつなぐ仕掛け

上記の事業間の関連図式はあくまで一つの試みとして示したもので、多様なバリエーションが考えられる。たとえば時間軸上で個々の事業の進捗を状況に応じて適応的に展開していくという総合化が考えられる。これはPDCAサイクルプロセスと関連付けて考えることでもある。具体的な場面(河川区間、市町村行政界の中など)で小さなPDCAサイクルプロセスを繰り返すことによって学習しながら事業間の関連づけ(の認識図式)を進化させていくことが可能であろう。このような図式の認識を共有すること自体が、多数の当事者を巻き込んだ事業群の調整課題でもあろう。さらにこのような認識図式の全体またはその一部が関連当事者の間で安定的に成り立つと判断されるのであれば、これをフレームワークとした総合的政策が用意できるはずである。これをもとに、具体の場面に絞り込んで実現性を確認し、検証していくアプローチも試みられてよい。いわば大きなPDCAサイクルをより小さなPDCAサイクルに落とし込んで、実際に実現性を検証していく方式がこれに相当する。いわゆる社会実験モデルは本来これに該当する試みであるはずである。

3. 統合的流域管理という総合的評価につなぐ仕掛け

事例を用いて説明する。

3-1 事例Ⅰ：流域管理に向けた継続的な施策展開 (p. 47)

「河川整備にあたって、事業実施前後にモニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境に関する評価を行い、数多くの知見を集積してよりよい環境の創出につなげる」とあるが、ここで「流域管理」とは、単なる個別の施設・河道区間の管理とは異なるはずで、そのことがどのように施策として位置づけられているかを評価することが統合的流域管理の視点から見ても有用であろう。

たとえば(1)モニタリングの実施・公表 という施策を構成する小施策(対策)1)「多自然川づくり」の評価と実施、2)河川環境のモニタリングの実施、とは相互に独立の施策と扱われているのか。たとえば1)「多自然川づくり」の評価と実施の一環として、2)河川環境のモニタリングの実施 を行おうという狙いはないのか。そうであれば、1)の対策は2)の対策に対して戦略的に優先される順位関係にあると判断されるが、そのような対策間の戦略的優先性は暗に想定されているのか。これらの対策が同時並行的に実施されるのか。あるいは時間的に一方の施策を先行させるのか。このような連関性が、施策やそれを構成する対策の間で戦略的に考慮されているのであれば、それを明示した記述があると、統合的流域管理を検討していく、小さな試行となりうる。同様のことは施策間についてもあてはまる。(1)モニタリ

ングの実施・公表と、(2)生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工 という施策は、相互に独立した施策なのかどうか。あるいは両者の間には、戦略的優先順位や時間的順序関係が意図的に設定されているのか、そうだとすれば具体的にどうであるのか。このような枠組み(ロードマップの一例となりうるもの)が明示されれば、より総合的検討が容易になる。

また「河川整備にあたって、事業実施前後にモニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境に関する評価を行い、数多くの知見を集積してよりよい環境の創出につなげる」ことを、各河川流域で進めていくためには、(多重の)PDCA サイクルをダイナミックにまわして順応的に行っていくことが不可欠であろう。なお、各地域で川づくりの評価を実施するために設置される環境委員会に類する委員会は、このような PDCA サイクルを想定して、各河川流域単位に川づくりの評価の仕方を試行する組織・仕組みとも解釈できる。このように考えると、暗に統合的流域管理の視点からの評価が既に試行されているとも判断される。もしそうであるとすれば、折角のこのような取組みをより積極的に戦略的に位置づける意味でも、今後、統合的流域管理の視点からの系統的評価を試行することが必要であろう。

3-2 事例 II：環境に配慮した効率的な水利用の促進 (p. 81-83)

- a) 1. 施策の概要 (2)水需要の抑制(p. 81) において、喝水対策会議の常設化や具体的な方策の推進が、実現すべき目標としてうたわれているが、そこまでにとどまっている。「節水型社会の実現は、市民社会のライフスタイルの変化を伴うことから、時間をかけて継続的に取り組む」との意思表示はなされているが、それを具体的にいつまでどのような形で実現するかについては、まったく触れられていない。もちろん一年単位で、そのような市民の水利用に対する意識や態度変化を期待することは困難であることは分かるが、その方向に向かったたとえわずかな歩みでも前進していくという明確な意思と、そのための戦略が示されることが望まれる。したがってここにも小さな社会実験のための PDCA サイクルプロセスによる系統的な検証が不可欠である。この場合、対象となるのは、比較的小さな地域(たとえば都市、あるいはその一地区、集落群単位)であってよい。また**具体的な歩み**は、必ずしも目に見えるものだけではなく、当事者同士がどのような認識を共有したのか、相互に何を共同学習したか、といったことを何らかの形で系統的に記録することから始めてもよい。
- b) 慣行水利権の許可水利権化の実施状況(p. 83) において、実態としてのデータのみが記されている。現状をどのように判断・評価するのか、またそれは過去(たとえば5年前)と比べて、望ましい方向に進展しているのか、なお現状を踏まえて、「許可水利権化」の働きかけを行っていく、とあるが、具体的にその戦略が示されていない。
- c) 水需要抑制の実施状況(p. 83)
ヒアリングの結果を踏まえて、困難性が示されているが、もしこの点について、参加者で何か認識の共有がなされたのであれば、それも一つの学習効果である。それならばその点について明記したほうがよい(これについては、冒頭で進捗点検結果の書き方について、備考欄として追加的に言及・参照できる書式上の工夫を提案したとおりである)。PDCA サイクルプロセスによる系統的な検証は、一見後ろ向きの膠着状態であっても、成果や前進

がなかったと扱うのではない。むしろそのような具体的困難事項についての共通認識が可能になれば学習効果があったとして積極的に評価することとなる。

3-3. 事例 III

良好な景観の保全・創出 (p21)

「4.2.2多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の(3)良好な景観の保全・創出 (p21) の観点では、「琵琶湖・淀川水系の歴史・文化多様性の価値の保全」があげられ、瀬田川の水辺の散策路整備についての進捗状況が記述されている。また、p64の「川の中で洪水を安全に流下させるための対策」においては、瀬田川の流下能力を確保しながらも優れた景観を形成している鹿跳溪谷の保全を重視した河川整備が重要であるとしているが、点検項目は上下流バランスおよび洪水位の低下対策と（治水に特化した内容に）なっている。歴史・文化多様性の価値をもつ景観は、長年にわたる自然の営みと人との関わり合いの総体として形成され、そして変化してきたものである。そのため、景観の保全は、散策道を整備するといった個別の事業のみによって達成されるものではなく、また、土砂移動や水位の変動あるいは植生のあり方と切り離し、配慮事項に記すだけでは不十分といえよう。また、周辺住民の暮らしや生業などとも深く関わっており、「人と川とのつながり」「川らしい利用」「まちづくり・地域づくりとの連携」という観点から景観の保全・創出について考える必要がある。試行報告書作成途上資料では、瀬田川の景観に関する事業が個別に完結するものとして点検されており、環境、治水、利用などとの連関が希薄である。それぞれが連繫する方向性で事業および評価のあり方を検討する統合的流域管理の視点が不可欠といえよう。統合的流域管理の視点は、「多自然川づくり基本方針」(p46) に示される、「河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する」という積極的な河川管理の具現化にもつながるといえよう。

また、p64の「川の中で洪水を安全に流下させるための対策」においては、瀬田川のみならず、宇治川、桂川においても景観の保全を重視した河川整備が重要であると記されている。これらの河川整備においても、治水、環境、景観、利用といった観点も含めた統合的な流域管理という視点からの河川整備および評価が求められる。p7の「川とまち・地域をつなぐ」で取り上げている三川合流部の整備においても、「豊かな自然，歴史，風土に根ざした景観の保全や景観に配慮した整備を行う」としており、「交流イベントの回数」といった利用の側面からの評価だけでは不十分といえよう。宇治川については、p46「流域管理にむけた継続的な施策展開」の観点の1つである(3)関連機関との連携による河川環境や景観の保全・再生では、塔の島地区（宇治川）の改修が取り上げられ、進捗状況を委員会の開催回数によって点検がなされている。多様な主体が連携して景観の保全や再生に取り組むことは重要であるが、このような検討とp64の「川の中で洪水を安全に流下させるための対策」などが別個に行われるのではなく、相互に関連をもちながら、地域の将来像を描いていくことが統合的な流域管理につながっていくと考えられる。

委員会が提案した進捗点検項目の試行報告書での対応状況

進捗点検結果への意見書			意見書 ページ	進捗点検に関する試行報告書	報告書 ページ
大項目	小項目	観 点		観 点	
(1) 環境 の 視 点	1:ダイナミズムの確保 による適度な攪乱の再 生	1-1-1 地形変化を促す方向への進捗状況	33	・地形変化を促すための検討状況	37
		1-1-2 流況・位況(流量・水位の変動様式)の健全性	34	・流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況	36
		1-1-3 目標とする規模の攪乱の発生状況	35	—	—
	2:河川・湖沼の連続性の 確保	1-2-1 内湾・汽水域・河川の連続性の確保状況	36	・内湾・汽水域・河川の連続性の確保状況	31
		1-2-2 横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策	36	・横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況	32
		1-2-3 本川・支川間の連続性の確保状況	37	—	—
		1-2-4 河岸・陸域の連続性の確保状況	37	・河岸・陸域の連続性の確保状況	31
		1-2-5 琵琶湖・内湖・流入河川間の連続性の確保状況	38	・琵琶湖・内湖・流入河川間の連続性の確保状況	33
		1-2-6 湖岸・湖棚・湖棚崖・湖底斜面の連続性の確保状況	38	—	—
	3:琵琶湖・淀川水系の 固有性および歴史・文 化の多様性の尊重	1-3-1 琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値の保全状況	39	・琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値の保全状況	24
		1-3-2 琵琶湖・淀川水系の歴史・文化の多様性の価値の保全状況	40	・琵琶湖・淀川水系の歴史・文化の多様性の価値の保全状況	27
	4:生物多様性の保全	1-4-1 生態系・生物群集多様性の維持・回復への貢献状況	41	・生態系・生物群集多様性の維持・回復に向けた取組状況	25
		1-4-2 種多様性を損なわず維持・回復への貢献状況	41	—	—
		1-4-3 遺伝的多様性を損なわず維持・回復への貢献状況	42	—	—
		1-4-4 生物多様性条約・ラムサール条約の遵守状況	43	—	—
		1-4-5 外来種対策の効果的な実施状況	44	・外来種対策の実施状況	25
	5:流域視点による水質 対策	1-5-1 水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況	45	・水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況	44
		1-5-2 水質総量規制の制度や対策の計画の立案状況	46	・水質総量規制の制度や対策の計画立案状況	43
		1-5-3 流域視点による水質対策の実現状況	46	・流域視点による水質対策の実施状況	46
	6:流域総合土砂管理 の評価	1-6-1 流域の土砂生産・移動・堆積の実態の評価状況	47	・流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況	46
		1-6-2 流域に土砂の受け入れ準備状況	48	—	—
		1-6-3 総合土砂管理の評価方法の確立と実施状況	49	—	—
	7:流域的視野の環境 影響評価	1-7-1 各流域の環境の課題と目標整理状況	50	—	—
		1-7-2 環境影響評価の項目に流域的な要素の包含状況	51	—	—
		1-7-3 環境影響評価における長期的な環境コストの検討状況	51	—	—
	その他	環境の整備と保全に関する計画の批准された国際条約の準拠状況	52	—	—
(2) 治水 の 視 点	1:被害軽減・ 避難体制	2-1-1 破堤氾濫に備えての被害軽減対策、避難体制の整備	53	・破堤氾濫に備えての被害の軽減対策、避難体制の整備状況 ・破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況 ・関係機関との連携	58 18 19
		2-2-1 洪水エネルギーの抑制・分散対策	54	・河道に集中させてきた洪水エネルギーの抑制／分散対策の実施状況 ・関係機関との連携	61 19
		2-3-1 堤防強化対策	55	・堤防の強化対策の実施状況 ・ハードによる超過洪水対策の実施状況 ・良好な水辺まちづくりに資する河川事業の実施	64 70 15
	4:河道流下能力	2-4-1 河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減進捗状況	56	・河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況	68・74
	5:上下流バランス	2-5-1 上下流バランスの確保性	57	・上下流バランスの状況	68
	6:土砂移動の制御	2-6-1 土砂移動の制御の進捗状況	58	・土砂移動の制御の実施状況	72
	7:洪水被害	2-7-1 洪水被害期待値の減少	59	—	—
		2-8-1 高潮被害軽減策	60	・高潮被害軽減策の実施状況	76
	8:高潮	2-8-2 想定高潮被害の減少	61	—	—
		2-9-1 地震・津波対策	62	・地震対策事業の実施状況 ・津波対策事業の実施状況	79
	9:地震津波	2-9-2 想定津波被害の減少	63	—	—
		2-10-1 河川管理施設の維持管理	64	・堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施状況	103
	10:維持管理	2-10-2 許可工作物の点検整備及び対策	65	・許可工作物の点検整備及び対策について施設管理者への指導状況	106
		2-10-3 河川管理区域等	66	・河川区域等の管理状況	108
(3) 利 水 の 視 点	1:水需要管理の推進	3-1-1 渇水対策会議の機能の拡大、常設化の進捗	67	・水需要抑制の実施状況	83
		3-1-2 水需要抑制の進捗	68	・水需要抑制の実施状況	83
		3-1-3 水需要の精査の進捗	69	・水需要抑制の実施状況	83
		3-1-4 水利権の見直し、転用の進捗	70	・水利権の見直し、転用の実施状況	83
		3-1-5 既設水源開発施設の再編と運用の見直し進捗	71	・既存水源開発施設の再編と運用の見直し実施状況	84
		3-1-6 慣行水利権の許可水利権化の進捗	72	・慣行水利権の許可水利権化の実施状況	83
		3-1-7 安定した水利用ができていない地域の対策状況	73	・安定した水利用ができていない地域の対策状況	85
	2:渇水対策の確立	3-2-1 渇水容量の必要性と確保手法の検討	74	・渇水対策容量の必要性と確保手法の検討状況	87

委員会が提案した進捗点検項目の試行報告書での対応状況

進捗点検結果への意見書			意見書 ページ	進捗点検に関する試行報告書	報告書 ページ
大項目	小項目	観 点		観 点	
(4) 利用の視点	1:「川でなければできない利用、川に活かされた利用」の実現	4-1-1 河川管理者と利用者が河川生態系と共生するための情報の共有化と意思疎通状況	75	—	—
	2:陸域・水陸移行帯・水域の秩序ある利用	4-2-1 陸域・水陸移行帯・水域の秩序ある利用に向けて誘導または規制への取り組み状況	76	・水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組状況(水面利用)	90
	3:陸域・水陸移行帯・水域の特性に配慮したか	4-3-1 利用にあたり、河岸-陸域の連続性を確保するための取り組み状況	77	・水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組状況(水面利用)	90
	4:「本来河川敷以外で利用する施設」の縮小	4-4-1 「本来河川敷以外で利用する施設」の縮小への取り組み状況	78	・陸域・水陸移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組状況(川らしい河川敷利用)	91
	5:「川に活かされた利用」の推進	4-5-1 「川に活かされた利用」の推進の取り組み状況	79	・「川に活かされた利用」の実施状況 ・住民・住民団体(NPO等)との連携状況 ・子ども達の関わりを促進する取り組みの実施状況	92 10 11
		4-5-2 川の安全利用施策の実施状況	80	・「川に活かされた利用」の実施状況	90
	6:憩い、安らげる河川の整備	4-6-1 憩い、安らげる河川の整備状況	81	・憩い、安らげる河川の整備状況	95
	7:まちづくり・地域づくりとの連携	4-7-1 まちづくりや地域連携の取り組み状況	82	・まちづくりや地域連携の取り組み状況	98
	8:水源地域の活性化	4-8-1 水源地域ビジョンの推進状況	83	・水源地域ビジョンの推進状況	21・100
	9:上下流の連携の構築	4-9-1 上下流交流を促進するための活動状況	84	・上下流交流を促進するための活動状況	21
(5) 主体参加の視点	1:情報提供(公開)の適切性	5-1-1 あらゆる情報の公開	85	・情報公開の状況	12
		5-1-2 情報公開方法の適切性	86	・情報発信方法の検証	12
		5-1-3 情報公開についての職員の意識の点検	87	・情報公開発信に関する職員の意識向上	13
	2:説明責任(アカウンタビリティ)	5-2-1 説明責任(アカウンタビリティ)を果たしたか	—	—	—
	3:住民意見聴取を十分行ったか	5-3-1 意見聴取手法の開発への取り組み	88	・意見聴取手法の開発に向けた取り組み	13
		5-3-2 意見聴取の対象を限定しなかったか	—	—	—
		5-3-3 いわゆるサイレントマジョリティからの意見抽出方法の開発に取り組んだか	—	—	—
		5-3-4 意見聴取のための広報は適切であったか	—	—	—
	4:聴取した意見を整備計画に反映したか	5-4-1 聴取した意見は計画や事業に適切に反映されたか	—	—	—
		5-4-2 意見を反映しなかった理由を住民に説明したか	—	—	—
		5-4-3 意見聴取の方法と結果を事後評価したか	—	—	—
		5-4-4 意見聴取・反映により住民との信頼関係は構築できたか	—	—	—
		5-4-5 問題や課題についての認識を共有しているか	—	—	—
		5-4-6 計画は住民の考えや願いとずれていないか	—	—	—
		5-4-7 利害対立は調整できたか	—	—	—
	5:「住民参加推進プログラム」の策定	5-5-1 「住民参加推進プログラム」の策定への取り組み	89	・「住民参加推進プログラム」の策定状況	10
	6:住民参加の社会実験としての「河川レンジャー」の進捗	5-6-1 公募、選任の適正度	90	・河川レンジャーの進捗状況	10
		5-6-2 河川管理者のレンジャーへの対応は中立性が保たれているか	—	—	—
		5-6-3 住民・行政との相互学習の場としての活用度	91	・河川レンジャーの進捗状況	10
	7:諸委員会・協議会等への住民参加	5-7-1 諸委員会・協議会等への住民参加は進んでいるか	—	—	—
	8:住民参加のボトルネックの見極めと対策	5-8-1 川、河川管理、計画策定について、住民の無関心、無関係意識があるか	—	—	—
		5-8-2 職員に「住民は無知」、「行政は無謬」という意識があるのではないか	—	—	—
		5-8-3 住民対応の体制が未整備なのではないか	—	—	—
		5-8-4 行政、関係機関が事業を計画、実施するにあたり人員・時間・予算などの余裕の不足がないか	—	—	—
		5-8-5 住民が参加し、行政と協働するための参加のデザインの未熟はないか	—	—	—
		5-8-6 住民が参加し、行政と協働するためのしくみやルールを整備しているか	—	—	—
	9:住民参加の取り組みへの住民の満足度	5-9-1 住民参加の取り組みへの住民の満足度を把握できているか	—	—	—
理(6) 統合的流域管	1:治水・利水・環境の事業間で相互関係性が検討され示されているか	6-1-1 相互補完する関係が各事業内容に考慮されているか	—	—	—
		6-1-2 協働する関係が各事業内容に考慮されているか	—	—	—
		6-1-3 競合する関係が各事業内容に考慮されているか	—	—	—
	2:PDCAサイクルの実現	6-2-1 事業全体のロードマップが適切に示されているか	—	—	—
		6-2-2 PDCAサイクルの小輪から中輪への接続戦略の有無・適否	—	—	—
		6-2-3 長期にわたる大規模な公共事業計画の見直しや中止のための法整備、しくみづくり	—	—	—

※表中の「—」は河川管理者が点検結果を示さなかった観点

第3次淀川水系流域委員会委員名簿・意見書担当者表

No.	氏名	対象分野	所属等	意見書担当分野
1	綾 史郎	河川	大阪工業大学工学部 教授	治水・利水
2	池野 誓男	防災	元大阪府港湾局長、大阪の河川を愛する会会長	治水
3	岡田 憲夫	地域・まちづくり・都市計画	京都大学防災研究所 所長	統合的流域管理
4	川上 聡	住民連携・地域特性	NPO 法人全国水環境交流会理事、木津川源流研究所所長	主体参加
5	川崎 雅史	景観	京都大学大学院工学研究科 教授	利用
6	河田 恵昭	防災	関西大学環境都市工学部 教授	治水
7	河地 利彦	利水	京都大学大学院農学研究科 教授	利水
8	佐藤 茂雄	地域・まちづくり・都市計画	京阪電気鉄道株式会社 代表取締役 CEO	利用
9	佐野 静代	水文化	滋賀大学環境総合研究センター 准教授	利用
10	澤井 健二	利用	摂南大学工学部 教授	利用
11	寶 馨	河川	京都大学防災研究所 教授	治水
12	竹門 康弘	生態系	京都大学防災研究所 准教授	環境・統合的流域管理
13	田中 真澄	住民連携・地域特性	岩屋山志明院住職、鴨川の自然をはぐくむ会代表、NPO 法人市民環境研究所副代表	主体参加
14	千代延 明憲	住民連携・地域特性	流域住民	利水
15	中村 正久	水環境	滋賀大学環境総合研究センター長	総括・利水・利用
16	西野 麻知子	生態系	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター総合解析部門長	環境
17	久 隆浩	地域・まちづくり・都市計画	近畿大学理工学部社会環境工学科教授	主体参加
18	深町 加津枝	植物	京都大学大学院地球環境学堂景観生態保全論分野 准教授	統合的流域管理
19	本多 孝	住民連携・地域特性	IPNET-J インタープリテーションネットワーク・ジャパン事務局長	主体参加
20	水野 敏明	魚類	滋賀県立琵琶湖博物館／WWF JAPAN	環境
21	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	治水
22	宮本 博司	防災	株式会社樽徳商店代表取締役	治水
23	村上 哲生	水質	名古屋女子大学 教授	環境
24	山下 淳	法律	関西学院大学法学部 教授	主体参加